

近代フランスにおける労使関係と ディリジスム

大 森 弘 喜

2006年3月

**The Institute for Economic Studies
Seijo University**

**6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157-8511, Japan**



近代フランスにおける労使関係とディリジスム

大 森 弘 喜

はじめに

- I 大衆的サンディカリズムの抬頭－革命的サンディカリズムの危機－
 - I－1 炭鉱夫のサンディカリズム
アラスの協約 / 北部炭鉱夫に固有なサンディカリズム
 - I－2 金属労働者のサンディカリズム
メレイムの鉄鋼経営分析 / 『労働者の生活』誌に見る経済分析 /
メレイムの評価と批判
 - II 経営者団体の組織化－炭鉱協会と鉄鋼協会－
 - II－1 炭鉱協会の結成と変遷
北運河開鑿 / 労働問題への対応 / アンタント
 - II－2 鉄鋼協会
UIMM の結成 / コルポラティスム的社会保障 / 外国人労働力の
組織的導入
 - III ミルランの改革構想とその挫折－早熟だったディリジスム－
 - III－1 労働争議仲裁法案 ミルランの弁護士経験と 1892 年法
 - III－2 社会関係の中に介入する国家
労働者代表制 / 仲裁とストのルール化
 - III－3 運営機構に社会関係を組入れようとする国家
労働評議会 / 労働審判所 / 労働監督官制度
- 結びにかえて

はじめに

階級対立の激しいフランスでは、あるべき労使関係の構築は別稿で見たように困難な仕事であった。¹⁾ 19世紀末から今世紀初頭に高揚した革命的サンディカリズムは、ゼネストにより労働者大衆の階級的覚醒を促し、国民経済を麻痺させ政治権力を掌握し、搾取のない、労働者が主人公となる社会の実現を目指したが、「行動的少数派」による社会革命が現存のブルジョワ秩序の転覆を図

1) 本稿は次の拙稿の続編である。併せて参照されたい。[大森弘喜, 2006.]

るものである限り、暴力を伴うものであるかどうかを問わず、国家権力による激しい弾圧を受けるのは避けられなかった。他方で、19世紀第3四半期以降の第二次工業化は労働力編成の多様化をもたらし、イデオロギーによる違いも手伝って労働戦線は一枚岩ではなくなった。社会的観点からは尚更に労使関係の正常化が望まれる所以であるが、労使ともに伝統と遺産に囚われて頑固な態度を和らげることはなかった。それ故国家は「社会平和」の観点から労使関係の調整にのりだし、世紀転換期ごろから介入を強めていくのだが、国家介入自体も、誰が指導するかで、その政策にニュアンスが生じてくる。後に見るように、「社会主義者」ミルランとクレマンソーとではベクトルが全く異なる。

本稿は19世紀末から20世紀初めのフランスにおける労使関係の変遷を、労使の団体形成と労使関係を調整する国家介入（ディリジズム）に注目して考察する。

I 大衆的サンディカリズムの抬頭

19世紀第3四半期以降に展開した第二次工業化は、それまでの手工的熟練（経験）と「勤」に頼る工業構造にある変化をもたらした。つまり機械設備を備えた大工業が化学・ゴム・製紙・金属・炭鉱などに登場し、大きな労働力の雇用を創り出した。中でも金属業と炭鉱業は、1906年の国勢調査によれば「従業員500人以上の大企業」に従事する労働者が80%余を占めた。（表1参照）²⁾

2) 1906年国勢調査については次のF.キャロンの分析を参照せよ。[F. Caron, 1979] この調査により20世紀初頭のフランス工業構造を概観しておこう。先ず「工業」とはこの調査では「財を産する事業所」を云うのであり、「パン屋や豚肉加工業者も工業に含まれるが、総菜屋や肉屋は含まれない」。「事業所」とは「最低限二人の勤労者のグループ」を指すという。フランスに特徴的なことは、「孤立の勤労者 *travailleurs isolés*」が1,501千人と、「賃銀労働者を雇用しない事業所」で労働する者が630,200存在することである。[F. Caron, 1979, p259-61] 要するに「賃銀労働者ではない工業活動人口」が合計で2,132千人存在する。* 工業に従事する「賃銀労働者」は368万人であり、その分布は表1-1に見る通りである。フランス全体では「雇用規模100人以上」の企業に雇用される労働者が、40%を超えるほどまでに成長したことが目に付くが、他方で、「雇用規模10人以下」が全体の3分の1を占めることもフランスの特徴である。鉄鋼業に代表されるビッグ・ビジネスの誕生と並んで、旧来の中小零細企業がひしめいている様子が窺える。

*F.キャロンの叙述は、多くのフランス人歴史家に見られるように、数字に関しては不明瞭さを残している。p259の「630,200」は「賃労働者を雇用しない事業所」の数なのか。だ

以下ではこの二つの工業部門における労働組合と労使関係を考察する。

I-1 炭鉱夫のサンディカリスム

炭鉱夫の労働組合組織化で先鞭をつけたのは、前述のように中部ロワールの炭鉱夫たちであったが、19世紀後半にロワール炭鉱が資源枯渇し、代わって北部炭鉱（ノール、パドカレ両県）がフランス炭鉱業の中軸を担うようになると、労働組合運動でも北部が主導権を握るようになる。北部炭鉱一帯には24の炭鉱企業が叢生し、第三共和政初期にはおよそ4万人程度であった雇用労働者が、第一次大戦前夜には実に13万人にも達した。[大森弘喜, 1882, p180] 主力となるパドカレ県の炭坑の基幹的労働者は、早くから操業したノール県やベルギーか

とすると p261 の同「63,200」事業所と合致しない。後者が「630,200」の誤植なのか。私はこれを上記のように「賃銀労働者を雇用しない事業所で勤労する者」と解した。でないと著者の挙げる「2,132,047」人の合計と一致しないからである。

尚同じく1906年国勢調査を分析しているG. ルフランの記述にも疑問が残る。「1906年での、工業における従業員、626万人の内訳は次の通りである。」とあるが、上記の如く「賃銀労働者を雇用しない勤労者」と「賃銀労働者」を加算しても626万人には達しない。氏自身が記述する内訳を合計しても5,637千人にしかならない。さらに「産業全体では労働者の60%が賃労働者10人以下の企業で雇われており、72%は50人以下の企業で雇用されている」との記述も納得しがたい。[G. ルフラン, 1974, p40] 氏のこの部分の叙述は「工業」に限定されている筈だから、下の表のように、労働者の60%（正確には59.8%）は「雇用規模100人以下の企業」に雇用されている。

表 1-1 フランスの賃銀労働者の雇用規模別分布（1906年：％）

全体	雇用規模10人以下	同10人～100人	同100人以上	同500人以上
	32.2	27.6	40.2	18.5
食品	62	25	13	
布地加工	58	28.5	13.5	
木材	58.5	32	9.5	
建築・公共事業	47	40	13	
皮革	41	35	24	
採石	28	46	26	
印刷・製本	18	45	37	
陶器・ガラス	14	30	56	20
化学	11	36	53	21
ゴム・製紙	7	34	59	20
繊維	9	22	69	26
金属加工	27	26	47	24
金属冶金	0.66	2.2	97.2	80
鉱山	0.25	3.5	96.2	86

出典 [F. Caron. 1979, p259]

ら調達されたが、不熟練労働者のかなりの部分は地元農村から吸引された。農民層分解は定説通りに、土地を持たない日雇農や作男、僅かな地片しか持たない零細農、小農の順にすすみ、新たに開鑿された炭鉱に引き寄せられていった。

同じ炭鉱夫の運動でも中・南部の炭鉱と北部炭鉱のそれとでは大きな違いがあった。中・南部炭鉱では、同地の製鉄業と同じように、資源枯渇に由来する経営不振が労働条件の悪化をもたらす場合が多く、これに反発する坑夫の運動は生存をかけた暴動になりがちだった。そうした事例としては1886年のドゥカズヴィル Decazeville 炭鉱争議と92年のカルモー Carmaux 炭鉱争議が有名である。

ドゥカズヴィル炭鉱は、「アヴェイロン炭鉱・製鉄会社」が所有する露天掘りで有名な炭鉱で、大蔵大臣を務めたレオン・セイ Léon Say が社長を務めていた。争議の発端は、同社の重役兼技師であるワトラン Watrin が向こう10年間に賃銀を半減する案を提示したことであった。激怒した坑夫らはその撤回と同時に永年の諸要求を提示し、ワトランと交渉したが何ら進展を見ず、討論を打ち切って帰るワトランを捕まえてリンチしついに殺害してしまった。争議は実に5ヶ月に及び政治問題化したが、要求の大半は実現せず、僅かに運炭車一台あたりの単価を、1フラン90から2フランへ引き上げるという回答を引き出しただけの敗北に終わった。³⁾

同じくアヴェイロン県のカルモー炭鉱は、代々ソラージュ侯爵 Solages の所有・経営する炭鉱で、パテルナリズムの専制支配が続いていた。それは労働者への福利厚生と引き換えに、忠実な精勤を求める罰則規定と罰金を特徴としていたが、カルモーの坑夫たちは労働組合会議を結成し、その拘束からの解放を模索し始めた。労働組合会議の長であり、この町の市長にもなったカルヴィニャック Calvignac が、所用で留守の間に炭鉱会社から解雇されたことが争議の発端となった。組合会議に指導された坑夫らはストを構え、取締役の役宅を襲撃し辞任を迫った。軍隊が派遣されストは鎮圧されたが、2週間にわたるストの間、西欧諸国の坑夫の支援と輿論の盛り上がりにより、ソラージュ侯爵は辞任した。

3) 賃銀削減案の撤回のほか、坑夫らが要求した主なものは、2週間毎の賃銀支払い、試用期間の廃止、会社購買部（エコノマ）の廃止、最低賃銀保障、8時間労働日、労働争議で拘留された者の釈放などである。[M. Branciard, 1967, p151] なおレオン・セイは社長職を引責辞任した。

これら二つの炭鉱における労働争議が暴力的であったことの原因は何か。幾つかの理由が考えられる。一はパテルナリズム *paternalisme* の息苦しさである。ドゥカズヴィル炭鉱夫の要求の一つに「会社購買部の廃止」があるが、それは坑夫に日用必需品を販売するために会社がつくった購買施設である。これは当時の地方に散在する製鉄・炭鉱企業で遍く見られる施設だが、労働者の評判はどこでもよくなかった。というのは、多くの会社は購買部でしか通用しない金券をもって、給与支払いに代えたためであった。さらに購買部は品揃えも不十分であり割高ですらあった。また「ツケ買い」が許されていたことは、一見すると労働者に好都合に見えるが、それは彼らが会社に縛り付けられることをも意味していた。その他に、会社は優良従業員には社宅を安価に提供していたし、子供たちの養育・教育の施設、レクリエーション施設も用意していた。労働者は生まれたときから死ぬまで会社の世話になるのである。経営者は「権威ある父親」であり、「子ども」の従業員はそれに逆らうことは許されなかった。

第二の理由は、これらの炭鉱は孤立した「企業城下町」であったことが考えられる。ロワール河上流域や北部一帯の工業地帯と違って、他に雇用機会を見出すことが難しいドゥカズヴィルやカルモーでは、賃銀切り下げ、失業・解雇は生活そのものの破綻を意味していた。生活防衛のために必死になるのは故なしとはしない。

では資源枯渇が避けられないのになぜ彼らは諦めずに抵抗したのか。そこにはこの産業に特有な事情が関わっている。それが第三の理由である。すなわち、フランスでは1810年鉱山法で規定されているように、地下埋蔵資源の所有権は国家に属し、鉱山経営者は国家から「採掘権 *concession*」を一定期間（多くは99年）与えられているのであり、「権利の濫用 *abus*」や赤字経営が生じたときには、国家が採掘権を引き上げるか、経営を買い戻す *rachat* ことができることとされた。つまり坑夫らは労働争議を激化させて世間の耳目を集め、敢えて国家の介入を招こうとしたと考えられる。⁴⁾

4) 坑夫は19世紀には「鉱山を坑夫のもとへ」というスローガンを掲げていたが、20世紀に入る頃からは後に見るように、鉱山の国有化を積極的に求める。[R. Trempé, 1968, p104] これも上記の鉱山法に依拠した発想であろう。カルモー炭鉱については同じくトランペの次の労作を参照せよ。[R. Trempé, 1971]

これと対照的に北部炭鉱ではパドカレ県に新鉱区の開鑿がすすみ、採炭量は増加の一途をたどっている。第二帝政初期には 100 万トンだった採炭量は、第三共和政初期には 500 万トンに達し、世紀交替期には 2,000 万トンを超え、第一次大戦前夜には 2,700 万トンにも達した。それとともに全仏に占めるシェアも第二帝政期の 24% から世紀交替期の 60%、第一次大戦前夜には 67% に達した。[大森弘喜, 1882, p181]

だが 19 世紀末大不況はこの地にも及び、第二帝政末期にはトン当たり 12～13 フランをつけていた山元価格が、1870 年代末以降 11～9 フランにまで下がり、この低価格が 98 年ごろまで続く。炭鉱経営者はこの不況を、不熟練坑夫の大量雇用とその長時間労働という古典的方法（いわゆる絶対的剰余価値の生産）によって乗り切ろうとはかった。通常の製造業では新鋭の機械設備を導入してコストの低減化を図る方法（資本の技術的構成の高度化）が一般的であるが、北部炭鉱では多くの経営がその方途を取らなかった。⁵⁾ したがって労使間の争いも長時間労働とその対価をめぐる問題に集中した。

アラスの協約

本稿は労働運動史研究ではないので、北部炭鉱におけるストについてはごく簡潔に素描し、労使関係を中心に叙述したい。

1889 年秋、北部炭鉱で最大の採炭量を誇るランス Lens 鉱山の堅坑で自然発生的にストが発生し、ドゥエ地区の 3 つの炭鉱からパドカレー帯の炭鉱に拡大した。坑夫の要求項目は、①地下労働者の賃上げ（坑夫 1 フラン、運搬夫 75 サンチーム、見習い坑夫 50 サンチーム）、②残業方労働の廃止、③年寄り坑夫へのいたわり、④欠勤時の罰金の廃止、⑤寡婦を引き続き炭住に住まわせること、であったが、[Ed. Lozé, 1891, p50] 注目すべきはフランスでは初めて団体交渉が

5) 北部炭鉱の技術について略記すれば、採炭は「透かし掘り」でなされており、第一次大戦前に載炭機（コウルカッター）による長壁式採炭は全く実施されていない。掘進工程は 20 世紀初頭にはルール炭鉱で普及を見た圧縮空気鑿岩機が導入されている。運搬過程は一般に旧態依然で、切羽から狭い坑道への搬出は「運搬夫」が籠を用いて行い、主要坑道における運炭車の牽引も蒸気機関ではなく、馬匹による運搬が支配的であった。地上への石炭搬出には巻揚げ機が使用されていたが、一部の大手炭鉱を除いて堅坑は一本であり、昇降機は概して小型だった。つまり 20 世紀においても北部炭鉱の機械化は一部の工程でしか進んでいない。この事実が採炭夫への依存とその相対的地位の向上をもたらしたことは否めない。[大森弘喜, 1882, p198]

なされて労使の合意が成立したことであった。労働側の代表は「パドカレ炭鉱夫組合 Syndicat des mineurs du Nord et du Pas-de-Calais」であり、経営側は「ノール＝パドカレ炭鉱協会 Comité des Houillères du Nord et du Pas-de-Calais」であった。15社の代表が加入したノール＝パドカレ炭鉱協会は、労働側と交渉し、それらの企業で働く全ての労働者の賃銀を同年10月16日以降10%引き上げることを回答し、合意が成立したのである。⁶⁾

90年には石炭市況の好転をうけて労働側の攻勢はさらに続き、8月に一律10%の「割増賃銀 prime」を獲得することに成功した。それは炭価にスライドする原則であったので、91年に市況が悪化すると坑夫は新たな要求を掲げてストに入った。ノール＝パドカレ炭鉱夫組合は労働者のさまざまな要求を次の5つに要約して、経営側と交渉をもった。⁷⁾ ①賃銀の公正な配分、②割増賃銀を含まずに日賃銀5.50フラン、③救済基金と退職年金制度化、④8時間労働日、⑤ストあるいは組合活動を理由に解雇された労働者の復職である。経営側は市況悪化を理由にこれらの要求を退け、さらに坑夫賃銀は熟練の度合いと危険度により規定されているので、賃銀の平準化は意味がないと反論した。坑夫組合は代議員投票により辛うじてスト賛成が多数を占め、同年11月中旬にはほぼ全ての北部炭鉱で労働が停止した。北部一帯にはおよそ5万人の坑夫がいたが、その70%、34千人がストに突入した。

しかし経営側は何の譲歩もせず事態は膠着した。この打開に奔走したのが二

6) 15社のうち比較的有名なものを幾つか挙げると、アニッシュ社、ブリュエ社、クリエール社、マルル社等である。尚スト発祥のランス社は当時はこのノール＝パドカレ炭鉱協会には加盟していなかったので、個別の労使交渉がもたれて上記の内容が合意された。付言すれば、北部炭鉱で最も老舗のアンザン鉱山は、労使ともに団体には加盟せず孤塁を守っていた。アンザン鉱山は典型的なパテルナリスト的企業であり、その労使はともに他社とは違う「誇り」を抱いていた。だが、北部炭鉱での労働運動の展開と労使の団体交渉の拡がりには、その孤立性に影響を与えずにはおかない。

7) 統一要求に入らない各社独自の要求項目には、当時の坑夫労働と生活を髣髴とさせるものが散見されるが、紙幅の関係で労使関係に限定して紹介すれば、まず坑内監督夫への苦情や不満が幾つかの企業で見受けられる。ランス社では具体的に名を挙げて「坑内監督夫のBとDは労働者に無礼な態度を取る」と非難し、オストリクール社では「下位の管理職は労働者をもっと尊重すること」を求め、ドゥーシー社でも同じく「会社の監督夫が労働者にもっと厳しくない態度をとるように」と求めている。次にヌウ社の要求に認められるように「土曜日夜の残業方労働の廃止」と「会社購買部の廃止」がある。[Ed. Lozé. 1891, p58-63] 坑夫の人間としての誇り、自由な消費生活への希求が明瞭に認められる。

人の「坑夫議員」バスリ Basly とラマンダン Lamendin であった。彼ら自身はストには消極的であったが、一旦ストが打たれるとバスリは公共事業大臣と会見し、調停 arbitrage という「妙案」に想到した。バスリは下院で調停方式を提案し、首相も諒承し、下院議会も賛成 354、反対 107 で可決した。付言すべきは、バスリがさらにパドカレ炭鉱の経営を国家管理にすべきだとの提案をしていることである。勿論この段階では彼の提案は否決されるのだが、その発想には、前述のように炭鉱経営への国家介入を積極的に求めることで、労使問題の解決を図ろうとする志向が認められる。

調停作業は労使双方が 5 名の調停委員を選出し、政府の調停委員を交えて行われたが、不調に終わった。そこで次にはパドカレ県知事が仲介に乗り出し、長い協議の末に合意が成立した。その要点は、①公正な賃銀決定がなされるように配慮する。（同一の炭層は同一の賃銀率とする、労働者の熟練や能力に関係ない事柄で賃銀が決定されないようにする。）②坑内監督夫の教育を徹底し、労働者に不公平なことを行わないようにする、不満があれば技師に訴えて善処する。③割増賃銀は従前通り 20% とする。④ストをした廉で解雇しない等であった。[Ed. Lozé, 1891, p99-101] この合意が成って坑夫らは同年 11 月 30 日に 2 週間ぶりで坑内に降りた。これが「第一次アラス協約」Conventious d'Arras であり、以後この方式が北部炭鉱における労働争議の解決の方式となる。

1890 年代中葉は坑夫のサンディカリズムは停滞した。93 年には先の第一次アラス協約の実行について坑夫の中に疑念が生じ、これがストにまで発展したのだが労働側の敗北に終わった。⁸⁾ 以後しばらく沈滞していた坑夫の運動は大不況明けとパリ万博景気により活況をとり戻した。1898 年から 1900 年までパドカレ坑夫組合はノールの坑夫とも協力して断続的に大規模なストを打ち、ノール＝パドカレ炭鉱協会と断続的に交渉し、大きな成果を獲得した。一つは、家賃の 93 年以前の水準への復帰であり、これは家賃 35% 減額というかたちで実現した。二は賃上げであるが、北部炭鉱に特徴的なことは「割増賃銀」方式が採られたことで、99 年には 2 回にわたり各 5% アップ、1900 年には更に 10%

8) このときの坑夫の関心は半月毎の給与支払いの「写し」であった。多くの鉱山では給与支払いの前々日に切羽毎に稼ぎ高が張り出されるが、それは 2 日間で取り去られたので、坑夫らは自分の稼ぎ高を十分に検討する余裕がなく、これが疑念を生じさせる原因であった。「給与明細の写し double carnet de paye」問題はブリュエ鉱山から生じ、坑夫組合がこれを取り上げて経営側に要求したのだが、経営側はこの当然の要求を斥けたのである。

のアップが合意され、ついにパドカレの採炭夫は40%もの割増賃銀が払われるという一種異常な状態が生まれた。(期間は1年半、地上労働者には10%の割増賃銀、ノール県の坑夫は同20%)割増賃銀は石炭市況に連動するボーナスであり、経営の観点からは合理的な利潤配分方式であったのだが、労働側はその固定化を強く望んでゆく。三は、懸案の残業方労働であり、これは第四次アラス協約で「労働者の自発性に任せる」とされたが、現実には坑内監督夫の強い要請があれば坑夫はそれを断りきれず、その後も継続した。⁹⁾これが第二次から第四次のアラス協約の概要である。[CHF, 1906, p10-20]

アラス協約が期限満了を迎える1902年初頭には、パリ万博景気の反動から炭価は低下していたので、経営者側は割増賃銀の比率を従前の坑内夫25%、地上労働者10%に戻すことを労働側に通告したので、新たな労働争議が生まれた。02年春ごろから数度の労使交渉がもたれたが、両者の主張は平行線をたどった。バスリら労働側は現状維持を強く望み、経営側は炭価低迷を理由に割増率の引き下げを譲らなかったため、坑夫らは労働停止を決意する。この度の特徴は中部の炭鉱労働者も呼応してストを打つことが、1902年9月のコミントリイ大会で決議されたことである。ところがスト予定日の10月9日の前日に、パドカレの坑夫らはこの決議を無視してストに突入し、今回の争議はこの地方だけの労使交渉で解決されるだろう、と宣言した。¹⁰⁾ここには労使とも

9) 「残業方労働 *longues coupes*」は、前述のように資本の技術的構成を高めずにできる、最も手取り早い石炭増産の方法だったので、広く普及した。出来高賃銀制の下で、切羽配分に権限を持つ坑内監督夫の強い要請があれば現実には残業方労働、とくに土曜日夜のそれは拒みきれなかったようである。自らも長い坑夫経験を有し、後に炭鉱夫連盟の指導者ともなるG. デュムランは述懐している。「大部分の労働者は2週間分の給料を得る条件を坑内監督夫に依存している。婉曲的な表現で頼まれば残業方労働を拒めないのだ」と。もし拒めば、週明けに切羽に着いた坑夫は、「その仕事の最も好い所を土曜日の残業労働が取ってしまったことに気づくだろう」と。更に残業を拒否しつづければ解雇される恐れもあると。[G. Dumoulin, 1912, p356]。なおデュムランの略伝については[G. Lefranc, 1967, p154-56]を見よ。向学心に燃える少年が家の貧しさ故に、家計を助けるために早くから色んな所へ働きに行かされ、上級学校へ進級できなかった「絶望」が、彼を労働運動へと導いた。それはL. ジュオー、P. モナット、あるいは幾分異なるがA. メレイムなどにも共通する境遇と軌跡であった。

10) このとき大会決定を無視してスト突入をしたのは、バスリら改良主義的指導部に批判的なゲード派の坑夫とその支持者だったという。[CHF, 1906, p25] 彼らは一連のアラス協約が、労働陶冶の階梯では下位にある見習坑夫 *galibots* など、不熟練労働者には余り恩恵を施さないこと、また彼らの身分上の保障も約束していないことを主張していた。改良主義的指導部

に炭鉱業の主力は北部であって、中部の利害は二の次だという地域エゴイズムが見て取れる。

それはともかく、バスリら坑夫議員はいつものやり方を踏襲して下院での議会工作をもとに、ノール、パドカレ両県知事の和解斡旋をとりつけた。02年10月30日にアラスで労使の交渉がもたれた。労働側は坑夫組合を代表して次の5つの提案をした。①賃上げ、②給与支払いの管理、③最低賃銀制、④過重な労働の廃止、⑤スト参加者を解雇しないこと。経営側は概ね妥協的な回答をしたが、最低賃銀制は原理として認められないこと、賃上げは市況が暗転しているために応じられないこと、の二点は頑強に固持した。若干のコメントを付ければ、最低賃銀制はこれまでも坑夫組合の中にくすぶっていた案件であった。だが、炭鉱業のように切羽が地底に散在し、その労働過程を経営が常時管理できない職場にあっては、時間賃銀とそれに基づく最低賃銀制は合理的ではない。それ故かつては「請負制」が採られ、その後は「出来高賃銀制」が採られるのであり、経営側に合理性がある。

労働側はこの回答に満足せず、労使双方ともに政府の調停を仰ぐことになった。労使双方の委任を受けた二人の調停者(鉱山技師長のドゥラフォン氏と「橋梁・道路局」の統括技術者プロスラン氏)は石炭の市場価格のデータを細かく分析し、現行の30%割増賃銀は妥当な水準であること、最低賃銀制は今回は不問にすること、代わって坑夫の退職老齢年金の整備と充実をはかること、を調停案として示した。一部の労働者には不満もあったようだが、大筋では労使ともに合意しストは約3週間で終息し、労働が再開された。[CHF, 1906, p33]

1906年3月10日(土)夕刻、クリエール鉱山3番堅坑で大爆発がおき、坑内に閉じ込められた坑夫1,101名が死亡するという未曾有の事故がおきた。世に言う「クリエールの大惨事」Catastrophe de Courrièresである。炭鉱の保安が世人の注目を集めたが、犠牲者の葬儀直後から会社の保安責任を追及するストが自然発生し、北部炭鉱一帯に瞬く間に広がり、その数は4万人を超えた。[G.

への反発と批判は前述のように、1906年クリエール鉱山後のストでは、革命的サンディカリズムの側からも噴出する。付言すればこれらゲード派の坑夫の多くが、その後故国を離れてアメリカに移住していったという。尚、この北部炭鉱夫の大会決議違反が全国坑夫連盟の分裂を惹き起こし、運動に混乱をもたらしたのである。



図1 「クリエールの大惨事」の犠牲者の棺を吹雪の中、仲間の坑夫が共同墓地に埋葬した。

Lefranc, 1967, p131-35] 組合幹部は暴力を伴うこのストには必ずしも賛成ではなかったが、ストを背景にいつもの方法で政府や経営側と、保安体制、遺族補償、坑夫の待遇改善などを交渉した。06年春先のストで特徴的なことは、バスリから穏健的・協調的な組合指導部に批判的なアナルコ・サンディカリストらが、「新組合」を結成したことである。その指導者が現地ではブルトシュ Bourtchoux や G. デュムラン G. Dumoulin であり、CGT 中央から派遣されたのは P. モナット P. Monatte であった。騒然とするなか坑夫の直接投票によりスト権が確立した、その矢先にブルトシュら過激派がランス市庁舎と炭鉱経営者宅を襲撃する事件を起こし逮捕された。着任早々の内務相クレマンソー G. Clemenceau はこの機を捉えて運動の弾圧に乗り出し、軍隊を派遣して新組合の活動家 40

名を逮捕した。¹¹⁾

坑夫の運動は沈静化し、再び旧組合が主導権を取り返して政府の調停を求め問題解決に当たった。クレマンソーは暴力行為を徹底的に弾圧したが、労使交渉では坑夫の要求を評価し、経営側には労働再開を望むなら大幅な譲歩が必要だと迫った。経営側は何よりも労働再開と社会平和を望んだので政府提案を受け入れ、同年4月14日パリで労使それぞれ十数名から成る会合がもたれ、激しい応酬の後に次の案で合意に達した。¹²⁾ ①賃上げは割増賃銀のうち半分は基本給に組み入れ、残り16%は割増賃銀とする、②退職年金制度については、55歳で勤続30年以上の者が受給資格を有し、年額550~600フランを1908年以降支給する、という内容であった。[CHF, 1906, p10-20] こうして、CGTが8時間労働日の実現を求めてメイデー・ゼネストを準備している直前に、ノール＝パドカレの坑夫らは大きな成果に満足して運動の後景に退くのである。

北部炭鉱夫に固有なサンディカリズム

以上の簡潔な労働団体と運動の概観から、北部炭鉱夫に固有なサンディカリズムの特徴を拾い出してみよう。第一は大衆的サンディカリズムという性格である。前述の如く19世紀第3四半期以降に急速に開鑿されたパドカレ炭鉱は、農村から大量の不熟練坑夫を吸引しここに集住させた。世紀転換期頃には一口に8万人が、第一次大戦前には13万人の坑夫がノール＝パドカレの狭い鉱区に生活した。中には放浪する坑夫もいたが、多くは「炭住」（炭鉱住宅 *corons*）に

11) クレマンソーによる労働運動の弾圧政策は容赦なく進められた。詳細は政治史に譲るが、ごく簡単に事実のみを列挙すれば次の如くなる。1906年5月1日 CGT幹部グリフェールとモナット逮捕、PTT（郵便電信電話公社）の下級官吏と小学校教師の解雇、07年組合結成した廉で公務員処罰、南部ブドウ栽培農民の騒擾を軍隊による鎮圧、08年ドラヴェイユ建築ストで憲兵による労働者二人死亡、ゼネストを宣言したCGT幹部の逮捕拘留、労働取引所の閉鎖命令、09年PTTゼネスト宣言、下級官吏805名の解雇。[H. デュビエフ, 1969, p42; 佐藤清, 1976, p40] クレマンソーは、ビスケット製造労働連盟の書記メティヴィエをスパイ兼煽動者に使って暴力的ストを起こさせ、これを徹底的に弾圧した。「スト破壊者クレマンソー」に関する次の文献も参照されたい。[J. H. Jackson, 1946, p133-162; G. Michon, 1931, p117-123; J. Juillard, 1965]

12) ノール＝パドカレ坑夫組合からはバスリヤラマンダンなど16名の代表、経営側からはノール＝パドカレ炭鉱の代表的経営者11名が出席したが、注目されるのはこれまで孤壘を守ってきたアンザン鉱山 Anzin の取締役社長 C. ペリエ C. Périer も顔を出し合意したことである。[CHF, 1906, p41]

居住し、狭い空間のなか助け合って生活していた。坑夫はどこでもそうだが、地底での死と隣り合う労働ゆえに仲間意識が強く、これが運動にも強く反映していた。坑夫の連帯意識は、どこかの鉦山^{ヤマ}で勃発したストがすぐに北部一帯に波及することでも窺える（連帯スト）。初期の頃は組合加入も低かったが、連帯ストにを経過する中で組合組織化はすすみ、後には闘争資金を別途醸出するなど、裾野は広がった。

前述したように、当時の労働運動の主力は「少数活動家」が主導する革命的サンディカリスムであったが、以上のことから坑夫の運動がそれとは異質であることが諒解されるであろう。これが第二の特徴である改良主義である。坑夫らは決して高邁な理想を掲げるのではなく、ごく日常的で切実な要求を掲げて労働争議に望んだ。曰く、労働時間の短縮（8時間労働日と残業方労働の廃止）、賃銀の増額とその公正な配分（割増賃銀と賃銀支払い書の写し）、坑内監督夫の態度是正など。

ところで坑夫を改良主義に導いた要因はなにか。一つには、危険かつ過酷な、労働消耗的な地底労働そのものであった。「クリエールの大惨事」に至らない労災は坑内で頻発し、毎日のように死者や負傷者が出ていた。坑夫らは坑道を支える木框^{キカマテ}が不足していると訴え、換気専用の堅坑開鑿を求めているが、産出高を優先させる鉦山会社はこうした坑夫の声に耳を貸さなかった。また労災の犠牲者とその遺族が生活補償を求めるのも、早期に退職する坑夫らが老後の生活保障を求めたのもごく自然なことであろう。退職老齢年金制度の嚆矢が坑夫であったのも故なしとはしない。賃銀改定では、アラスの協約に見られる通り、市場炭価に連動する割増賃銀を採ったのも現実的な改良主義の一例である。

要因の第二は、当時の社会主義運動や革命的サンディカリスムの間接的影響である。北部の労働者と共に繊維工業と炭鉦業に一定に影響力を保持していたのはゲード派であったが、彼らは労働運動本来の役割を理解できず、労働組合を選挙の票田かプロパガンダの道具としてしか見ていなかった。これでは日常の労働に深く根ざした運動を展開する坑夫の支持を得られなかったのも当然であったろう。他方、労働取引所やCGTを母胎に活動していた革命的サンディカリスムは、労働者解放の哲学をさまざまに展開していたが、ゼネストによる経済活動の麻痺、政府要人や経営者への暴力行為などを正当化する側面をもち、来るべき社会での労働組合の役割を過大に評価するなど未熟な社会改革プラン

であった。さらに革命的サンディカリズムに特有な反国家主義は、ブルジョワによる経営よりも国家的経営を望む坑夫の思想的傾向とは相容れなかった。

坑夫の改良主義は、いわゆる社会改良主義とも異なり、資本主義経済や国家についての明確な認識を回避した狭隘な視野しかもち併せていなかったのも事実である。バスリらノール＝パドカレ坑夫組合は他の産業に先駆けて8時間労働日や老齢退職年金制などを獲得するのだが、そこに一貫して見られるのは自らの狭い職業的利益の追求である。これこそF. ベルティエが繰り返し批判する「職業的エゴイズム」であった。その意味でもフランスに特有なコルポラティズム *corporatisme* の一典型と見なすことができる。その延長にあるのは「地域エゴイズム」である。1902年ストの顛末に明瞭に認められるように、ノール＝パドカレの坑夫らは中部や南部の炭鉱労働者との連帯を真面目には考えていなかったふしがある。もっと云えば、彼らが度重なるストと労使交渉で獲得した成果を、他の地域や他の産業に及ぶのを回避したいとの偏頗な考えに捕われていた。こうした北部坑夫連盟の狭い料簡は、実は経営者の地域エゴイズムとも連繋していたように見える。先述のアラスの協約もパドカレ坑夫組合が先鞭をつけた闘争解決の仕組みであり、これが遅れてノールの労使にも拡大したのである。その際にはノール炭鉱業に固有の条件が考慮されていた。労使ともに全国レベルでの坑夫の待遇や退職年金制度を検討するのを避けて、北部炭鉱だけで問題の解決を図るのを得策とみなしていたのである。

北部炭鉱夫組合の第三の特徴は、集団的な労使交渉に道を開き、これを公権力の介入により援護して貫うという、その戦術の新しさにある。それまでの坑夫の運動はゲード派にしろ、革命的サンディカリズムにしろ、突発的で暴力的な山猫ストが主流であった。こうしたやり方では、運動は孤立し首謀者は解雇されて運動は頓挫すること必定であった。二人の指導者バスリとラマンダンも、ともにストを指導した廉で解雇された。彼らは、地元で飲み屋や軽食喫茶店を経営する傍ら坑夫運動を指導し、ともに1880年代に下院議員に選出されると議会工作を背景に公権力を利用し、経営者をして地域ぐるみの団体交渉の席に着かせるという、新しい戦術を編み出した。その結果は贅言するまでもなく、他の産業部門に先駆けての8時間労働日、アラス協約、老齢退職年金制、保安委員会への坑夫代表参加などであった。だからといって二人の坑夫議員による北部炭鉱夫のサンディカリズムを、「労使協調路線」と非難するのは言い過ぎ

であろう。縷々述べきたったように、坑夫らは坑夫議員の思惑を超えてストを打つことがしばしばあったし、坑夫議員も一旦ストが決行された後は、その力を背景に政府・議会へ働きかけ、坑夫待遇の改善への理解を求め、社会平和の観点から公権力の「調停・仲裁」を導き出し、労使間の合意へと繋げてゆく。恐らくこの路線が最も合理的かつ現実的な路線であったに違いない。この経験が後述する A. ミルランによる一連の労使関係改革に大きな影響を与えたと思われる。独自の路線を追求する北部炭鉱夫の大衆的サンディカリズムは、少数ミリタンによる革命的サンディカリズムに取って代わり、CGT の性格自体を変えてゆくことになろう。

I-2 金属労働者のサンディカリズム

坑夫連盟と並ぶ規模の大きな労働連盟は金属労連であったが、この職業は歴史が古いために職能別に組織されていた。これを一つの産業別連盟に統合したのがアルフォンス・メレイム Alphonse Merrheim である。彼は元はルベの銅鑄掛職人であり、1904 年にパリに出てきて CGT の仕事に専念するが、彼の最も緊要な課題が当時 4 つに分立していた金属関連労連の統一であった。鉄鋼労働者と銅鑄掛工は緩やかな連合体を形成していたが、鑄鉄工連盟と機械工連盟は独自に組織されていた。メレイムは 05 年の金属労連大会で両者に統一を呼びかけた。彼の認識は金属工業における資本の集中が目覚ましい勢いで進行しており、これに対抗するには労働者も一つの金属労連にまとまり、地方の組合運動を一元的に指導することが必要不可欠だというものであった。この機運は 06 年の CGT アミアン大会での建築労連の統一により盛り上がったのだが、第二帝政期から活躍していた機械工はかつての職能別組織に愛着をもち産業別の組織化には躊躇をみせていた。また革命的サンディカリズムの牙城の一つであるセーヌ県の鉄鋼労働者は、ゼネストに懐疑的なメレイムを改良主義的だと批判しており統一に難色を示していた。それでもメレイムの粘り強い説得で 09 年には金属労連への統一が達成され、CGT での最有力労連のひとつになった。¹³⁾

13) 金属労連の加盟者数を参考までに挙げれば、1903 年には 9,000 人程度が、05 年には 14,000 人、11 年には 27,000 人にまで増加している。フランスの場合は労働組合の強さを加盟者数のみでは測れないこと縷々述べた通りであって、金属労連の強大さも争議件数（スト）で測定するのが妥当である。表 1-2 は金属労連中央が蒐集したデータであるが、05 年以降争議

[N. Papayanis, 1985, p48-50] この過程で、J. ラタピラライヴァルたちが失脚しメレイムが金属労連の自他共に認める指導者となった。

メレイムの鉄鋼経営分析

CGT の中央執行委員としてメレイムは文字通り東奔西走し、8時間労働日の実現に向けての全国キャンペーンや労働争議の支援に当たった。彼が最も積極的に関わった争議は、05年春から秋にかけてのロレーヌ Lorraine 鉄鋼業スト、06年メイデーから夏にかけてのエンヌボン Hennebont 工場スト、08年初夏から夏にかけてのドラヴェイユ=ヴィルヌーヴ・サン・ジョルジュ Draveil-Villeneuve-Saint-Georges での建築労働者ストの三つであった。これらの争議はいずれも十分な成果を得られず、有体に言えば労働側の敗北で終わったのだが、その原因をメレイムは経営側の圧倒的な強大さと、対照的な労働側の組織化の遅れと旧態依然たる戦いぶりのなかに見つけようとした。

05年春から秋にかけてのロレーヌ鉄鋼ストは、先ず鉄鉱石採掘の坑夫が先鞭をきり、これに金属労働者が追隨するかたちでロンウィ Longwy 盆地に広がった。坑夫ストは自然発生的であり、要求も「鉱石運搬車の正確な秤量」や2週間ごとの賃銀支払いなど、概してプリミティヴであり、また運動の時々で指導者が変わるなど古典的なスタイルだった。最初この運動を指導したのはイタリア人社会主義者カヴァラッチ Tullo Cavallazzi であったが、彼が特別警察の追及を受けて国外追放になったあと、同地の労働者の要請に応じてパリから来た指導者がメレイムであった。彼は兵糧攻めにあっている坑夫とその家族のた

表 1-2 金属労働者の労働争議状況 (1901-07)

	スト件数	スト参加者	要求が受け容れられたもの	妥協が成立したもの	敗北したもの
01-03	26	2,894	14	6	5
03-05	60	10,302	27	25	8
05-07	114	55,857	22	59	30

出典 [N. Papayanis, 1985, p52]

引用者註 ①スト件数の合計が合わないのは金属労連中央の集計の間違いによるものだという。②年次の境界が不明瞭なのはパパヤニスのせい、原典（金属労連大会報告）のままなのかは判然としない。

件数が倍増し、スト参加者が5倍増している。これは一件当りのスト参加者が平均で3倍弱増加していることを示すが、この事実はこの間の鉄鋼ビッグ・ビジネスの成長を示唆している。これに争議結果を重ね合わせて考えると、大手金属企業での争議が敗北するか、何らかの妥協で終結していることが分かる。



図2 ロレーヌ鉄鋼業の高炉労働者たち（20世紀初頭）

めに「スープ・コミュニスト」*soupe communiste* と呼ばれる炊き出しを行いつつ、他方で坑夫の窮状を「給与明細書」を明らかにしつつ世間に訴えた。[大森弘喜, 1996, p200]¹⁴⁾ この過程でメレイムらの尽力により「ムルテ・モゼル坑夫組合会議」が組織された。

本稿との関連では金属労働者のストがより重要である。アノッセ Hannosset やメレイムらの働きかけで05年秋にはロンウィ製鋼社 *Acieries de Longwy* とポンタ・ムソン社 *Hauts Fourneux et Fonderies de Pont-à-Mousson* でも労働ストが起こり、「労働者の良心の自由」や賃銀問題の改善などの要求が掲げられた。だがこの地を代表する二人のパテルナリスト的経営者、アレグサンドル・

14) メレイムは労働運動や社会運動関係の多くの雑誌に、坑夫の給与明細書を掲げている。その詳細については [大森弘喜, 1996, p233] 註(78)を参照せよ。彼のこの資料には幾つか腑に落ちないところがあるが、それでも坑夫が道具や火薬を負担していること、かなりの罰金を徴収されていること等が窺える。

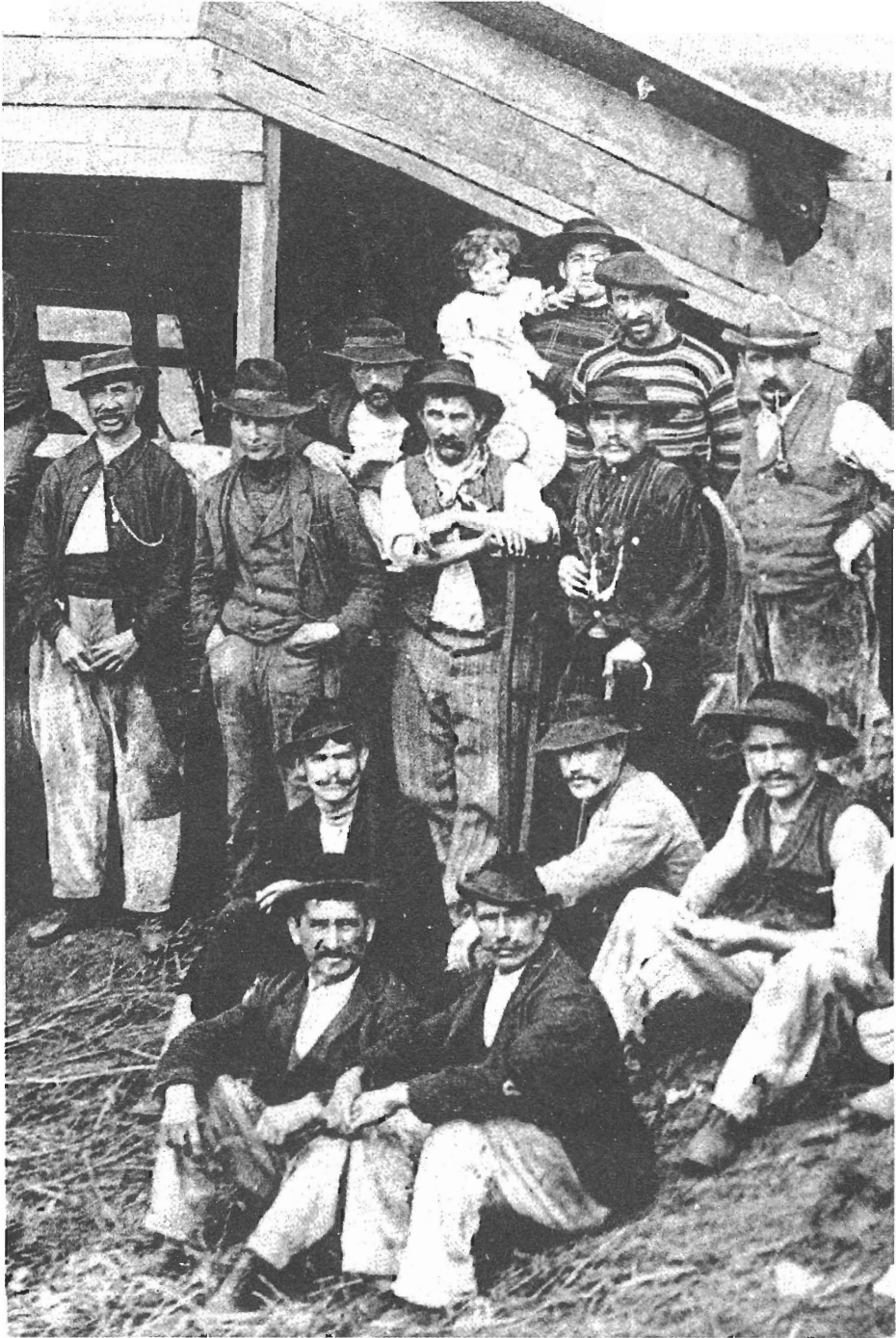


図3 スープ・コミュニストに集まったイタリア出身の坑夫たち（1906年スト）



図4 1906年ロレーヌ・ストライキの指導者たち、右から3番目がA. メレイム

ドリュ Alexandre Dreux とカミーユ・キャヴァリエ Camille Cavallier は、鼻から労働者の要求に耳を貸さず、副知事や治安判事の仲裁も断り、徹底的に労働運動を弾圧した。そこには1884年職業組合法を受け容れる姿勢もなく、労働者が待遇に文句を言うことすら認めようとしなないパテルナリズム特有の頑冥固陋さがあった。だが、この段階ではメレイムは未だ、近代鉄鋼業の生産力の集中と経営者らの協働には気づいてはいないようである。

06年のエンヌボン工場（ワックス製造）での労働争議にもメレイムは加担している。この会社は第二帝政以来順調に業績を伸ばしているのに、この間全く賃銀など待遇改善をしてこなかったため労使の争いは絶えなかった。折から8時間労働日を訴える全国キャンペーンを実施していたCGT幹部は、ブルターニュのこの小都市にも遊説し運動を勧誘していた。これに応じてエンヌボン工場労働者は、賃上げ・8時間労働日・個数賃銀制の廃止などを求めて会社と交渉したが、パリ本社からの拒否回答を受けるとスト決議をした。6月から8月中旬まで約3か月続けられたストには紆余曲折があった。要点を摘記すれば、CGT中央から派遣されスト指導に当たったセラケの逮捕、その後任のメレイムにかけられる警察の脅しと妨害¹⁵⁾、他所者への労働者の冷たい視線、会社取

15) メレイム研究の第一人者パパヤニスは、その著作の中でメレイムに付いた警察スパイの報告を詳細に検討している。パパヤニスによれば、メレイムは逮捕され監獄にぶち込まれるの

締りであり同市の市長でもある J. ジバンの革命的サンディカリズムへの敵意、非妥協的な態度とスト参加者への切り崩し工作、兵糧攻めにあい仕事に復帰する一部の組合員、彼らへのスト参加者の暴行と放火事件、ジバンの口約束とその裏切り行為・スト参加した廉での解雇、メレイムによるスト終結宣言。

メレイムは CGT の事務的な仕事をこなす傍ら、この地のストを精力的に指導し、非妥協的なジバンから何ほどかの待遇改善を取りつけるべく労働者を鼓舞した。もし何らの成果もなく「頭を垂れて戻れば事態はスト以前よりも悪くなる」と説いたが、結局ストは完全な敗北に終わり、何らの改善もないどころか、スト労働者 150 名の解雇通告が発せられた。メレイムの最後の仕事はこれを極力減らすことであり、会社との交渉でこれを 10 名にまで減じたのである。

[N. Papayanis, 1985, p21-29]

このストでメレイムが学んだことは、サンディカリズムは強大な経営者とそれを援護する国家権力の二つの敵に直面していること、そしてどのようなコースを辿れば革命を成就できるのかを熟考すべきだということであった。この思いを更に強固にしたのが、08 年のドラヴェイユ=ヴィルヌーヴ・サン・ジョルジュにおける建築労働者のストでのメレイムの経験であったように思われる。パリの南方にあるこの二つの小さな町で、統一間もない建築労連の労働者が 8 時間労働日の実施を雇用主に求めてストに蹶起した。これに対抗して経営者もすぐに同盟を組織したが、労使交渉は行われず同年 6 月に座り込みストに入った労働者らはゼネストを呼びかけた。CGT 中央は準備不足であったが、建築労連に圧されるかたちでゼネストを呼びかけたが、たちまちクレマンソーによる予防検束にあい支援運動は流産し、建築ストはあえなく敗北した。メレイムは CGT 中央から派遣されてこのストに加わっていたが、一連の事態のなかでゼネスト路線そのものに懐疑的になっていった、という。¹⁶⁾

を極度に恐れていたというから、非法法ぎりぎりのところで運動を指導していたのであろう。確かに CGT 指導部が相次いで逮捕拘留されるなかメレイムだけは例外であった。その理由は定かではないが、メレイムが己自身の逮捕は CGT の崩壊に繋がることを熟知していたからではないか、また権力側もメレイムの逮捕が労働者の死に物狂いの反発を招くだろうと観測していたからだろう、とパパヤニスは見ている。[N. Papayanis, 1985, p35]

- 16) 本稿ではメレイムの思想遍歴を直接に扱うことはしないが、08 年のこの建築ストとその直後の CGT マルセイユ大会が、彼の改良主義への転機となったようである。疑いもなく「スト破壊者」クレマンソーの弾圧政治に怖れをなしたことも一因であるが、強大になった経営陣営と謂わば素手で戦うゼネスト路線を疑い始めたことも一因であろう。また同年のマルセ

メレイムはこれらの経験を総括して、ゼネストのためには用意周到な準備が必要であり、敵を正確に知ることが必要であると考えた。「我々は余りにも長い間、我々の解放にはモラル面での努力だけが必要であると信じてきた。勿論それは常に肝要だが、事実の教えるところでは、経済面での努力は存在理由がないと言い切るのも誤りである」[A. Merrheim, *OM*, 1905, p2]

そのために彼が試みたのは資本主義経営の分析であった。彼はエンヌボン工場ストの際、会社側が提出した財務関係書類を全く理解できず、対等な交渉をもてなかったことを深く恥じていた。[N. Papayanis, 1985, p62] 彼が分析の対象として選んだのは、彼自身も属する金属とくに鉄鋼業経営であった。なぜならそれこそがビッグ・ビジネスの一典型であり、経済社会と政治を動かす「原動力」と考えられたからである。

彼はクラテス Cratès (筆名 F. ドゥレジー) 教授の鉄鋼業研究を熟読し、また彼に実際に教えを乞いつつ、1908年夏以降精力的に論考をまとめ発表した。鉄鋼経営に限定すれば、雑誌『社会主義者の運動』誌に掲載した一連の論考がそれであり、これを補完するのが『労働者の生活』誌に掲載されたルボルタージュ的な論考である。さらにこれらを包括して刊行されたのが、1913年の大著『鉄鋼業』である。メレイムは極めて正統的に鉄鋼技術の進歩を踏まえて各生産過程を分析し、さらにその上部構造として経営者の組織化を描いた。¹⁷⁾ 本

イユ大会で正式に CGT 加入が認められた坑夫連盟が改良主義的であることに、メレイム自身は一抹の不安といくばくかの安堵を覚えていたようである。彼はそれが正式な要請であれば拒むことはできない、状況に従って行動すべきである、と述懐している。[N. Papayanis, 1985, p39]

- 17) 大著『鉄鋼業』は1913年に鉄鋼労連から刊行されたのだが、不可解なことに著者名が明記されていない。そこから F. ドゥレジーと F. Delaisi の共著ではないかとの憶測も生まれるのだが、それはともかく、その詳細な内容は本稿の趣旨から逸れるので、ごく簡潔に要点のみを摘記しておこう。(但し、不思議なことに各章のタイトルは欠落している。)メレイムは第1章で製鋼革命(マルタン平炉法・ベッセマー転炉・ギルクリスト＝トーマス転炉法)を論じ、これを実現した鉄鋼ビッグ・ビジネスをシュネーデル社やクルップを例に引いて概観する。第2章では鉄鉱石採掘－製鉄－製鋼の生産の実態が主要生産地ごとに叙述される。さらに面白いのは高炉生産費の国際的比較を行っていることである。(ここでも不可解なことに第3章が欠落している。単なる誤植かも知れないが)第4章ではフランスにおける鉄鋼ビッグ・ビジネスが詳細に観察されている。第5章は鉄鋼業関連工業として鉄道資材・造船・自動車・農機具製造分野が描かれ、第6章では鉄鋼経営者の組織化が2つの分野でなされていること、つまり生産や市場の組織化としてのコントロール(共同販売機関)と、経営者団体として鉄鋼協会と UIMM(冶金・鉱山業連盟)が素描される。これに続いて加盟企業

稿の趣旨からは鉄鋼経営者の組織が肝要であるので、『社会主義者の運動』誌の一連の論考を中軸に据え、これを補完するものとして『鉄鋼業』の第6章「鉄鋼経営者の組織化」を検討しよう。

メレイムは「フランスにおける経営者組織」と題する論考を、1908年6月から09年秋まで1年半の間に9回に分けて、『社会主義者の運動 *Le Mouvement Socialiste*』に寄稿している。¹⁸⁾ 経営者組織といっても対象は金属工業に限定されたものだが、彼は近年の鉄鋼業の目覚ましい発展を、製鋼技術に着目して、主たる産鉄地における資本と労働の集中過程を描き出そうとしている。3回目の論考が核心部分「フランスの経営者組織」であり、「フランス鉄鋼協会 *Comité des Forges de France*」とその関連団体が縷々述べられている。彼はフランス鉄鋼業の技術革新や装備の近代化が独米に比較して遅れていることを、過度の保護関税体制にあると鋭く指摘している。とはいえ近年フランス鉄鋼業経営者は二つの面で組織化に着手している。一つが経営者団体の形成であり、それがUIMM（冶金・鉱山業連盟 *L'Union des Industries Métallurgiques et Minières et des Industries qui s'y rattachent*）への大同団結である。他の一つがコントロール *comptoir*（共同販売機関）や各種アントン *entente*（協定）など広義の独占体の形成である、という。メレイムは、サンディカリズムが経営者組織について正しく認識する意義を述べる。

「経営者のこれら二つの組織の力が、金属労働者の努力を無力なものにしてきたし、もし有効に抵抗しなければ益々無力化するだろう。繰り返す云うが、彼らの力を認めるのがよかろう。それを否認することは、長期の持続的な努力が要するという正しい認識をミリタンから奪ってしまうだろう。」[A. Merrheim, *MS*, no. 202, p180]

メレイムは、フランス鉄鋼協会が議会で働きかけて海軍建艦や軍需生産に関

の会社概要が一つ一つ丁寧に略記されている。この部分は彼の意気込みからすると平板で切込みが浅く物足りない。第7章では、労働日と賃銀、労働者の「最悪の敵」である飲酒と労災など、主要な労働問題が扱われ、最後の第8章「わが主人は我々を如何に支配しているか」では鉄鋼経営者のリストが掲載されている。

18) A. Merrheim, *L'Organisation patronale en France, Le Mouvement Socialiste*, no. 200, 1908, p5-25; no. 201, 1908, p81-95; no. 202, 1908, p178-197; no. 203, 1908, p270-277no. 204, 1908, p339-362; no. 205, 1908, p408-425; no. 209, 1909, p284-289; no. 211, 1909, p431-448; no. 215-216, 1909, p321-346

わる法律の成立を促し、その受注を加盟企業に配分する構造を述べている。軍需はもとより民需の鉄鋼製品についても、それぞれに団体結成が行われて、外国に較べて割高な価格設定と遅い納期が常態化している事実を、彼は逐一叙述している。¹⁹⁾ 更に彼は新興工業として電気冶金業にも注目し、アルプスの水力発電を利用する電気冶金と電気化学工業の部門では早くも経営者の組織化が試みられている、と指摘する。²⁰⁾ [A. Merrheim, *MS*, no. 203, p273]

中央の鉄鋼協会と連繋して産鉄地のそれぞれに地方の鉄鋼協会がある。すなわち北部鉄鋼協会、ムルテ・モゼル鉄鋼・鉱山協会、ロワール鉄鋼協会だが、メレイムはそれぞれの構成企業を細部にわたるまで書き込んでいる。最後の総括で、彼は鉄鋼協会の社会問題への対応を観察して、鉄鋼協会は一貫して「それに従う振りをして国家の後見から逃れる」ために、「鉄鋼業労災互助保険基金」と「鉄鋼業労働者のための老齢年金基金」を創設し運営しているという。

とくに後者については、「経営者の世界で、とくに鉄鋼業界では、慈善のおもいやりを誇示するのが好きだから」実施しているだけだと、手厳しく批判している。[A. Merrheim, *MS*, no. 205, p416-422] メレイムの批判は的確であり、フランスの多くの鉄鋼業経営者は、労働力の陶冶と選別・定着と引き換えにそれなりに手厚い福祉を行っているだが（パテルナリズム）、それへの国家介入には警戒と敵意をもっているのである。

他方でメレイムはサンディカリスムも鉄鋼協会の行動を見習うべきだと力説して云う、「行動すること、全てはそこにある。この点で鉄鋼協会は我々のお手本である。労災に関する法、週休法、労働時間短縮に関する法、それらが鉄鋼協会の活動領域である。フランス全土に及ぶ経営者の活動を鉄鋼協会が調整している」と。[A. Merrheim, *MS*, no. 205, p422] 1906年週休法をめぐり連続稼行を旨とする鉄鋼業界がその適用除外を労働省に求めるのだが、それはディリジス

19) 主な団体は以下の通りである。Chambre syndicale des Constructeurs de navires et machines maritimes, (議長は Joue-Pastre), Chambre syndicale des Fabricants et Constructeurs de matériel de guerre, (名誉議長は De Mongolfier, Canet, 議長は Léon-Lévy) — 以上の 2 団体は鉄鋼協会と同じ場所パリ市オスマン大通り 63 番地に本部をおいている —, Chambre syndicale des Fabricants et des Constructeurs de matériel pour chemins de fer et de tramways, (議長は Guillaïn), Chambre syndicale de l'automobile et des industries qui s'y rattachent, (議長は Dion),

20) それが次の経営者団体である。Chambre syndicale des Forges hydrauliques, de l'Electrico-Chimie et des Industries qui s'y rattachent, (議長は Cordier)

ムの箇所の後述する。

鉄鋼経営者の二つ目の組織化が第二部で扱われる、アンタント・コントロール・カルテル・トラストなどいわゆる独占体である。メレイムは、F. ヴィラン F. Villain や P. ドゥ・ルージェ P. De Rousier, F. ロール F. Laur, ラファロヴィツシュ A. Raffalovitch などの研究成果を存分に読み込み、さらに『ワシントン・ポスト』の新聞記事なども引用して、近年のアメリカ鉄鋼業における生産の集中過程と、その到達点であるプールやトラストなど独占体の形成を念入りに書き込んでいる。そして反独占法が立法化されても、現実の経済生活では独占体がのさばっているのは、政治が経済の必要性に負けてその法律を適用できないからだ、と鋭く指摘している。

[A. Merrheim, *MS*, no. 211, p445]

メレイムは、アメリカの鉄鋼独占とともにドイツにおける独占形成を炭鉱業と鉄鋼業について観察している。19世紀末にドルトムント管区の炭鉱業が製品別に協定を結び、価格低落をできるだけ回避していると説く。同じように鉄鋼業についてもライン＝ヴェストファーレン・シンジケートが製品別に価格を設定し、過剰生産による価格崩壊を阻止しようと努力する姿を描き、さらに炭鉱企業を傘下に収めて「混合一貫企業」へと脱皮しようとしている様子を伝える。ドイツに特有な傾向は、輸出奨励金の制度化であり一相手国にとっては輸出ダンピング攻勢である—この是非をめぐる論議にも彼は注意を向けている。ドイツにおける石炭と鉄鋼の独占形成が国民生活に害悪を及ぼし始めており、帝国議会にカルテルを規制する法案が準備されていることを伝えたメレイムは、「だがその規制はまた別のカルテルやアンタントへの変成を促すことになる」と透徹した見解を表明する。[A. Merrheim, *MS*, no. 215-216, p339]

メレイムは、サンディカリズムが経済過程における重大な変化を熟知する必要性を繰り返し述べている。曰く「我がフランスのミリタンはこうした経済の現実や工業的集中の恐るべき進行に余りにも無知である。そして余りにも選挙戦や議会や政党、法律に期待している」と。[A. Merrheim, *MS*, no. 209, p 284]

さらに、彼の独占研究が学問的研究ではなく、「ただ最も重大な経済的事実について、労働者ミリタンや我が友人の注意を喚起しただけである。と云うのは余りにも彼らはそれに関心を払っていないからだ。私は次の事柄をどんなに強調しても強調しすぎることはないと思う。つまりミリタンの経済教育はな

されていないこと、余りにも多くの者が、最も自覚的な人々ですら抽象的な章句や理論で満足していると。こうした中身の薄い食物では栄養にならないし、ちょっとした事で生命を失いかねない。〈中略〉それ故に、その必要性を認める人々に意識的に経済現象に注意を払うように仕向けようと思う」と。[A. Merheim, *MS*, no. 211, p432]

以上が『社会主義者の運動』誌に掲載されたメレイムの「経営者組織」に関する論考の要旨であるが、すぐ気づくのは鉄鋼独占体分析の対象がもっぱらアメリカとドイツであり、フランスについての言及が全くないということである。この欠落を埋めるのが1913年刊行の大著『鉄鋼業』であり、その第6章「フランスにおける経営者組織」の冒頭で、メレイムはロンウィ・コントワール Comptoir de Longwy を筆頭に幾つかのコントワールを挙げている。だがこの大著の趣旨が「資料と調査」であるとしても、彼の叙述は平板で面白みや迫力に欠ける。ロンウィ・コントワールだけについては1頁半の記述があつて、この組織が当地方の4人の製鉄家により1876年に創設され幾度か更新されて現在に至ること、その機能が加盟工業から粗銑鉄を買い上げて顧客に販売すること、加盟企業は内部で加工する銑鉄を除き、直接顧客への販売は禁止するように申し合わせていること、などを述べているが、これは規約の紹介でしかない。更にこのコントワールがコストの削減（トン当たり2.5フラン）に寄与しているなど利点を述べている。[A. Merrheim, 1913, p318]

前記の『社会主義者の運動』誌の論考ほどには批判的な姿勢も分析も見当たらない。同時代人であり、後世の我々のように内部資料を閲覧できない事情を考慮しても、各種コントワールが過剰生産にともなう価格低落を防止するために、協働もしくは談合している実態とその経済的意義を読者に分かり易く説かなければ、彼の説く「ミリタンへの教育」には資さないであろう。²¹⁾ 最後の第8章「わが主人は我々を如何に支配しているか」を期待して頁を開けた読者は、そこにフランスを代表する鉄鋼経営者43名のリストを見つけるだけである。誰々がどの会社の取締役社長であり、どの関連企業で役員を務めているかを一目瞭然に示す人名事典的「資料」ではあるが、これが「我々を如何に支配して

21) 主要コントワールの形成と運営、さらに内部の矛盾と葛藤については [大森弘喜, 1996] 第5章「鉄鋼業における市場の組織化」を参照せよ。

いるか」にふさわしい内容かどうか、大いに疑問である。

A. メレイムの経済分析は近年では経済史研究者から比較的高い評価を受けているが、その判断をする前に彼が創刊に関わり、多くの論考を寄せた『労働者の生活』誌に一瞥を加えておこう。

『労働者の生活』誌にみる経済分析

メレイムは『社会主義者の運動』誌に先の一連の論考を寄稿するかたわら、雑誌『労働者の生活 *La Vie Ouvrière*』の創刊に加わった。²²⁾ この雑誌はミリタンを主たる読者に想定した半月刊 *bi-mensuel* の小冊子であり、1909年から第一次大戦勃発までの足掛け6年刊行された。その目的は、ミリタンに資本主義経済のさまざまな事象の本質を伝え、活動方針のよすがを提供することであった。

本誌で基本路線とも云うべきものを示したのが、クラテス（筆名ドゥレジー）の論文「工業家の状態を如何にして知るか」であった。彼は6回にわたる論考で、ストがどのような状況下で打たれたときが最も効果的か、ミリタンは経営陣と交渉するには市場や企業の状態を正確に知らねばならないこと、そのためには初歩の経済学的知識を習得する必要があること、来るべき社会においてエリート労働者は精密な機械を操作し、鉱山や製鉄所を運営するだけの力量を備えておかねばならないこと、等を説いた。[Cratès, VO, 1910-1912]

クラテスの提言に応えるかたちで、近代的工業の経営分析を試みる論文が同誌に相次いで掲載されるのだが、本稿の関心から注目されるのは、水力発電による電気冶金・化学工業の勃興、炭鉱経営と労働運動、ローレーヌ鉄鋼業における坑夫の状態や運動などに関する論考である。そしてこれらの論考の多くがメレイムと坑夫出身のデュムランの手になるものであった。これらの論考は前記のメレイムによる資本主義経済の分析を補う意味合いをもっているので、簡潔

22) 本誌を『労働生活』と訳出している翻訳や論文もあるが、本稿では『労働者の生活』と訳出する。その方が内容にそうものと判断するからである。本誌の「形式的な側面に注目した」書誌的な論文には、[福井憲彦, 2005] 第5章「『労働生活』を読むために」がある。この論文は、雑誌を編集し刊行するのが、財政的に如何に大変であったか、「中核」を担う人物がこの雑誌に寄せる期待が如何に大きかったか、見事に描かれている。だがどんな記事や論考が掲載されていたかは全く触れられていない。それをテーマごとに分類したものに [大森弘喜, 1982 b] がある。詳しい内容紹介はそれを参照されたい。

に紹介したい。

「発電用水力の独占」と題する論文を書いたのはメレイムで、アルプス山麓に誕生したアルミニウム電解工業の発展をあとづけ、さらに電気炉が将来冶金業とくに特殊鋼生産に広く用いられることを予見している。²³⁾ 彼が問題としているのは近代エネルギーたる電力が7社により独占されていることである。しかも彼らは早くも「地中海沿岸電力会社」を頭にトラストを形成し互いに連繋を深めている。同社社長のフェランは同時に「南西電力会社」の社長でもあり、P. L. M. (パリ・リヨン・地中海) 鉄道会社やマルセイユ信用金庫の取締役でもある。鉄道の電化が日程に上っている所以である。メレイムは水力電力の独占を次のような言葉で締めくくっている。「資本家が山岳地帯に殺到するのは新鮮な空気を吸うためではない。そこには莫大な天然の富があるからだ。だがそれは既にかの鉄鋼協会の息子たる電気・冶金工業のシンジケートによってかすめ盗られている」と。[A. Merrheim, *VO*, no. 1, p60]

北部炭鉱業と東部鉄鋼業における資本と労働に関しては、幾つもの注目すべき作品が書かれている。なかでも傑作はメレイムの論文「炭鉱会社と金属会社」であろう。²⁴⁾ 彼はこのなかで炭鉱資本と鉄鋼資本が資本提携や役員の兼職を通じて密接に繋がっていることを、フランス製鋼社 *Aciéries de France* とベチューヌ炭鉱 *Béthune*、アンザン鉱山とドゥナン・アンザン *Denain-Anzin* 社などを引いて明らかにした。またフランス炭鉱業の首座を占めるランス鉱山社が、フルシャンボー・コマントリイ社と共同出資してパドカレ県に巨大鉄鋼工場を建設する計画を進めていると報告している。彼は、こうした資本の連繋に引き比べ労働の連繋がほとんど進んでいないだけでなく、新鉄鋼工場の労働力としてベルギー人が大量に雇用されると、フランス人労働者との軋轢が増大するかもしれないと憂え、金属労連への統合が急がれると述べている。

北部炭鉱業については、メレイムが「坑夫は蹶起するだろうか」と題する論文のなかで、30余りの炭鉱会社の沿革と株式相場・配当金などを詳細に記し、さらに有力炭鉱企業を軸に形成された「協定」の実態を克明に観察している。²⁵⁾

23) メレイムはこれについて同誌に二つの論考を寄せている。A. Merrheim, *L'accaparement de la houille blanche*, *VO*, no. 1 p43-60, -do-, A propos de l'accaparement de la houille blanche, *VO*, no. 4, p238-245。なお «houille blanche» 「白い石炭」とは「発電用の水力(落水)」を指し、「黒い石炭 *houille noire*」と対比させている。

24) A. Merrheim, *Compagnies minières et sociétés métallurgiques*, *VO*, no. 37, p385-396

北部炭鉱業の「協定」については次章で述べる。

坑夫上がりのデュムランは「煤けた顔の地方で」と題する論考で、炭鉱夫の労働陶冶や労働条件、「炭住」での生活や彼らの罹り易い病気などを実に克明に記している。²⁶⁾ これは前節で一部引用したように見事な労働史研究となっている。さらにデュムランは先述した「アラス協約」についても報告しているが、それが坑夫の労働条件の改善をもたらした面は評価しつつも賃銀に収斂する傾向をもつとして、二人の指導者バスリとラマンダンの改良主義には批判的な眼差しを向けている。²⁷⁾

東部鉄鋼業についてはメレイムが先の坑夫論文で一部言及していたが、本格的には、メレイム「マルチ・モゼール（県）の奴隷たち」論文とシャルボ「マルチ・モゼール（県）で見たこと」の論文に詳しく叙述されている。²⁸⁾ 前記の一連の論文や著作の紹介と重複するので概要のみを摘記すれば、製鋼革命を実現し、鉄鉱石採掘から銑鋼一貫工場までの「混合企業」（鉄鋼ビッグ・ビジネス）が誕生したこと、鉱山にはイタリア人を筆頭に多量の外国人労働力が雇用されていること、彼らは肉体消耗的な出来高賃銀のもとで長時間働いているが、労働組合がないため表立った運動はなく、「ヌレン制度」や「エコノマ économat（会社直営の購買施設）」などで収奪されていること—その証拠としてメレイムが常套的に利用するのが「坑夫の給料明細書」であること、前述の通りである—だが1905年には自然発生的にストが起こり瞬く間にブリエ鉱床全体に広がったこと、その要求項目は、会社の計量人の罷免、坑夫自身が選出した計量人設置と2週間ごとの賃銀支払いなど、きわめて現実でプリミティヴなものであったこと等が報告されている。これらの知見や情報分析はときに誇張や正確さを欠くことがあるが、貴重な経済史や社会史の資料である。

同誌にはこの他農業労働者に関する論考が幾つかある。彼ら工業労働者が折半小作農やぶどう栽培農民の窮状にまで関心を寄せていることが分かるが、本稿の趣旨から逸れるので割愛する。²⁹⁾ またベル＝エポックと云われるこの時代

25) A. Merrheim, Les mineurs se lèveront-ils? *VO*, no.59, p241-275

26) G. Dumoulin, Au Pays des Gueules noires, *VO*, no. 59-60, p321-373; no. 61, p19-54 なお「煤けた顔」とは、「仕事を終え出坑して来る坑夫の顔が炭塵で煤けていること」を指す。

27) G. Dumoulin, Les Conventions d'Arras, *VO*, no. 17, p670-698, no. 18, p738-756

28) A. Merrheim, Les serfs de Meurthe-et-Moselles, *VO*, no. 22, p193-211, no.23, p271-289; A. Chalbos, Ce que j'ai vu en Meurthe -et-Moselle, *VO*, no 25, p423-435, no. 26, p519-535

の労働者の生活を、「生計費の高騰」という観点から論じた論考や記事も多々ある。なかで出色なのは、小麦の仮輸入制度を巧みに利用した製粉業・倉庫業者たちの投機的活動を、批判的に分析したルディーヌの論文であるが、これも本節の趣旨から逸れるので割愛せざるを得ない。³⁰⁾

最後に経済分析ではないが、この頃労働過程に現れたテイラー・システムについて早くもメレイムがかなり突っ込んだ考察を加えているが、これを含めてメレイムとそのグループによる資本主義経済と経営者組織に関する分析作業の評価を試みておこう。

メレイムの評価と批判

フランスの経済史家 J. ブーヴィエ J. Bouvier が「労働運動と経済変動」と題する論文で、メレイムらの仕事を「労働者自身の手になる客観的で革命的展望をもった分析」と高く評価したことはよく知られている。[J.Bouvier, 1964, p23] これがかっけとなりメレイムへの関心が高まり、労働史研究者が彼を再評価する。その分野の第一人者 M. ペローは、メレイムらの研究を、産業構造の高度化が一段とすすんだ工業化社会における社会主義の問題を初めて論じたものであり、それは現代的工業における技術進歩と労働過程の変容を労働者階級がどう受け止めるかという、現代のサンディカリズムが直面している問題、敷衍して云うなら「労働者自主管理型社会主義」にも通じるものとして肯定的に評価している。[福井憲彦, 2005, p183; M.Perrot, 1966, p91]³¹⁾

確かに労働者自身による経済機構や経営者組織の分析はそれまで皆無であったことを思えば、メレイムとその「中核」メンバーの試みは真に意欲的で斬新

29) ぶどう栽培農民に関する主要論考は以下の通りである。P. Ader, La crise viticole en Beaujolais, VO no. 14; -do-, Le trust des vins du Midi, VO, no. 12; P. Monatte, La Révolte des vignerons champenois, VO no. 34, no. 35, no. 36, no. 37; -do-, La Jacurie champenoise, VO no. 38, また最下層農民に関する論考には以下がある。M. Bernarad, Le Métayage en Bourbonnais, VO no. 39; A.Dumont, Les domestiques agricoles de l' Allier, VO, no7, M. Peti, Les domestiques de ferme en Basse-Bretagne, VO, no. 42. 詳しくは [大森弘喜, 1982 b] 参照せよ。

30) Victor Roudine, Pourquoi la vie est chère ? VO, no. 61, no. 64, no. 69

31) 同じく Ch.グラも、第一次大戦前の資本主義経済の代表的観察者に、メレイムとレーニンを挙げている。とくにメレイムが会社の純益ではなく「粗利益」に着目したことをグラは評価するが、他方で彼の分析には長期の変動という視点がなく近視眼的であるとも批判している。この評価は本文に述べたようにやや買いかぶりだと思いが、メレイムの財務分析には見るべき点があるのは確かである。[Ch. Gras, 1968]

であった。だが、メレイムの議論の細部にまで目を凝らすと、彼の階級的視点は不鮮明になってゆくようだ。例えば、「経営者の組織」論文のなかで、フランスは未だカルテルやトラストなど工業的集中の形態を知らない、フランスの工業家は個人主義的であり、余りにも小心である、また「ランティエ rentiers（金利生活者）」の心性をもち、投機や投資を怖がると述べている。[A. Merrheim, *MS*, no. 211, p432-433] フランス経営者のこうした体質指摘は的を射ているとは思いますが、フランスでもカルテルが形成されていることを、この執筆時点（1909年6月）で知らないとしたら—前述のように彼はこの一連の雑誌論文ではフランスの鉄鋼独占体については一言も触れていない—不勉強の誇りは免れない。彼が労働運動の指導者であることを考慮すれば、この点を責めるのは酷であるので度外視するが、彼の認識にはこうした資本の集中形態を経済の発展として是認するところがある。上の論文の4年後に上梓された『鉄鋼業』の第6章「フランスにおける経営者組織」の冒頭では、前述の如くロンウィ・コントロールだけが解説文を付されて紹介されているが、このコントロールが「受注の最適分配・商業事務の集中・ストック管理」により、銑鉄コストをトン当たり2.5フランも削減したことを指摘している。[A. Merrheim, 1913, p318] 生産や流通の集中がよき経済効果をもたらすと評価している観さえある。アンタントやコントロールが労働者階級にどんな影響を及ぼすかの視点はここでは稀薄になっている。

メレイムが技術進歩に関心をもち肯定的に受け容れていることは縷々述べたが、それは労働者にとっては両刃の剣でもあることを、我々は彼のテイラー・システム論議で痛感する。彼は、テイラー・システム論を4回に分けて『労働者の生活』誌に発表した。³²⁾ テイラーは自らの機械工としての経験を踏まえて、機械加工（裁断・加工）を最も効率よく行うには、機械の動きに人間の動きを合理的にあわせることが最良であるとの結論に達した。そのためには緩慢で不必要な動きを徹底的に排除することが必要であるとされた。いわゆる「時間研究・動作研究」である。標準作業時間が設定され、これをクリアした労働者が「標準タイプ *étalon type*」である。これを超える労働生産性を達成したものには平均で30%の割増賃銀が支払われるのが得策だ、とテイラーは云う。高賃銀による労働意欲の刺戟がこのシステムの特徴である。但しそこでは労働過程の

32) A.Merrheim, *La Méthode Taylor*, VO, no. 82, no. 83. no. 108, no. 108-109,

速度を決めるのは機械という観点から、古典的な個数賃銀制は斥けられている。

フランスで「科学的労務管理」を採用した事例をメレイムは紹介しているが、そのいずれも第一次大戦前には失敗に終わった。先ずリヨンのベルリエ社 Berliet では社長のベルリエがパリから専門家を呼び寄せ、フライス盤加工での「標準作業時間」を設定しようとしたが、フライス盤への材料取り付け・取り外しや運搬時間が算定されなかったり、加工する物の材質が考慮されていなかったなど、施行は杜撰であった。にもかかわらず、賃銀は絶望的な水準まで引き下げられたので、終に労働者らは1912年5月にサボタージュに突入したという。

本格的なテイラー・システムの導入事例としてはパリのルノー社 Renault が有名であるが、ここでも「標準時間」の設定が労働者の反発を招いた。現実には使い古した機械で、平均的な技能の労働者が10時間程度労働するのだが、「標準時間」は熟練工が最新鋭の機械設備を用いた場合を規準にしていたからである。つまり、普通の労働者には「標準作業時間」は虚構だと判断された。労働強度は増すのに賃銀は削減されるという事態に不満を募らせた労働者は、1913年12月にストに決起した。ストは翌年まで44日間続いたが、労働者の敗北に終わり、350名の熟練工は工場を去った。

さてメレイムはこれをどう評価するか。彼の態度にはこの連載の間に微妙な変化が生じている。最初の論考(1913. 2. 20)では、このシステムは、労働者が自らの頭で考えることを否定し、議論せずに従うことを要求し、標準時間内に標準作業を達成することを強いる「番犬の思想」であると断ずる。またこれは、どんな強靱な労働者であっても労働磨滅が早いから、すぐに別の元気な労働者にとって代わられてしまう、とも批判している。メレイムは結論的に云う、「その方法が労働者階級にとっては資本主義の侮蔑の最も鋭い表現であることに、人々は気づかないのだろうか。それは個々人の低劣な欲望を抑制するのではなく、反対に彼の儲けの欲望に訴える。善良の精神を発達させる代わりに、労働者の連帯を求める気遣いを破壊しようとする。労働者のもっている僅かな自発性を増大させる代わりに、彼らに機械になれという。労働者をその資質と適性に依じて使う代わりに、彼らの獣じみた属性のみを利用すべく、全ての生産者としての機能を遠ざける。要するに知性は工場から追放され、そこに残るのは頭脳のない腕、鉄と鋼のロボットに適合する、筋肉と骨のロボットだけに

なるに違いない。」[A.Merrheim, VO, no. 83, p309]

ここにはフランス労働運動伝来の、あるいは革命的サンディカリズムに特有の「労働者主義」の思想がよく表明されている。ところが、メレイムの批判を注意深く読むと、彼は決してテイラー・システムそのものが悪いのではなく、導入を急いだフランス経営者が必要な諸々の手続きを採らなかったのが悪いと云うように変わってゆく。ベルリエ社やルノー社で実施された時間測定法は、本来のテイラー・システムではなく、誤ったまねごとでしかないという。テイラーの著作を熟読吟味しているメレイムは、導入には最もふさわしい一般的工程を選ぶこと、生産費を削減するには多額の資本投下が必要なこと、適正な諸段階を踏んで実施に移すこと、その評価にはかなりの時間を要することなどを指摘している。彼はこのように必要な手順を踏まなかったフランス経営者の怠慢を批判する。最後の論考ではメレイムの論調は明らかに変化している。再びテイラーの内容が縷々紹介されたあとに云う。

「我々が今や生産および労働の新たな方式を必要とする工業の発展段階にあるのだ、ということを労働者がしっかりと認識する必要がある。テイラーの長所は、それには新たな方式を適合させねばならないことを理解していたことである」と。[A.Merrheim, VO, no. 08-109, p396]

ここでは資本主義の構造変化＝高度化がすんなりと受容され、その労働過程の変容に労働者らには対応しなければならないことが主張されている。テイラー・システムへの初期の批判的視点は消失しているように見える。それを意識してか彼は次のように締めくくる。「唯一の権力のみがこの生産方法の濫用と獐猛さを抑制しうるだろう。それは、いついかなる時でも、資本家の無理強いに抵抗しうる強大な労働者組織である」と。[A.Merrheim, VO, no. 108-109, p398]

彼は資本主義経済の分析を通じてその強大な力を認識するとともに、圧倒されてしまったかに見える。この巨大な経済機構を労働者が力で奪取しても運営することはできない、それ故労働者階級はその職業的専門性を身につけ磨かなければならない、と云う。好意的に見れば、そこには後世の「自主管理型社会主義」の萌芽が芽生えている、とも云える。確かにそれは労働運動の歴史のなかで新しい発想であり、新機軸であった。だが実際の労働現場での力関係を考慮するなら、彼のテイラー・システム評価はユートピア的である。現実のテイ

ラー・システムは、熟練労働を解体し、精緻な自動化された機械体系と不熟練の単能工とに代替することで、高い労働生産性を実現する。だが「標準作業時間」の設定は、労働者に一定の強度をもった労働リズムと労働ノルマを課す。その単調で反復的な労働はいまや「苦役」と化し、創造性や自発性、知性を労働者から奪いさる。労働疎外であり、労働への冒瀆でもある。これは誰が管理しても変わることはない真実である。それ故にこそ、フランスでは早くからこの方式が試みられたにもかかわらず、「労働者主義」的思想の強い現場では労働者の支持を得られなかったのである。生産性向上に連繋する「科学的労務管理」が真の意味で議論され、導入が始まるのは第二次世界大戦後のことである。(後述)

いち早く資本主義経済の寡占化に気づき、その分析を試みたメレイムは、国際比較の観点からフランス経済の遅れを知り、寧ろ進んだ技術と労働管理を取り入れたビッグ・ビジネスの成長を歓迎し、それへの労働者階級のアンガージュマンを留保つきながら肯定してゆく。我々はこの延長線上に、第一次大戦勃発とともに次第に「ユニオン・サクレ Union sacrée 神聖同盟」に親和的になるメレイムの姿を認めることになろう。³³⁾

II 経営者団体の組織化—炭鉱協会と鉄鋼協会—

19世紀後半にフランス産業構造の転換を促したのは鉄道・炭鉱・製鉄業であったが、本稿ではこのうち炭鉱業と製鉄業における経営者団体の形成とその活動を先ず考察し、次いでその土台の上に結成された UIMM「冶金・鉱山業同盟」を概観する。

II-1 炭鉱協会の結成と変遷

1840年に「フランス＝ベルギー関税同盟」構想が明らかにされると、北部

33) 第一次大戦中のメレイムの動向については [N. Papayanis, 1985] 第9章「メレイム、ジュオーと戦争協力」を参照せよ。パパヤニスの次の指摘は、私のメレイム評価と基本的には同じである。「メレイムは政治的中立と社会革命への準備に関する限り、明らかに己の信念を曲げた。彼はそうした批判に対して、革命的プログラムを実施するのは時期尚早なり、CGTは資本主義国家ほどには力をもっていない、労働者の物質的厚生を優先すべきだ、と答えた。」 [N. Papayanis, 1985, p110]

に蝟集する産業資本家は程度の差こそあれこぞってこれに抵抗したことが、前述の通りである。北部炭鉱でこの当時抜きん出た産炭量を誇っていたのは、アンザン鉱山とアニッシュ鉱山であったが、アンザン鉱山が主導して「フランス炭鉱同盟 Union des Houillères Français」を結成した。これには中部・南部の有力炭鉱も加わり、同じ頃設立された「冶金業利益協会」と手を携えて、この関税同盟計画を挫こうとした。彼らの脳裡には、北部炭鉱と同じ鉱脈に位置するポリナージュ炭鉱がナポレオンの占領下で大きく躍進し、北部炭鉱が脅威に曝されたとの苦い思い出がよぎっていた。[M.Gillet, 1973, p135] ギゾー内閣の閣僚ティエール d. A. Thiers も態度を決めかねるなど、政府部内にも慎重論があり、輿論も賛意を示さなかったため、この関税同盟構想は陽の目を見なかった。炭鉱同盟は、これでフランス資本のベルギー炭鉱への投資が阻止され、北部炭鉱業が繁栄するだろうとの希望を抱いた。フランス＝ベルギー関税同盟構想が挫かれたのを潮に、1842年以降、炭鉱同盟も使命を終えて自然消滅したかのようである。

ところがナポレオン3世が政権の座に就くと、再びプロテクトニスム protectionisme（保護関税制度）への風当たりが強まった。縷々述べきたったように、彼は、フランスの工業近代化にはイギリスとの競争に耐えうる企業の育成が不可欠であるとの認識から、門戸開放を唱えていた。本節の趣旨から云えば、外国炭わけても英国炭への関税を引き下げ、国内の諸産業や消費者にヨリ安価な石炭を供給することが、ナポレオンの「殖産興業」策の眼目であった。これはまさしくフランス炭鉱業の最も懼れていた事態であった。有力炭鉱経営者らは急ぎ1851年2月末、パリのJ. ペリエ J. Périer の家に集合し、炭鉱同盟の再興を決議した。この度主導権を握ったのはアンザン鉱山ではなく、中部炭鉱のジェイール（ロワール炭鉱）とその義父J.-J. ボード（ローシュ・ラ・モリエール炭鉱）であった。[M.Gillet, 1973, p140] 彼ら中部炭鉱もまたパリ地域とロワール河流域への英国炭侵入に強い危機感を覚えていたのである。55年には再び鉄鋼協会とも連繋して政府の関税引き下げ構想に全力で反対運動を繰りひろげたが、前節で述べたように電撃的に1860年1月末英仏通商条約が締結された。猶予期間の後、外国炭への関税率は半分に引き下げられた。プロテクトニスムは敗北した。その後、第二帝政期を通じて炭鉱同盟の目だった活動はなく、鉄道支線の建設や運河の開鑿・改修など主に運輸手段改善の動きが目につく程度で

ある。

第三共和政期になると、フランス炭鉱業の経済環境は激変した。第一に北部炭鉱が急成長し、採炭量において中部炭鉱業を凌駕してゆくのである。資源賦存に規定される炭鉱業では資源枯渇は致命的であるが、加えて大消費地への運送コスト高が重なり、19世紀を通じて首座を誇っていた中部炭鉱業は衰退してゆく。第二に北部炭鉱内部でも新しく開鑿されたパドカレの諸炭鉱が採炭量を伸ばし、実力をつけてゆく。かつての両巨頭アンザン鉱山とアニッシュ鉱山に対抗するランス社やブリュエ社が抬頭して、経営者団体の結成や活動方針で発言力を増すのである。第三にはその必然的結果として市場と労働問題が益々大きな位置を占めはじめたことである。70年代後半に顕現する「大不況」が豊富に採掘された石炭の販売問題を先鋭化する。他方その地に集積した労働者は前節で述べた如くその待遇改善に動き出す。

こうした環境変化を経営者団体に限定して云えば、51年に再結成された炭鉱同盟はそこご休眠状態に陥り、第三共和政期に入ると覚醒して、88年に「全国炭鉱協会」として再興されるが、その活動は鈍く圧力団体の域を出なかった(後述)。実質的に目覚しい活動を展開したのは、第二帝政末にノール炭鉱協会とパドカレのそれとが合体して結成された「ノール＝パドカレ炭鉱協会 *Comité des Houillères du Nord et du Pas-de-Calais*」であった。本稿ではこの組織の「協働」を、北運河開鑿と労働問題への対応、市場確保の協定の三つの側面から概説しよう。

北運河の開鑿

嵩の張る石炭にとって市場への運輸コストの低廉化は忽せにできない問題であった。だが鉄道での石炭輸送は手間がかかる上に、鉄道会社の運賃が概して高いこともあって運河ほどにはメリットはなかった。ノール＝パドカレ炭鉱協会は、公共事業大臣の仲介で何度も北部鉄道会社と運賃引き下げ交渉をもったがうまく行かず、「幻滅を味わった」という。[M. Gillet, 1973, p193] 鉄道に較べて運河輸送は時間はかかるが大量運搬が可能であり、緊急性の高くない、嵩のはる石炭などの輸送には適していた。早くも1873年にはノール＝パドカレ炭鉱協会は国家と協定を結び、170万フランの分担金支出により、ダンケルクからラ・ベッセに至る航程の運河改修－川底を2m掘り下げる工事－を実現

した。[M.Gillet, 1973, p143]

だが第二帝政以来の悲願は北運河 Canal du Nord 開鑿であった。それは北部炭鉱とパリを直結するルートであり、従来の運送時間の短縮と平底船の大型化により運輸コストが大きく低減することが期待され、引いてはパリ市場での英国炭との競争にじゅうぶん対抗できる筈であった。ノール＝パドカレ炭鉱協会がこの構想実現に全力投球するようになったのは、78年フレシネ・プランの一部に「パリ海港 Paris port de mer」計画が盛り込まれたことであった。³⁴⁾ この計画はパリールーアン間のセーヌ河の川底を 3 m 20 まで掘り下げ大型船の廻行を可能にするものであり、検討委員会の試案によれば、ニューキャッスルーパリ間の石炭運搬費用は現行の 16 フラン 50 が 10 フラン 50 へと低減し、パリでの英国炭の販売価格は最終的に 17 フランになるとされた。[M.Gillet, 1973, p152]

北部炭はパリでは 17 フラン 50 で販売されていたのだから、もしパリ海港計画が実施されれば、北部炭がパリ市場で劣勢にたつことは明らかであった。危機感を抱いたノール＝パドカレ炭鉱協会は、ジュール・マルモッタン（ブリュエ社）を先導役にフレシネに北運河の建設を強く求めた。検討委員会はこれも組上に乗せて、現在使用しているエスコーサン・カンタン運河の改修案と新運河の建設案を提示したが、北部の炭鉱業者らは 80 年に期成同盟を結成して、後者の案を強く推した。³⁵⁾ 新運河建設案は 83 年に下院で可決されたが、上院は費用がかかり過ぎるとして斥けた。その後、ノール＝パドカレ炭鉱協会の代表は公共事業省と幾度も会合をかさね、漸く 89 年に北運河開鑿の線で合意に

34) フレシネ・プランについては権上康男氏の先駆的な論文を参照せよ。[権上康男, 1982] いまセーヌ河の河川改修に限定すれば、その推進主体はパリ商工会議所であったと思われる。彼らは自由貿易を支持する一方、保護貿易主義者らの攻勢を緩和するためにも輸送手段の改善と拡大が不可欠だと所轄大臣に訴えていた。[権上康男, 1982, p119] 但し、残念ながらこの論文では計画の大半を占める鉄道建設のみに考察が限定され、河川改修については言及されていない。ところで 70 年代末葉にこのように大規模な公共事業が計画され、部分的に実施されたのは、もちろん折からの大不況の深まりに一因があるが、同時に 1860 年英仏通商条約への補償要求の意味合いも、製鉄業や炭鉱業経営者のなかにはあったようだ。[M. Gillet, 1973, p156] 東部製鉄業の利益代表 A. メジエール氏の発言を参照せよ。[権上康男, 1982, p 121]

35) 正式な名称は「北運河擁護連盟 Association pour la défense du Canal du Nord」。これを母胎に 84 年には「北運河擁護協会 Comité de la défense du Canal du Nord」が結成され、地元の商工会議所、県議、関連産業の経営者団体が結集した。

達した。新開鑿部分の費用 5,600 万フランと既存運河の改修に 1,000 万フランが見込まれ、うち国庫から 5,000 万フラン、残りの費用のうち 800 万フランをノール＝パドカレ炭鉱各社が分担することで、両者の合意が成立したのである。ところが新運河の路線に不満をもち、また既存運河の改修部分も不十分だとしてアンザン鉱山が協会から脱退し、中小炭鉱の多くも費用分担を重圧と感じ、費用分担額は前年度の採炭高に比例按分された—その後を追った。さらに驚くべきことに今や北部炭鉱のリーダーたるランス社も協会を脱退した。こうした事情も加わりその後 10 年間北運河計画はたな晒しになった。

この間、労使問題からノール＝パドカレ炭鉱協会は解散し（後述）、代って 98 年に「ノール＝パドカレ炭鉱会議 *Chambre des Houillères du Nord-Pas de Calais*」が設立され、これが北運河計画を進めていたが、1900 年にヴルデック＝ルソー内閣 *Waldeck-Rousseau* との間で合意に達した。ノール＝パドカレ炭鉱会議は、ほぼ全額を国庫負担に依存しては計画が進捗しないと悟り、費用の半分を引き受けるとの方針に変更したが、これが奏功した。「橋梁・道路局 *Ponts et Chaussés*」の技師たちが検討し、翌 1901 年に提出した北運河開鑿プランは、アルリュ *Arleux*—ノワイヨン *Noyon* 間 94.550km を新たに開鑿すること、閘門数 38、深さ 2.20m、360 トンの平底船の航行可能、建設期間 10 年、総工費 6,000 万フラン、うち 3,000 万フランは国庫負担、残りはノール＝パドカレ炭鉱会議が 1,500 万フラン、関係炭鉱会社が 1,500 万フラン負担するというものだった。[M.Gillet, 1973, p198]

北運河開鑿法案は 02 年に公共事業大臣ピエール・ボダンによって議会上程され、下院は難なく通過したが、伝統的なブレーキ役の上院は費用に難色を示した後、漸く 03 年末にこれを承認した。北部炭鉱 24 社のうち 12 社がこの路線と分担醸出に賛成したが、再びアンザン鉱山はこの路線では利益を受けないとして反対し、また前回と同様に中小炭鉱も費用の分担を重荷と感じて賛成はしなかった。だがどうやら内部調整が図られ、ノール＝パドカレ炭鉱会議は保証金の各社分担と総額 3,000 万フランの社債発行にこぎつけ、07 年に北運河は着工した。半世紀に及ぶ北部炭鉱業の悲願はここに達成された。第一次大戦前夜には全工程の四分之三ができていたようだが、戦火が工事を遅らせその竣工は戦後に持ち越された。

労働問題への対応

ノール＝パドカレ炭鉱協会は本来経済に関わる諸問題のみを扱い、社会・労働問題には原則として関与しないことを原則としてきた。1884年のアンザン鉱山ストの際にも、ノール＝パドカレ炭鉱協会は精神的な支援にとどめ、ストが北部炭鉱一帯に波及しなかったことに安堵の胸をなでおろした。89年から翌年にかけて坑夫の運動は高揚し、前述したように、県知事の仲介により炭鉱経営者は労働者の要求に対応せざるを得なくなった。彼らは一堂に会して、賃銀の10%引き上げや、割り増し賃銀などに合意したのだが、建前としてはノール＝パドカレ炭鉱協会が経営者を代表して署名したのではなく、協会加盟の各社が個別的にサインしたのだと主張した。だが労働側も政府も輿論もその建前を鵜呑みにするものはいなかった。

その後もストは断続的に北部炭鉱に発生したので、ノール＝パドカレ炭鉱協会は意に反して経営側を代表して労使交渉に臨み、アラスの協約に署名せざるを得なかった。協会の議長ヴユユマン E. Vuillemin（アニッシュ社）は、労働側代表と会うのを嫌い、フレシネ内閣からの強い要請を呑んで仕方なく会うときにも、それは「会談 *conférence*」であって、「仲裁 *arbitrage*」ではないと語っていた。[M. Gillet, 1973, p166]

この態度がやがて重大な結果を生んだ。議長ヴユユマンは、ノール＝パドカレ炭鉱協会がその原則を逸脱して労働側と団体協約を締結し改定してゆくことに、強い疑念を抱いていた。それは彼の信念に悖ることでもあった。大革命前からの老舗企業アニッシュ社は、アンザン鉱山同様にパテルナリズムを実践していたが、その取締役でもあるヴユユマンには、労働者と同じテーブルで会談すること自体が屈辱的であったのだろう。彼は突然に92年2月にノール＝パドカレ炭鉱協会の議長職を辞任してしまい、柱を失った当協会は解散に追い込まれた。もちろんヴィコワーニュ社など存続を望む声もあったが、軸になる企業がなかった。労働・社会問題がもっとも緊要な時期に経営側はその結集体を失ったのである。

この代わりにスト被害補償の機構として誕生したのが、93年の「ノール＝パドカレ炭鉱同盟 *Union des Houillères du Nord et du Pas-de-Calais*」であった。労働攻勢の結果としての一律的な賃銀引き上げは、中小炭鉱の経営に重い負担を強いるものとなったが、ノール＝パドカレ両県にまたがる北部炭鉱では、坑

夫はより良い労働条件を求めて移動するから、たとえアラスの協約がなくても、労働力を確保する観点からは賃銀など労働条件を平準化せざるを得ない。経営危機に瀕した中小炭鉱は、ストによる労働損失を北部炭鉱全体で補填する仕組みを求めた。彼らはドイツ・ヴェストファーレン炭鉱業にその範を仰ぎ、この同盟を立ち上げ、スト被害企業への補償の仕組みを創った。これがフランス史上初めての「スト補償基金」であり、後の鉄鋼協会もこれを模倣することになる。加盟企業が前年度の採炭高に比例して醸出した金で基金を設け、ストで操業できなくなった炭鉱に一定の条件を満たせば補償するという仕組みであった。初期の補償条件は、ストが8日以上続き、前年度比で三分の一以上の減産があるときに、前年度の採炭高を基準にしてその損失を補填するというものであった。

「ノール＝パドカレ炭鉱同盟」はノール＝パドカレ炭鉱協会とまったく同じ14社で構成され、今度も北部炭鉱の雄アンザン鉱山とランス社は不参加であった。懸念されたように、ストの蔓延で基金はすぐに枯渇したので、加盟企業は臨時の醸出に応じざるを得なかった。

ところでヴェユマンの辞任、ノール＝パドカレ炭鉱協会の解散、ノール＝パドカレ炭鉱同盟の結成とそのスト被害補償行為などをどう考えるべきか。ヴェユマンの狙い通り「炭鉱協会」の解散で労働側は集団的交渉の相手を失い、坑夫の運動は行き場を失った。他方彼は96年まで「炭鉱同盟」の議長職を務め、労働側代表が書面で要求してきても答えないようにと加盟企業を指導していた。さらには加盟企業にはスト参加を廉に解雇された坑夫の名前を連絡するように求め、他の企業がこれらの者を再雇用しないようにとの通達を発していた。つまり「ブラックリスト」の共有である。[M.Gillet, 1973, p163, 169]

93年の長期ストが組合側の敗北に終わり、その後暫くは坑夫運動が下火になったことを見ると、確かにヴェユマンの戦術は奏功したかに見えるが、それは問題の先送りでしかなかった。ノール＝パドカレ坑夫組合は前述のように穏健的だが、下部大衆は労働時間短縮や賃銀改定、坑夫代表制など身近な問題を掲げてたびたび広範なストに訴えた。政府の圧力もあり、経営者はこれに対応せざるを得ず、結局98年に創設された「ノール＝パドカレ炭鉱会議」が、実質的にはその任に当たった。この組織は、専ら政府・議会への働きかけを企図し、賃銀など労働問題などを扱わないと宣言していたが、現実には議長ドゥネル（ランス社）のもとに加盟企業はたびたび会合し、第二次、第三次アラスの

協約の改訂に臨んだのである。その後 1906 年の「クリエールの大惨事」後の嵐のごときストも、あるいはその後 08 年から 13 年までたびたび更新された労使の合意についても、E. リュモー E. Reumaux（ランス社）、L. シャンピイ L. Champy（アンザン鉱山）などが、「ノール＝パドカレ炭鉱会議」を代表して対処せざるを得なかった。したがって、ヴェユマンの戦術は中期的に見ても奏功したとは云えなからう。だが、そうした心情が北部炭鉱の経営者に共有され、受容されていた事実は注目すべきだと思う。

アンタントー市場確保の協定一

北部炭鉱経営者は自主独立の気概をもつ「一国一城の主」であって、あまり「協働」には関心を寄せなかったのだが、19 世紀末には変化の兆しが見えてきた。北運河開鑿には自らすすんで協働し、労働問題へは労働攻勢に圧されて「やむを得ずに」ではあるが、「協働」した。市場の組織化についても、外部の出来事が彼らの伝統的な思考と行動を変えようとしていた。ドイツ・ラインヴェストファーレン炭鉱業におけるシンジケートの結成、隣国ベルギーにおける「上質石炭シンジケート」の結成が、フランス炭鉱経営者にある種の衝撃を与えた。³⁶⁾ さらに国内ではロレーヌ鉄鋼業において各種のコントロールが結成されており（後述）、その旺盛なコークス・石炭の需要をめぐる取引関係でも、北部炭鉱業はある種の共同歩調をとる必要に迫られた。本稿は経済史研究ではないので、主として経営者団体の形成の観点からこの問題に一瞥を加えることにする。³⁷⁾

1901 年に北部の炭鉱 24 社のうち 16 社を糾合して、「ノール＝パドカレ炭鉱協定 Entente des Houillères du Nord et du Pa-se-Calais」（以下「^{アントント}協定」と略称する）が成立した。³⁸⁾ 今回もアンザン鉱山は不参加であったが、加盟企業の採炭量を

36) 「全国炭鉱協会」は 1893 年創設の「ラインヴェストファーレン石炭シンジケート」に並々ならぬ関心を寄せ、Ed. グリュネル Ed. Gruner らに研究を命じ、さらに 96 年以降何度も技術者をかの地へ視察派遣している。またベルギーでも 94 年に「ベルギー・コークスシンジケート」が結成され、さらに 96 年には「上質石炭シンジケート Syndicat des fines du Centre」が結成された。後者は、唯一の窓口を介して上質石炭を販売することを目的としており、フランスのコントロールに当たる。[M. Gillet, 1973, p222]

37) 「協定」の詳しい内容と活動については次の文献を参照せよ。[M. Gillet, 1973, p220-293; F. Laur, 1907, p279-284; A. Aftalion, 1911; 大森弘喜, 1982]

合計すると、北部炭鉱業の採炭量のおよそ70%を占めていた。「協定」の目的は市場範囲を確定し、そこでの販売価格の最低ラインを設定して、外国炭との価格競争に対抗して増産した石炭をより多く販売することであった。この協定の指導役はランス社のE.リュモーであった。いつものようにアンザン社は参加せず、特殊な石炭を産出するマルル社とブリュエ社はさほど積極的ではなかったからである。

最高決議機関の総会は加盟企業の代表各1名から構成され、年4回定期的に開催される決まりであった。これに臨時総会が加わるが、ともかく総会で最重要事項である「最低価格」が決められた。議決権は正式に認知された採炭高に応じて割り当てられたから、大手炭鉱が大きな発言権と決定権をもつのは当然であった。³⁹⁾ 総会の下には産出物の種類ごとに、例えばコークス・瀝青炭・普通炭など5部会が設けられ、生産者らが毎月一度会合を開いて価格などを検討した。「協定」の運営は総会で選出された5名の委員から成る執行委員会と事務局に委ねられた。運営の費用は加盟企業が採炭高に応じて納める醸出金でまかなわれたが、その規模はきわめて小さく、たとえ執行委員の手当てが無給だったことを割り引いても、このアントントの活動が限定的であることが窺える。⁴⁰⁾

38) 原輝史氏の著作のこの部分には不正確な箇所が散在する。まず「ノール＝パドカレ石炭協定」となっているが、「石炭 houille」ではなく「炭鉱 houillères」であること、次に当協定成立時の加盟企業数を24社としているが、試行期間は14社であり、後に16社であること(この点もp108では24社だが、p109では14社となっている)。内容的には、協定成立を促した3要因をあげているが、最後の決定的な要因に、石炭は重量商品であって「輸送費が関税と同様に必要な役割を演じ、外国炭の進入を阻止し、当地方の石炭会社に独占権をあたえた」ことを挙げている。[原輝史, 1986, p108] 輸送費と関税が外国炭への障壁であることは間違いないが、それが北部炭に独占的地位を与えているなら、なぜこの時期にアントントが必要とされたのか。論理的に矛盾している。私は「輸送費と関税が外国炭への障壁である」にも拘わらず、英国炭とベルギー炭が北部、北東部、パリ地方に侵入してきたからこそ、共同戦線を張る必要が生じた、と考えている。この点はコークスをめぐる市場環境でより明瞭になる。さらに細かい事実だが、「19世紀前半には巨大企業アンザン社とランス社が、他企業を水平的に統合する傾向を示した」[同 p112] とあるのは明らかな間違いで、ランス社が操業を始めるのは第二帝政期初めである。これはアニッシュ社の間違いではないかと思われる。

39) 発足時の議決権を一部紹介すれば、ランス社17票、次いでクリエール社13票と続き、小規模炭鉱のカルヴァン社、オストリケール社各2票、フェルフェ社1票であった。

40) 当初の醸出総額は5万フラン弱、1913年でも10万フラン程度でしかない。これは北部炭鉱業全体の売上額の0.02%にしか相当しない。因みに同種のラインヴェストファーレン石

運営との関連で注目されるのは、情報蒐集と分析の機関として「ノール＝パドカレ炭鉱統計事務局 Office de Statistique des Houillères du Nord et du Pas-de-Calais」が設置され、外国炭鉱の稼行・販売状況、カルテル活動、パリなどの大市場における販売状況など、公式・非公式を問わず情報蒐集に当たった。この情報をもとに執行委員会は販売戦略を立てるのだが、大別して普通炭とコークスとに分けて概説しよう。

先ず普通炭では、外国炭の競争を勘案して、「内部市場」・「拡張市場」・「移出市場」の3区域が設定された。「内部市場」は、関税と距離の点で北部炭が外国炭よりも有利な条件を具えている地域であり、それ故「協定」が定めた最低価格や分担出荷量が必ずしも守られていなかった。協定違反にはトン当たり5フランの罰金が課されることになってはいた。「拡張市場」は、外国炭や国内の他炭鉱との競争に直面している地域で、「協定」は最低価格を設けてその奪回を目指した。販売量の規制はなく好きなだけ売ることが許されたし、そのために「差額補填」さえも行われた。⁴¹⁾「移出市場」はそれ以外の領域であり、価格や量の規制はまったくなく、北部炭の販路拡大のために移出奨励金が設けられた。

この市場区画はその後細分化されたが、基本線は第一次大戦まで維持された。普通炭についてみると「協定」の効果は上がったが、所期の目的である拡張市場や移出市場への販売はさほど伸張しなかった。設立直後には北部炭の88%が「協定」の指示に従ったが、その四分之三が内部市場での販売であり、拡張市場へは20%、移出市場へは2.2%に過ぎなかった。この傾向は1905年においても大きく変わらず、三分の二が内部市場へ、三分の一が拡張市場へ、移出市場へは僅か1%でしかなかった。[M. Gillet, 1973, p244-246]

コークス市場は石炭ほど安閑とはしていられなかった。地元北部でもさらに東部でも鉄鋼業が飛躍的に発展するのに照応して、ベルギーとドイツが手強い競争相手として登場してきたからである。⁴²⁾つまりロレーヌ鉄鋼業をめぐる三

炭シンジケイトのそれは2,000万マルク (=2,500万フラン)、総売上額の12~13%を占めていたという。[M. Gillet, 1973, p239] この辺りにも「協定」と「シンジケイト」に対する両炭鉱企業の態度（期待度）の違いが看取される。

41) 内部市場と拡張市場での石炭価格の差額を、いわばボーナス «prime de compensation» として補填する仕組みであった。

42) 20世紀初頭の北部炭鉱業のコークス産出能力は130万トン前後、ベルギーもほぼ同水準

カ国の熾烈な争いが展開し、これが「協定」への結束を固めた。協働には冷淡だったアンザン社もコークス部会には加入した。コークス部会は、産出高に応じた割当量と販売価格を決め、その厳格な実施をメンバーに求めた。04年には東部鉄鋼業に倣ってコントロールを結成しようとの要望が出たが、アンザン社などはこれに強く反発し、結局コントロール結成は流産した。代わって「ノール＝パドカレ炭鉱統計事務局」の権限が強化され、これが東部鉄鋼業との交渉の唯一の窓口となった。統計事務局は、イギリス・ドイツ・ベルギーの同業者の生産・出荷状況の資料を分析し、景況を判断したうえで東部鉄鋼業の需要を予測して東部の顧客と交渉を続けた。こうして09年には「コークス部会＝鉄鋼協会の事務局長 R. ピノ＝ロレーヌ鉄鋼業」の回路が出来上がった。さらに10年にはピノが仲介役となり、鉄鋼業の代表 C. キャヴァリエ（ポンタ・ムソン社）と北部炭鉱業コークス部会代表 E. キュヴェット E. Cuvelette（ランス社）がパリの鉄鋼協会本部で会見し、東部鉄鋼業へのコークス引渡し価格の算定方式について合意に達し調印した。⁴³⁾

正式なコントロールは結成されなかったが、「ノール＝パドカレ炭鉱統計事務局」が事実上のコントロールの役割を果たし、この算定方式で得られたコークス価格で加盟企業への販売割当量を決めていた。これはロレーヌ鉄鋼業だけでなく北部鉄鋼企業も対象としていた。⁴⁴⁾ こうして1901年に結成された「協定」はコークスに関しては部会の営々とした努力により、東部鉄鋼市場に食い

であったが、ドイツ・ラインヴェストファーレンのそれは800万トンに達していた。しかもドイツ産コークスは圧力に強く良品質であったという。[M. Gillet, 1973, p270] この過剰な生産力がダンピング的輸出を惹き起こすのである。なお前記原輝史氏の著作には、コークス市場をめぐる国際的争奪戦は全く言及がないし、北部炭鉱業と東部鉄鋼業との「石炭価格での対立」は述べられているが、両者のコークス引渡しについての「合意」は全く語られていない。[原輝史, 1986, p112]

43) 算定方式は、コークス価格/トン = $0.245 \times (M+B+D)$ と決められた。但し M は「イギリス・ミドルズブラの銑鉄価格」、B は「ブリュッセルでの石炭価格（ベルギー国鉄への入札価格）」、D は「ザール地方デュッドヴァイラーの石炭価格」である。つまり英独ベルギーの銑鉄・石炭価格と連動して、北部コークスの引渡し価格が設定されたのである。[M. Gillet, 1973, p285]

44) 但し独領ロレーヌ・エイヤンジュのド・ヴァンデル社とは別途契約が結ばれ、上記の算定価格よりも50サンチーム安く、ランス社・ドゥーシイ社・エスカルペル社により供給される。その量は年度により変動したが、08年から13年頃まではおよそ7～8万トンであったという。[M. Gillet, 1973, p287]

込み確かな地歩を築いたと云える。20世紀初めに130万トン前後だったコークス産出量は1910年には210万トンに達し、内およそ60%が東部鉄鋼業に売られたのである。[A. Merrheim, VO, no 59; 大森弘喜, 1982b]

最後に「ノール＝パドカレ炭鉱協定」はどのような役割を果たしたのか総括しておこう。普通炭については守勢に立たされており、主眼は「内部市場」の確保であった。だが僅かとはいえ「拡張市場」でのシェアを伸ばしている実績を考えると、「協定」の効果はそれなりにあったと云えるだろう。コークスについては事実上コントロールの機能が果たされ、とくに東部鉄鋼業市場をめぐるベルギーとドイツとの争いではかなりの成果を取めた。増大するコークス生産能力の60%を、しかも利潤を生む価格で東部市場に捌けたのは、ひとえに「協定」の賜物であった。コークスについてはアンザン鉱山も加入し共同歩調が採られたのも成功の一因であろう。フランス経営者は炭鉱業に限らずおしなべて自主独立の精神が強固であったことを勘案するなら、「協定」に収斂した「協働」精神の発露は軽視できない。但し、それは外国炭・コークスという脅威を前にしての防禦的協働であったところに、フランスの特徴があるかもしれない。彼らは、「協定」がラインヴェストファーレン石炭シンジケートのような強固なカルテルになることには嫌悪感を示した。なぜならそれは経営の自由と自主性を奪いかねないからである。だからドイツのそれに較べて取るに足らぬほどの醸出金しか認めなかった。

だが相対的に弱い規制力しか持たなかったとはいえ、「協定」が北部炭鉱業の躍進とシェアの拡大に果たした意義は決して小さくはない。19世紀末から第一次大戦前夜にかけて倍増した採炭量を⁴⁵⁾、利益の上がる価格で売り捌く仕組みが「協定」により整備されたからである。それは「中規模炭鉱の繁栄を保障した」のではなく、大手炭鉱の成長を支えたのである。1894年当時年間採炭量100万トンを超える企業はアンザン鉱山など5社しかなかったが、1912年になると上位10社に増えている。採掘業は土地所有（コンセシヨ）と資源賦存条件によって規定される産業だから、上記の採炭量の増大も基本的には個別企業の経営努力によるものだが、「協定」は市場条件を整備することにより、その成長を掩護し支えたのである。⁴⁶⁾

45) 1892～93年頃の北部炭鉱の採炭高はおよそ1,400万トンだったが、1912～13年頃には2,700万トンを超えている。それに伴い全仏に占めるシェアも、同期間で54%前後から67%

余に増大している。[M. Gillet, 1973, p479]

- 46) 原輝史氏は炭鉱業についても自説の「フランス型独占」を当てはめようとして次のように説く。「19世紀後半から20世紀初頭にかけてノール・パドカレ石炭産業は、集中化を志向したのではなく、むしろ上位二社を犠牲にすることにより平準化傾向を示した」、「アンタント参加企業の中核は中規模企業であり」、「アンタントの存在が巨大企業への集中化を阻止し、むしろ中規模企業の繁栄を保障した」と。[原輝史, 1986, p109] ここには重大な事実誤認が潜んでいる。後半の論点から検討しよう。

「アンタントの中核が中規模企業で、その存在が中規模企業の繁栄を保障した」との説は事実と合わない。アンタント成立直前の1900年の各社の採炭量を、M. ジレの付録資料に拠りつつ摘記してみよう。この年ノール＝パドカレ炭鉱の採炭量は合計で2,026万トンだが、上位から順に、ランス社301万トン、クリエール社193万トン、ブリュエ社161万トン、ベチューヌ社142万トン、ヴィコワーニュ社123万トン、リエヴァン社115万トン、マルル社111万トン、ドゥルージュ社102万トン、ミュルシャン社41万トン、カルヴァン社24万トン、オストリケール社19万トンである。M. ジレの個別企業資料がない企業のうち、大手ではアンザン社が1894年の実績で285万トン、アニッシュ社82万トンである。[M. Gillet, 1973, p120, 122, 492-508]

上記の顔ぶれのうち1901年の「ノール＝パドカレ炭鉱協定」に不参加なのは、アンザン、ブリュエ、マルルの3社だけである。(その理由はいま問題にしない)。原氏がどの水準をもって「中規模」と云うのかは不明だが、採炭高上位10社のうち7社が加入している事実からみて、アンタントの「中核」は「中規模企業」ではなく、大手炭鉱であることは明瞭である。原氏が考察の対象から除いているコークスについてもその傾向は明瞭である。詳しくは以下の箇所を参照せよ [M. Gillet, 1973, p282]

第1の論点の「上位二社の犠牲」云々は文意が不明瞭である。鉱山業においてある企業が他者を「犠牲」にして成長することはあり得ない。ましてやフランスではナポレオン3世の鉱業政策で、巨大炭鉱による鉱区の合併吸収は禁じられているのだから尚更である。著者の云わんとするのは、炭鉱業における生産シェアが上位数社に「集中」したのではなく、反対に「分散」した（「平準化」をこの意味に解した）ということであろう。原氏は上位3社の生産シェアを、M. ジレの掲げる表5と表8を比較対照して、その「累積比率」が54.86%から35.4%へと低下した、だから「集中化」ではなく「平準化」が起きた、と主張するのだが、ここには歴史的経過が全く捨象されているばかりか、ある意図が感じられる。M. ジレの表5は、北部炭鉱業が漸く発展の緒についた1865-69年のデータであり、その採炭量は399万トンに過ぎない。当時の主力はノール県の両巨頭アンザン社とアニッシュ社で、パドカレの新鉱区は採掘が始まって間もない。したがってもし比較するのなら、アンタント成立直前の表6「1890-94年の採炭量」と表8「同1908-12年」をも含めて比較考量すべきであろう。しかも「上位3社」ではなく、上位5社もしくは10社のシェアが比較されるのが望ましい。というのは、19世紀末の時点では大手炭鉱の採炭量は拮抗しているからである。

因みにこれら3時点のシェアを比較すると、69年の上位5社のシェアは68.89%、上位10社は86.0%、94年当時の上位5社のシェアは58.23%、上位10社は83.90%であり、1912年の上位5社は52.6%、上位10社は84.8%である。確かに一見すると上位5社の比率は漸次低下しているし、上位10社のそれはほぼ同水準に推移しているから、「平準化」しているように見える。だが何度も云うように、この間の北部炭鉱業の採炭量は、69年399万ト

II-2 鉄鋼協会 Comité des Forges de France

1860年の英仏通商条約は、高関税によって守られていたフランス製鉄業を温室から引き出し、否応なく外国との競争にさらした。かくて大局的に眺めればこれが転機となり、フランス製鉄業はいわゆる「近代的製鉄業」へと転換してゆくのだが、本稿の関心から言えば、製鉄業界がこの新しい事態に対応して1864年に創設した「鉄鋼協会」が重要である。鉄鋼協会はフランス全土に散在する125の企業・事業所を糾合したが、それはコークス高炉156基、木炭高炉194基、パドル炉1,000基を包摂し、その設備は全仏の高炉の81%、パドル精錬の94%を占めるほどであった。[G.Lefranc, 1976, p28; R.Priouret, 1963, p182]

鉄鋼協会創設には、フランス南部・中部・東部・北部、それぞれの産鉄地域を代表する10名の経営者が関わった。⁴⁷⁾ 議長は初代ウジェーヌ・シュネーデル Eugène Schneider, 副議長はかの「国民労働防衛委員会」の事務を担当した J. オシエ J. Hochet (フルシャンボー社) が務めた。鉄鋼協会の目的は「行動綱領」に4項目に亘って述べられているが、①内外の製鉄業に関わる情報、とくに鉄の用途に関する情報の蒐集と刊行、②製鉄業と政府との関係構築、③定期的な会合と外国における鉄製品価格の公表、外国市場の探求、④鉄製品の国内における販売条件の四半期ごとの確認、できればイギリスに倣って分類と価格

ン、94年1,430万トン、1912年2,773万トンと驚異的に伸びているのであり、もはや「平準化」という概念では捉えきれない。端的な例を示せば1912年のランス社だけで、40年前の北部炭鉱全部の採炭量にほぼ匹敵する量を採掘しているのである。M. ジレも次のように纏めている。「1894年時にはノール=パドカレ炭鉱13社で、1912年には同炭鉱9社で、全仏の石炭生産の半分以上を産している。ノール=パドカレ炭鉱業の優位は14-18年の戦争まで拡大し続けた」。[M. Gillet, 1973, p124]

つまり北部炭鉱一帯には以下に示すように、産炭量170万トン以上の「大手炭鉱が叢生している」のである。これらが「協定」を生み出し、その市場分割と販売戦略の恩恵に最も浴したのである。制度上もこれら大手炭鉱は総会での議決権を、その採炭量にほぼ比例して獲得していた。フェルフェ社以下の零細炭鉱が当「協定」に加入しない理由もここにあった。

ちなみに1912年のフランス全体の採炭量上位10社は以下の通りである。ランス社340万トン、アンザン社306万トン、クリエール社279万トン、ブリュエ社255万トン、アニッシュ社200万トン、ベチューヌ社198万トン、リエヴァン社185万トン、ブランジー社180万トン、ヴィコワーニユ社171万トン、マルル社168万トン。このうち、北部炭鉱業ではないのはブランジー社のみであり、他は全て北部炭鉱企業である。

47) 主だったメンバーを挙げれば、ド・ブーショ (ロワール)、デュボン・ドレフュス (モゼル)、ジェルマン (コマントリイ)、シュネーデル (ル・クルーズ)、ド・ヴァンデル (エイヤンジュ)、オシエ (ペリイ) 等である。[R. Priouret, 1963, p181]

の統一など、極めて意欲的であった。A. ミムレルの国内市場だけを死守すればよい、という態度に較べれば、外国の市場と価格にまで関心を広げた鉄鋼協会は一度むけたと云えるかも知れない。

その後、鋳物製造業者や、68年以降は年間生産2万トン以上の銑鉄工場と同15千トン以上の鍊鉄工場などを糾合して組織を拡大した。だが現実にはその後約20年間、鉄鋼協会は「昏睡状態」にあったという。後の鉄鋼協会の事務総長 R. ピノが回想しているように、「当時の製鉄業者らは事業が不安定な状態になっていたにも拘わらず、製品販売で歩み寄り、協働する用意はなかった。彼らの事業に直接影響がある経済的問題が鉄鋼協会の議事日程に上っているのに、その対立は深刻であって、協定の土台を見つけることも合意の基礎を築くこともできなかった。」[CFF, 1914, p443]

対立の要因については資料不足で推測の域を出ないが、地域間の対立と並んで、近代製鉄業への転換を遂げつつある大企業と、従来の木炭銑に固執する金属加工業者や小企業との利害の不一致が浮上したのではないか、と思われる。⁴⁸⁾

第三共和政が確立する頃1887年に、1884年職業組合法に則って鉄鋼協会が再建された。鉄鋼協会は改めて規約を作成し活動範囲を定めたが、初期には目立った動きは見られない。寧ろ鉄鋼協会の地方支部の一つ「ムルテ・モゼル鉄鋼・鉦山協会」が独自の取り組みをする。(後述)それはともかく、鉄鋼協会は3年に一度総会を開き15名の理事を選任した。その枠は主要産鉄地帯の生産高に応じて決められたから、ロレーヌ鉄鋼業の飛躍的發展により東部代表が発言力を増してゆくのはある意味で当然だったが、個人主義的でしかもワンマン経営者が多い鉄鋼業界では、その行動を地方主義だけでは測れない。⁴⁹⁾ 鉄鋼協会は第一次大戦前には250社の加盟を数え、大企業だけでなく中小の金属加

48) それは関税問題と仮輸入制度でとくに深刻な対立を生んだようである。このため67年と77年には鉄鋼協会は分裂の危機に瀕し、全会一致でない限りこの種の問題を討議しないことで何とか崩壊を食い止めたという。[CFF, 1914, p444] 後に見るように伝統的な孤立主義・個人主義も鉄鋼協会の活動を抑制したようである。それ故第二帝政期には鉄鋼協会の主な活動は、結局は政府・議会への陳情書の作成であったが、多くの製鉄業経営者はその署名にすら「逃げ腰 *fuite éperdue*」だったという。[CFF, 1914, p94; G. Lefranc, 1976, p29]

49) 東部鉄鋼業選出の理事は再建時には2名(G. ラティと X. ロジェ)だったが、そのご数を増し1912年にはムルテ・モゼル県だけで7名、周辺のアルデンヌとシャンパーニュを加えた東部全体では過半数を超えたという。[J. -M. Moine, 1989, p172]

工業者らも糾合していた。巨大企業が牛耳ることを防ぐために総会での議決権は最大で10票に制限配分されていたが、現実には特定の大企業いわゆる鉄鋼ビッグ・ビジネスが理事などの要職を占めた。

再建後しばらくは鉄鋼協会は緩慢な活動に終始したようである。その原因を探ると幾つかの要因が浮かび上がる。第一はこの組織が地方名士たちのサロンに安住していたことである。ドイツとベルギーの鉄鋼業の躍進と市場開拓の争い、フランス中・南部における資源枯渇、軍需の縮小化傾向など、フランス鉄鋼業を取り巻く環境は決して安閑としてはいられない状況であったが、多くの鉄鋼経営者は協働には乗り気ではなかった。それは初期の鉄鋼協会の議長を務めた R. レイユ男爵 Baron Reille (在職 1892? - 98) に象徴的に現れているという。彼は南部の製鉄企業の社長であり、PLM (パリーリヨン-地中海鉄道) 社の役員であり、カルモー鉱山の社長を務めていたが、ボナパルティストでパテルナリストであり、国際競争の激化も労働組合の攻勢も公権力介入の「危険」もかき分ける時代感覚も度量もなく、古色蒼然たる経営感覚しか持ち合わせていなかった。[UIMM, 2001, p16]⁵⁰⁾

第二の理由は、大物鉄鋼経営者らの強い個性と複雑な利害の対立が絡み合っていたことである。レイユ男爵の後を襲って鉄鋼協会の議長となるのはロベール・ド・ヴァンデル Robert de Wendel (在職 1898 - 1903) だが、ド・ヴァンデル家とシュネーデル家は友好的ではなかった。ド・ヴァンデル家の立場をさらに微妙にしたのは、普仏戦争後本拠地のエイヤンジュがドイツ領に編入されたことである。ド・ヴァンデルは新たに仏領ジュフに鉱山と工場を構えたから、結局独仏二つのロレーヌに生産基盤をもつことになった。ドイツへの警戒心が強かった当時のフランスにあって、ド・ヴァンデルの政治的・経済的言動は誤解を生むに十分であった。⁵¹⁾ 他方、シュネーデル家も有名なパテルナリストであり、ル・クルーズ Le Creusot は「企業城下町」の典型であった。シュネーデル社では 1899 - 1900 年に中央政界にも波及する大争議が起こったが、ウジ

50) カルモー鉱山における 1892 年労働争議については前節で述べた通りである。所有者のソラージュ侯爵も経営者のレイユも労働者の要求には一切耳を貸さず、力で押さえ込もうとした。この争議がこの地から社会主義者 J. ジョレスを生み出したのである。

51) ロベール・ド・ヴァンデルは「ロレーヌ=リュクサンブルグ・コントワール」の議長も兼務していた。それ故彼は他の多くの鉄鋼業者とは異なり、保護関税論者ではなかったという。[J. -M. Moine, 1989, p174]

エーヌ・シュネーデル（2代目）は一切の妥協をせず、その後ヴァルデック・ルソーとミルランの仲裁にしぶしぶ従ったが、後にはこれを無視した。「手を咬まれた飼い犬」を容赦なく切って捨てたのである。（後述）

また新興のロンウィ製鋼社社長 A. ドリュも彼らに劣らぬ辣腕家であり、本来ならネルヴォ男爵の後継者になるはずであったが、「性格に難あり *caractère difficile*」との理由で鉄鋼協会議長には就けなかった。[J.M.Moine, 1989, p173] 立志伝中の人、ポンタムソン社の C. キャヴァリエもまたドリュに劣らず剛直で妥協をしなかった。

こうした強烈な個性に利害が絡んだ。保護主義を望む中南部の業者、旺盛な生産力を主に国内に販売したい銑鉄生産者、完成品を輸出したいポンタムソン社やミッシュヴィル社など、独仏ローヌの双方に足場を持つド・ヴァンデル社など利害は錯綜し、鉄鋼協会はとても一枚岩とは云えなかった。

この「微温湯」状態を打破する要因が19世紀末には醸成されてきた。内発的な要因は過剰化しつつある生産力であり、外発的には労働運動の攻勢であった。これに人的要因として逸することができないのが、「稀代の交渉人」ロベール・ピノの事務総長就任であった。

本稿は労使の団体形成と労使関係に考察を限定しているので、フランス鉄鋼業の発達史は拙著に譲り、要点のみを云えば、ローヌ地方ブリエ鉱床の採掘が本格化し、大量の含燐鉱石が採掘され、その地の銑鋼一貫工場で製銑—製鋼—圧延された。その膨大な各種鉄製品は、直ちに市場で捌かれる必要があった。「熱経済」故に高炉もトーマス転炉も休むことは許されなかったからである。こうして製品販売のために、ロンウィ・コントワール（銑鉄販売）をはじめ、トーマス鋼コントワール、梁鋼材コントワール、レール・コントワールなどが相次いで結成され、国内市場での価格や各社の出荷割当量などが決められたのである。多くの矛盾と対立を孕みながらも、鉄鋼企業がコントワールを脱退しないのは、それにより過剰生産力が調整され、ダンピングによる価格破壊と経営損失を免れる保障があったからである。[大森弘喜, 1996, p239 - 317]

UIMM の結成

世紀転換の頃フランス国内は一種騒然たる雰囲気にも包まれていた。1900年万博が開かれるパリはメトロ建設などで経済が活況を呈し、出稼ぎ労働者で溢

れた。他方北部炭鉄地帯やル・クルーズでは労働争議が相次ぎ、労使の緊張は高まっていた。政治の面ではドレフュス事件が急展開をみせ、国論が二分していた。右翼団体「アクション・フランセーズ」が結成され、クーデタ事件が起き、ヴァルデック・ルソーの「共和国防衛」内閣が誕生し、社会主義者ミルランが入閣した。A. ミルランの改革と挫折は次章で述べるが、彼の社会・労働政策が鉄鋼経営者の心胆を寒からしめ、大同団結を促したのは間違いない。鉄鋼業とその関連業界団体は、1900年晩秋に予備会談を開き、さらに01年初頭パリで会合を重ね、ミルラン改革に反対するためにUIMM（冶金・鉄山業連盟）を結成した。このことは間接的にフランス鉄鋼協会の機能麻痺を示唆している。というのは新たな事態に対しても鉄鋼協会議長のレイユも、その後継者ド・ヴァンデルも有効に対処できなかったからである。鉄鋼協会の無為無策を批判し、その覚醒を促したのは、99年に結成されていた「鉄道・電車資材組立・製造業組合会議 *Chambre syndicale des Fabricants et des Constructeurs de matériel pour chemins de fer et de tramways*」の議長デュヴァル Duval と事務総長 R. ピノ R. Pinot であった。

後世の経営史家たちから最大級の賛辞を贈られているピノは、確かに頭脳明晰、才気煥発、世知に長けていたというが、私が注目するのは彼の人脉の広さである。ジョゼフ・カイヨーやレイモン・ポワンカレとは幼なじみであり、ル・プレ学派との交流でアンリ・ド・トゥルヴィルと知己を得、さらに「ミュゼ・ソシアル」団体ではエミール・シェイソンやジュール・シグフリードの薫陶を受けた。さらに彼の弟ジャック・シグフリード（後のフィヴ・リール・カイク社長）、アルベール・ジゴ、アルチュール・フォンテーヌ（労働局長）らとも交際をもった。[UIMM, 2001, p20]⁵²⁾ もちろん鉄鋼業とその関連団体の経営者たちとは親密に交際し、全幅の信頼を勝ち得たようである。とくにル・プレ学派との交流と薫陶は、彼に経営者の社会的責務の何たるかを認識させたようである。

52) R.ピノについては次の伝記も参照せよ。[A. F.-Poncet, 1927] なお [UIMM, 2001] はUIMMの「社会事業100年史」で、この組織の成り立ちと事業を眺めるには格好の文献であるが、誤りや不正確な箇所が目につく。分綴の間違いが散見されるし、スペルの間違い—例えば、p16, J. B. Calvagnac (→Calvignac), p20, Jules Siegfried (→Siegfried), さらに写真のキャプションの間違いも見られる。例えば、p15の肖像写真は「初代ウジェーヌ・シュネーデル」ではなく、その孫の「2代目のウジェーヌ・シュネーデル」である等。M. J. ラスト著作の「人物解題」をも併せて参照せよ。[M. J. Rust, 1973, p472]



図5 フランス鉄鋼協会の重鎮たち (1914年)

着席している左から、ルイ・メルジエ、フランソワ・ド・ヴァンデル、アンリ・ダルシイ、ウジェーヌ・シュネーデル、フロラン・ギャラン、ロベール・ピノ、F.ド・サンティニオン、レオン・レヴィ、アンリ・ド・フレシネ、カミーユ・キャヴァリエ、エミール・フェリイ、F.ドウジャルダン・ボーマス

後列立っている左から、アルマン・レジモン、エルネスト・ルザフル、クロード・ウス・マニヤン、レオポル・ブラロン、グザヴィエ・レイユ、アレクサンデル・ドウリュ、シャルル・ブートミイ、レオン・ド・ネルヴォ、E.キャピタン・ジェニイ、ダニエル・ベトモン、ジュールジュ・クロード・ティオン

彼もまたル・プレの使徒たち同様に、国家介入を忌避し、^{バトロン}経営者の「個人的な
^{イニシアティヴ・プリヴェ}自発性 l'initiative privée」による労働者福祉事業の実施を称揚する。

ピノの巧みな組織力で、UIMM には鉄鋼・鑄鉄・造船・機械・鉄道資材・電気・電気機械・石炭など、名だたる重工業の 11 団体が結集した。本稿の主題で云えば、鉄鋼協会は組織は存続するが事実上 UIMM に吸収された、と云える。なぜなら鉄鋼協会加盟企業はすべて UIMM にも加盟しており、両組織の本部は同じ建物内に置かれ、ピノが両組織の事務総長 *secrétaire général* に就任したからである。

UIMM の目的は 1884 年法に則り、「当該産業の発展や将来に関わる経済・社会問題の調査と研究であり、その件に関する行動方針を決定し、共同行動が必要ならば、これらの問題について業界を代表すること」と定められた。[G.Lefranc, 1967, p40] 執行部は発起人のデュヴァルが議長となり、炭鉱協会のアンリ・ダルシイ、鉄鋼協会の R.ド・ヴァンデルらが副議長となり、事務局はピノとグリユネル（炭鉱協会）に委ねられた。こうして 1903 年までにはピノの他に類を見ない交渉力により、フランス重工業界の組織化は一段落したようであり、UIMM も、鉱業・大冶金業・小冶金業・機械工業・電気工業の 5 つの部門に整理された。

本節では、鉄鋼協会 (UIMM) の活動として老齢退職年金や労災補償基金への取り組み、経済問題として外国人労働力の組織的導入を取り上げる。これらはコントロールとは異なり鉄鋼協会が前面に立って取り組んだ課題だったからである。

コルポラティズム的社会保障—老齢退職年金と労災補償基金—

フランスの社会保障の源流は私見によればパテルナリズム *paternalisme* にあった。確かに大革命下の 1791 年憲法や 93 年の人権宣言は、国民の「公的救済を受ける権利 *droit au secours*」を認めたが、他方で大革命は経済的自由主義の原則を確認したので、結局は革命の変転のもと実現することはなかった。それ故公的扶助や公的救済は 19 世紀前半においては、自治体の「福祉局 *bureau de bienfaisance*」で細々となされたに過ぎなかった。[田端博邦, 1989, p86]⁵³⁾ また

53) [田端博邦, 1989] はフランス社会保障史の簡単なガイドだが、p87 に記載されている年号には幾つかの誤りがある。1773 年→1793 年, 74 年→94 年, 1774 年→1794 年, これは 1992

大革命は前章で述べたように、ル・シャプリエ法により中間諸団体の結成を永らく禁じたために、互助組合（共済組合）による社会保障の実現も遅れた。

老齢退職年金について見ると、1850年6月18日法に基づいて官製の「国民老齢年金基金 Caisse Nationale de Retraite pour la Vieillesse, CNRV」が結成され、当初その利率が公債の利率よりも高かったので、裕福なブルジョワの人気と貯蓄を集めたが、労働者はほとんど関心を寄せなかったという。[F.Netter, 1963, p 372] その基本原理は云うまでもなく「自主的加入 volontariat」であり、「先見性もしくは将来の備え prévoyance」であった。⁵⁴⁾ 互助（共済）組合は第二帝政期にナポレオン3世の「後見」の下でようやく発展の緒につき、疾病と死亡から老齢退職年金へ給付を上げることが認められた。確かにその数は第二帝政から第三共和政にかけて大きく飛躍した。つまり1852年には2,488だった互助組合が、第二帝政末期5,300、組合員82万人に、90年には結社数は不明だが同130万人、1906年には24,000組合、同400万人へと増加した。[田端博邦, 1989,p88; UIMM, 2001, p30]

こうした発展には第二帝政政府と第三共和政政府による公的資金の援助もあったが、それは逆に設立や運営への公権力の容喙と引き換えであった。1898年4月1日の共済組合法（いわゆる「共済組合憲章 Charte de la Mutualité」）はこの規制を撤廃し、自由な組織化を許しその発展を促したのは疑問の余地がないが、それは必ずしも内容の充実化を意味するとは限らない。給付は精々が病気や怪我などの休業補償や死亡一時金などに限られていた。共済組合による社会保障が上手く機能しない理由は幾つかあった。第一には当時の工業労働者の不安定就労に由来する不安定で低い賃銀率がある。賃銀のうちから疾病や老齢年金のために一定額を醸出するのは重すぎる負担だった。第二はそれと密接に関わるが彼らには「将来への備え」の意識は稀薄だった。第三には運営が稚拙だったことである。それ故労働者がこの制度に信頼を寄せることは難しかった。[W. Rousseau, 1900, p31]⁵⁵⁾ 保険や年金は畢竟信頼関係を基礎にして初めて成り立つ

年版でも訂正されていない。内容的に云えば、フランス社会保障の源流の一つに「企業内福祉事業（パテルナリズム）」があることに全く言及していない。

54) これは終身年金のための全国組織であり、登録者は継続的に一定額を払い込んで原資をつくり、それを個人専用の手帳に記入してもらおう方式であった。

55) 第三共和政初期には共済組合の年金基金への個人醸出額は任意であった。組合は一定の経費を除いてこれを預金供託金庫に払い込み、原資を形成する。一定の年数を経た後組合は原

ものだからである。

実質的な老齢退職年金を制度化したのはパテルナリズムであり、その嚆矢は炭鉱業であった。というのは炭鉱では落盤・炭塵爆発・出水・ガス湧出など労災は日常茶飯事であり、そのために労働不能となった者、あるいは重労働ゆえに早めに退職した坑夫らの退職後の生活保障が、早くから労使の課題となっていたからである。古くは北部炭鉱のアンザン鉱山やアニッシュ鉱山の坑夫年金が有名だが⁵⁶⁾、多くは「救済金庫」に接木するかたちで「年金金庫」が創られていた。つまり初期には「廃疾・老齢年金」という性格を備えていた。19世紀末には前述したように炭鉱夫は現実的な待遇改善を望んでいたもので、政府は1894年6月29日法（「労働者の疾病と坑夫の老齢年金に関する法」）を制定し、労使からの同額醸出を義務付けて坑夫年金を創設した [大森弘喜, 1996a, p8-15]⁵⁷⁾

鉄鋼協会も炭鉱業のそれと同じ年1894年に、「フランス鉄鋼労働者老齢年金基金 Caisse Patronale de Retraite en faveur des ouvriers des Forges de France」を創設した。これは国民老齢年金基金 CNRV に加入していない企業のコーポラティブな組織だが、「patronale」とあるように純粋に経営者の任意醸出による年金基金であり、加盟企業は、24歳以上で引き続き3年以上勤続している自社従業員のために、年間4回20フラン（後には年齢により差がつけられた）を払い込み、原資を創った。払込金のうち四分の一が労働者の権利とされたが、年金受給のためには最低12年間、計48回の醸出が条件とされ、60歳以降に年間で最低60フラン、最高で180フランの年金が約束された。発足時には15社、6,956人の加入者しか数えなかったが、次第に普及し1908年には同11,000

資がどれくらいの規模かを知らされ、受給年齢に達した者のうち資格を有する者を選抜し、年金を支給する。つまり受給年齢（60歳ないし65歳）に達したからといって、誰もが年金を受給できるというものでなかったという。[W. Rousseau, 1900, p32]

56) アンザン鉱山の坑夫年金は大革命のさなかに制度化され、1812年以降には60歳以上の元坑夫や寡婦、労災犠牲者とその家族にも年金を支給していたという。[F. Netter, 1963, p368]

57) 1894年法により労使双方ともに賃銀の2%を醸出することになったが、発足当時は原資が不足するので坑夫らは議会・政府に働きかけを強め、1903年以降毎年100万フランの国庫支援をうけることに成功した。さらに14年には「坑夫自主年金基金」を創設し、国家から年間200万フランの補助金を確保した。坑夫年金は鉄鋼業労働者年金と並んで、最もコーポラティズムの色合いの強い社会福祉領域であった。ところがCGTは、1901年9月のリヨン大会で、前記の如く革命的サンディカリスムの観点から、炭鉱夫の老齢退職年金に反対を表明している。[E. Levasseur, 1907, p506]

人、基金総額は 230 万フランに昇った。[OT, 1898, p151-153; R. Pinot, 1924, p91]

CNRV 加入産業のなかで鉄鋼業は最も年金組織化がすすんでいる分野であった。96 年調査ではこの全国年金基金には鉄鋼 5 社が加入しているのだが、そこでは従業員の 80% が年金金庫に加入している。しかもその多くは前者と同様、経営者の任意醸出による。その代表事例がシュネーデル社である。同社の救済金庫は古く 1837 年にまで遡るが、この当時は従業員の賃銀からの控除で原資をつくり、会社はこれに補助をしていたに過ぎない。つまり従業員に貯蓄を勧め「将来の備え」を教え込もうとしたのである。だが 77 年に新たに設置された年金金庫は賃銀からの控除はなく、専ら会社が醸出して原資をつくる制度だった。その額は当初は賃銀の 3% (夫のために 2%, 妻のために 1%) だったが、何度かの改訂で、96 年には既婚者については同 5% (夫 3%, 妻 2%), 60 歳以上の労働者には同 10% に増額された。その年の年金口座数は実に従業員 9,513, その妻 7,216 という驚くべき値であって、それは従業員のほとんどが会社年金の受給者になっていたことを物語る。労働者は勤続 25 年、満 50 歳以降にシュネーデル社の年金を受給できるが、その額が年間 300 フランに達しなければ不足分を会社により補填されることになっていた。同社が従業員の福祉とその家庭生活の維持に如何に熱心だったかが窺える。[OT, 1898, 318-320; H.Brice, 1895, p274, 301]

国民老齢年金基金 CNRV の加入如何を問わず、鉄鋼業の老齢年金制度は、労働者に金銭的負担を課さず主として経営者の醸出によるものだったが、数の上での盛況とは裏腹にいまひとつ労働者に人気はなかった。ロンウィ製鋼社などでは 1908 年になっても当基金の加入者は僅か 18 名でしかなかった。[大森弘喜, 1996b, p229]⁵⁸⁾ 労働者に不人気の理由は幾つか考えられるが、これらは老齢退職年金制度に見る政労使の関係のなかで観察しよう。

政府は、坑夫や鉄鋼労働者の年金制度をお手本に、一般国民のための老齢年金制度づくりに着手した。だが曲がりなりにも形になるまでに 15 年間を要し、この間 30 もの法案を審議せねばならなかった。これほどまでに多大の時間と

58) 鉄鋼協会は 1899 年の下院社会保障委員会の調査に対し、同協会の独自の老齢年金制度は国民老齢年金に劣らない保障を労働者に与えていること、しかもそれは専ら経営者の負担になるもので、受益者には負担をかけていないと、胸を張って回答しているが、同時に、加入者が増えていないとも嘆いている。[CFF, 1914, p473]



図6 労働者退職年金制に反対を訴える CGT のポスター（1900 年頃）
頭書きには「彼らの年金そして彼らが我々に与える年金」とある。

労力を要したのは、国家による国民皆年金にすべきかどうか、醸出は「任意」ではなく「義務」であるべきか、で深刻な意見の対立があったからである。1901年に急進社会党議員のポール・ギエス Paul Guyesse が提出した法案がたたき台となり、修正されて1910年労働者・農民年金保険法となるのだが、労使双方はそれぞれの立場で同法案に反対した。

労働総同盟 CGT は先ず醸出が義務的であることに反発した。さらに醸出金による「資本形成」にも疑いの眼差しを向けていた。次いで半世紀もの先に支給される年金の小額なことに怒りをぶつけた。「50年間払い込んでも1日1フランにも満たない。支給年齢の65歳まで生きる労働者は7%にも達しない」とCGTは云う。図6のポスターはCGTの考えを見事に表現している。上階ではでっぴりと肥えたブルジョワジーの年金受給者が飲み食い、談笑している。階段をよぼよぼの労働者が上ってゆく。途中で力尽きて倒れている者もいる。漸く階上に辿りついた者に、件のブルジョワがまるで犬に餌をやるように、料理皿を床に差し出している。CGTは次の如く呼びかける。「同志諸君、君がもし65歳に前にくたばらないとしても、君が手にするのは（何とそれは1950年のことだ！）1日27.5サンチームだ。何というインチキ、何という愚弄か。死者のための年金だ。」と。[UIMM, 2001, p32]

A. メレイムも「我々は労働者年金の支持者だが、我々が望むものは生きて

いる者の年金であり、死者のための年金ではない」と同趣旨の批判をする。[A. Merrheim, VO, 1910] 確かに年間 100 フランの年金では生きてゆけない。この額は高齢の障害者で労働不能の者が受け取る額に相当していたらしい。多くの社会主義者も CGT の主張を支持していたが、恐らく唯一の例外は J. ジョレス J. Jourès であろう。彼は、払い込んだ醸出金が資本化されて将来その果実をもたらすこと、つまり労働者もその資本の範囲内で資本家にもなりうること、さらに労使同額醸出は、同等の犠牲に裏書された権利の承認をもたらすことだとして、老齢年金を肯定的に評価した。[UIMM, 2001, p34; H. Hatzfeld, 1971, p118]

当時の労働者には容易に払拭できない反国家観があったことは否めないし、眼前の生活の厳しさ、労働待遇の劣悪さを一挙に解決してくれるユートピア的革命観が、数十年も先のわが身の境遇を思い至らせる妨げになっていた。メイムの云うように、今の生活をなんとか乗り切ることが切実な問題だった。だから賃銀から 2% も控除されることは耐えがたいことだったのだろう。

他方、経営者は別の観点からさらに遠くまで見通して同法案に反対した。彼らが自発的に制度をつくり、運営していた「企業内（産業内）労働者福祉事業」が、国家の手に移ることは容認できないことであった。財政負担は大した問題ではなく、年金のための「強制醸出」が問題であり、さらに資金運営が国家の手に移ることが由々しき問題であった。労使の醸出金は膨大な金額になるが、それを国家の管理に委ねることは危険だと、UIMM は感じた。このため妥協案として単一の基金ではなく、地方ごとに分散した基金を作るべきだと主張していた。[UIMM, 2001, p34]

それ以上に大事な論点は、年金だけでなく医療・失業補償・住宅供与などの「社会事業」を、パテルナリズムの領域におし止めておくことであった。なぜなら、そうした給付は飽くまでも経営者の「寛容」の発露であり、労働者の「権利」になってはならない性格のものだったからである。経営者の権限ならば、「誰に与えるか」は彼の判断に掛かっている。UIMM は他の経営者団体とも協力して、1905 年に下院議員すべてに同法案に反対する趣旨の手紙を送付したが、そのなかで、19 世紀初め以来フランスの工業家は必要な労働力を調達するのにいかに苦勞してきたか、それゆえ会社に永年勤続し功績のあったものだけが、「ご褒美」として老齢年金が約束されるのだ、と説いている。[UIMM, 2001, p37]⁵⁹⁾ ここには社会事業が労働政策の一環として実施されてきたことが余す

ところなく表明されている。パテルナリズム的社会事業は、善き労働者を選抜し、その定着を図り、もって良好な労使関係を構築する装置だったことが確認できる。

これと関連してピノなどル・プレ学派が強調するのは、「イニシアティブ・プリヴェ」つまり「個人の自発性」である。経営者のそれはパテルナリズムの実践で示されるが、労働者のそれは、ピノによれば不遇な境遇からの脱出である。労働者は一生労働者でいる訳ではない、自分の才能とやる気があればそこから脱出することもできるのだ、と説く。それを可能にするのは日々の精勤と貯蓄だという。⁶⁰⁾ もちろんこのような「社会的上昇」は個別的にはいつの時代にもあり得るが、19世紀末から今世紀初頭のフランス社会では「第二次工業化」が進展し、プティブルジョワの賃労働者化が進行しているのであり、社会的に見れば労働者の境遇改善が政治日程に上っており、ピノの「脱労働者化」の勧めは説得力に欠けるだろう。マスとしての労働者大衆の「自主性」を引き出すなら、彼らに社会における然るべき位置を与え、責任をもたせる以外に方法はないだろうが、これこそ鉄鋼協会が最も危惧した事柄であった。

ギエス法案は1906年に下院で賛成512、反対5の圧倒的多数で可決された。UIMMや鉄鋼協会は危機感をもち、急ぎ上院議員に働きかけてその通過を阻止せんとした。というのは上院では同法案の義務と強制に反対する議員が優勢だったからである。だがUIMMのロビー活動も空しく、法案は上院でも可決され、ここに1910年4月5日法（「労働者・農民年金保険法」）が成立した。但し、経営者団体は労使の同額醸出割合を法案の賃銀の5%から2%に引き下げることに成功した。

1910年労働者・農民年金法は、任意醸出制を廃止して強制保険とし、労使から同額の保険金を醸出させ、これに国家も補助するというものだった。その

59) UIMMに賛同した諸団体は、フランス農業者同盟、フランス繊維工業経営者組合同盟、建築組合会議連盟、卸売食品組合同盟、捺染業組合会議、フランス農工連盟、フランス工業家・商業者連盟などである。[UIMM, 2001, p241]

60) ピノは1910年法が個人の自発性を削ぐ危険を指摘している。「労働者は自らの前に広がっている独立の所有者、経営者になれる可能性を自ら奪うことになる。この制度は労働者の個々の自発性を殺す恐れがあるし、貯蓄の精神をねじまげて、それを行動の方へではなく、休息の方へ向けてしまう。」と。[R. Pinot, 1924, p78] ここにはフランス人経営者に特有な「経済的マルサス主義」と対をなす、フランス人労働者の「稀薄な労働意欲」への心配がにじみ出ている。

意味で今日の国民年金の原型だったと云える。商工業に限定すれば年収 3,000 フラン以下の労働者が対象とされ、労使双方が賃銀の 2% を醸出する、30 年間醸出して、満 65 歳（後には 60 歳）以降に最低 360 フランの年金を受給する、それに満たない者には国家が補填する、という内容だった。

法案は成立しても UIMM は A. リボの忠告に従って、施行と運用における「特例」獲得に奔走し、終に翌年にデクレを発令させることに成功した。それは、すでに独自の年金基金をもつ鉱山・海員・鉄道・鉄鋼・国家公務員・地方公務員は、その先駆性を評価して既存の年金制度の存続を認めること、但し組織を非営利の匿名会社（財団法人）とし、労使の同額醸出原則を遵守することというものであった。このデクレに則って「鉄鋼労働者老齢年金基金」は定款を変更し、UIMM に属するすべての労働者を加えて、名称も「鉄鋼・機械・電気および関連工業労働者の老齢年金基金」に変えた。

ところで、このデクレは格別の意味があった。つまり 1910 年法では基金の運営には「運営評議会」と監査委員会が設置されることが定められていたが、特例では運営評議会は加盟企業の経営者から選出される 7 名から 20 名の委員で構成される、となっており、労働者の代表が除外されていたのである。「かくて運営評議会はこれまで通り、労働者代表を含まずに運営できた」のである。[UIMM, 2001, p40] これこそ鉄鋼協会と UIMM の実質的勝利であった。辛うじて老齢年金制度化においてパテルナリズムの最後の砦が守られたのである。⁶¹⁾

61) これは救済金庫についても妥当するのだが、経営者は救済金庫や年金基金、労災基金などの運営に、労働者はその能力に欠けるという理由で、労働者代表の参加を認めていなかった。このためこれらの基金の運営には恣意と専横がしばしば認められた。「坑夫議員」バスリが下院で告発した事例では、アニッシュ鉱山での坑夫年金は、賃銀の 3% を 15 年間醸出すれば年金の受給資格を得られるのだが、それは運営評議会の議により取り消されることもあるという。年金を払いたくない経営者が、最後の瞬間になって有資格の労働者を解雇するなどの暴挙が起きているという。これは坑夫年金だけでなく鉄道年金などでも認められるという。[H.Hatzfeld, 1971, p130] 要するに、「誰に与えるか」という権利を経営者は死守したのである。これこそパテルナリズムの極致であり、同時に大きな限界であった。

ピノは年金制度化を総括して云う。「大工業の経営者は何よりも義務と強制を望まなかった。彼らは自分の判断で行動しえ、協力して強力且つ堅牢な機構を創ることができた。」と、国家介入を最後の一線で食い止めたことに安堵の胸を下ろしている。[CFE, 1914, p480]

経営者の抵抗と労働者の反対にあって 1910 年の労働者・農民年金制度は、所轄の労働大臣の見込み 1,200 万人の半分の加入登録しかなかったが、その後受給年齢を 60 歳に引き下げ、終身年金の額の引き上げなどの改訂の結果、数十万の追加加入を見たという。さらに

労災補償の分野でもコルポラティズムとディリジズム（国家の誘導的介入）が鋭く対立するのだが、鉄鋼業では経営者の努力が国家介入を遠ざけることに成功した、と云える。日常的な疾病・傷害とその間の失業補償は、19世紀末までは「救済金庫」でなされることが普通であった。この方面での先駆者もまた炭鉱や製鉄企業であったが、そこに設置された「救済金庫」の運営や活動は実にさまざまであった。繁栄する産業分野に属する企業や家父長的経営を経営理念とする企業では、経営者の「寛大な」醸出に依存するところが多いが、時代を下るにつれて労働者にも応分の負担を求める傾向も認められる。そうした醸出金で原資が創られ、従業員の疾病・傷害に伴う休業に対して、あるいは労災傷害や死亡などいくばくかの補償がなされるのだが、運営は専ら取締役や社長が当たり、労働者が関与することはなかった。

個別企業の救済金庫では重度の労災障害とその補償に限界があることは明らかであった。さらにフランス民法は1382条で、労災の立証責任は事故に遭った労働者本人にあると定めていた。19世紀末になるとこうした事態に批判が集中した。不慣れな労働者が裁判で「使用者の過失責任」を立証することは殆ど無理であり、その費用と時間とを考えれば、泣き寝入りするのが普通だったからである。80年代から連綿と続いた議論には、労災の立証責任を使用者に求める議論（マルタン・ナド）や、職業上の危険に対する強制保険（F. フォール）など労働者に有利なものが目に付く。その帰結は二つの労働立法に帰結した。一つは前述の1894年6月29日「労働者の疾病と坑夫の老齢年金に関する法」であり、もう一つが98年4月9日の「労働災害補償法」であった。

94年法では、企業内部に救済金庫を設置しなければならないこと、その基金は労使双方が醸出すべきこと、年間賃銀が2,400フランまでは賃銀の2%醸出を限度とすること、経営者の醸出はその半分程度とするのが望ましいが、その比率は加盟企業の自由裁量に委ねる、とされた。疾病・労災傷害をうけた労

1920年代には国民の関心の高まりもあって加入者は800万人に達した。[UIMM, 2001, p41] 破毀院が賃銀からの保険料の強制的控除を否定したことも手伝って、「この制度は事実上失敗に帰した」[田端博邦, 1989, p91] という見方もあるが、私は、同制度が後の国民年金制度の礎をつくったと評価する。原理的に云えば、年金保険料の賃銀からの強制的控除は、今日の我が国の国民年金制度の現状から見ても必要不可欠だろうと思う。歴史の教えるところ、我々庶民はその必要が生じるまで、遠い将来のために自らすすんで年金原資のために貯蓄しないからである。

働者は、会社嘱託医により労働不能という証明をもらって、医療の無料サービスを受けることができた。但し不節制や遊蕩に起因する疾病（性病など）は適用除外とされた。全治4日以上疾病と労災傷害には休業補償が、また事故や病気による死亡には葬儀費用も支給された。

98年労災補償法は、これまでの法理を逆転させ、「職業上の危険」を基礎にして、「使用者の無過失責任」を原則として認める画期的なものだった。つまり、「労使双方どちらの責任でもなく、その工業を遂行することで生じた労災については、使用者が相応の責任をもつ」と定めたのである。この適用を受けるときは民事責任の適用を除外し、使用者には全額補償ではなく、定率補償が求められた。補償の原資は、使用者・雇主の強制保険ではなく、任意保険により確保されるとした。[E. Levasseur, 1907, p466-68]

鉄鋼協会は労災補償に関する議会審議に危機感を募らせて、いわば先手を打って独自の「鉄鋼労災相互保険基金 Caisse syndicale d'assurance mutuelle des Forges de France contre les accidents」（以下「鉄鋼労災基金」と略称する）を、1891年に創設した。彼らが恐れたのは、労災の金銭補償をめぐる、「中央集権的な国家機関がもたらす重大な支障と危険」、具体的には「裁判所員や司直が工場内の諸事件に介入すること」であった。[CFF, 1914, p481] その意味では全くのコレボラティスムの社会保障であった。

鉄鋼労災基金に加盟する企業は、雇用労働者の賃銀総額に比例して保険料を基金に納めた。だがどの部署でも同じ保険料というのではなく、労災危険度の高い採鉱や高炉部門では高い保険料率が設定された。これで原資が創られ、加盟企業の労災死亡事故や永久労働不能、全治90日以上重度労災の犠牲者に補償金が支払われた。創設時には加盟企業21社、傘下労働者41,000人だったが、99年には95社、83,000人、醸出額170万フランへ、さらに第一次大戦前夜には加盟企業数は不明だが、傘下労働者は16万人、醸出総額は1,025万フランへと膨らんだ。1914年の補償件数は3,940件、補償金総額は77万フランに達した。[R.Pinot, 1924, p55-64]⁶²⁾

62) このように醸出金総額が膨張したのは、鉄鋼協会が関連工業団体と合併してUIMMとなり、傘下の労働者が1907年以降に「鉄鋼労災基金」に加入したからである。なお1914年の同基金への加入労働者数は、『鉄鋼協会50年史』では25万人に達したという。[CFF, 1914, p490]

鉄鋼労災基金は巧みな運営で欠損を出すことはなかった。初期の当基金の理事長はアルベール・ジゴであり、彼が老齢のために辞任した後、この職を1907年以降引き継いだのはレインモン・サンリであった。他の保険機関なら一般経費は醸出金の20～28%も占めるのだが、当基金の一般経費は同2.5%と極めて小さかった、とピノは誇らしげに語る。だが、1905～06年にかけては軽度の労災も重度の労災も共に増加し、比例して支払額も膨らんだようである。年度ごとの詳細は不明だが、06年末までに支払った補償金総額は2,400万フランに達したという。[CFF, 1914, p491]

そこで当基金は支出の抑制戦略を練り、08年以降ふたつの戦術を採用した。第一が労災事故の予防に力を入れること、第二が中央医療部局の設置であった。労災が頻発したのはフランス東部の工場や鉄鉱山であった。とくに本格稼行に入ったロレーヌ地方プリエ鉱床では含燐鉱石の採掘のために、地元労働力だけでは到底足りずに、後述するように外国人労働力に依存せざるを得なかった。彼らの多くは農村出身であり、鉱山や工場での集団的な労働に不慣れであり、フランス語での意思疎通も満足ではなかったから、フランス人だけの労働よりも事故の危険は大きかったのである。鉱山ではとくに落盤事故が多く、多くの外国人労働者がその犠牲になった。[大森弘喜, 1996b, p130-133]⁶³⁾ 鉄鋼協会は元砲兵隊中佐のレイモン・ドゥヴィルを事故予防課の長に採用して、事故防止のために採るべき策を検討させ、それを経営者や労働者に周知徹底させようと図ったのである。[CFF, 1914, p492]

中央医療部局は08年に設置され、これまた陸軍省保健部局の長が招致されて医療部局長に就いた。彼は各地の労災担当の嘱託医師などと日常的に連絡をとり、最新の処方についてアドバイスを与えた。またこの部局の提言で、応急処置の必要性を認めた当基金は、労働現場近くには救護所や看護婦の常駐する保健所を設置した。重度労災傷害や慢性疾患（とくに結核と梅毒などの性病）⁶⁴⁾の治療と予防には、本格的な医療施設が必要であることが痛感され、プリエ鉱床の中央部に1913年に「鉱山・冶金病院」l'Hôpital des Mines et de la Métallur-

63) プリエ鉱床の落盤事故多発の原因はその独特の工法（「支柱除去法」）にも一因があるのだが『鉄鋼業50年史』はこの点何も言及していない。

64) ロレーヌ鉱山には第一次大戦前には性病（梅毒）と結核が蔓延した。売買春の横行と性病蔓延については次を参照せよ。[大森弘喜, 1996b, p148]

gie が建立されたが、これも中央医療部局が地元の鉄鋼経営者に強く働きかけて実現したものであった。この病院は、大がかりな外科手術も可能な設備と優秀な医療スタッフをもち、地域医療の拠点となることが期待された。[CFE, 1914, p494]

当基金の財務状況の詳細は不明だが、前述したように 06 年末までに年間平均 150 万フランだった労災補償額が、13 年には 77 万フランにまで半減したとすると、08 年以降の戦略は奏功したと云えるのかもしれない。だがもう少し実態に迫ってみると、鉄鋼協会の言い分をそのまま鵜呑みにはできないことが分かる。13 年の労災件数と労災補償額から計算してみると、労災 1 件当たりの補償額は平均で 197 フランであり、怪我の程度にもよるが、重度傷害ならばとても十分な額とは云えまい。

さらに重要なことは、ピノや鉄鋼協会が発表している労災件数が、実はかなり控えめに思われることである。ロレーヌ鉱床の鉱山だけでも、労災による死傷者数は 04 年に 1,080 人、07, 08 年には 2,400 から 2,500 人を数える。[大森弘喜, 1996b, p131; R.André, 1909, p42]

フランス全土の鉄鉱山や金属工場を視野に入れれば、その件数はピノなどの云う 2 倍や 3 倍にはなるだろう。つまり私がロレーヌ鉄鋼業について検証したように、労働現場で起きた事故も労災と判定されずに処理されたのが相当数あったのではないか、と思われるのである。それは老齢年金基金の運営と同様に、労災補償基金の運営にも、当事者である労働者代表が、また第三者である公権力代表が全く関わっていないからである。次ぎのピノの発言は鉄鋼協会や UIMM の経営者の考えを正直に代弁している。「鉄鋼経営者の試みは幸いにも、労災に対する補償の国家管理 (étatisme) を妨げるのに成功した。」[R.Pinot, 1924, p 58] 鉄鋼協会は労災補償の領域でも公権力の介入を極力退け、コルポラティスムの原理で対応したのである。

外国人労働者の組織的導入

フランスの工業にとって労働力調達は 19 世紀を通じて頭の痛い問題であったが、フランス鉄鋼業を主導するまでに成長したロレーヌ鉄鋼業にとっては、一層深刻な問題だった。とくに豊富な含燐鉱石を産するブリエ鉱床は人口稀薄な寒村であり、もとより地元での労働力調達は期待できなかった。初めのうち

は、資源枯渇のために雇用機会を失い始めた中部・南部の炭鉱などから坑夫を調達していたが、彼らは酷寒のこの地に定着することは稀だった。そのため鉄鋼経営者は外国に労働力を求めることを考え始める。例えば、ポンタムソン社の C. キャヴァリエは、1905 年に大胆にも中国人の導入を考えていた。「15 年も前から云ってきたように中国人を入れよう。彼らが公権力により確かに保護されるなら、私が彼らをマルチ・モゼル県まで連れてくる船のチャーター料を払ってもよい。たとい彼らの（遺体を入れる）棺製造所を造らねばならないとしても。」[J. M.-Moine, 1989, p187] これが荒唐無稽の着想とも云えなかったのは、シュネーデル社ル・クルーズ工場には第一次大戦後、中国人労働者が雇用されているのを見れば頷ける。[UIMM, 2001, p45]⁶⁵⁾

ところで、ロレーヌ鉄鋼企業が注目したのは、ポーランドとイタリアであった。⁶⁶⁾ 当時は両国ともヨーロッパの中で有数の「相対的過剰人口の貯水池」であり、ともにドイツのライン・ヴェストファーレン一帯の炭鉱・鉄鋼業地帯へ、出稼ぎ労働力を供給していたからである。実際にロレーヌの鉱山・鉄鋼業が調達しようと努めたのはイタリア人労働者であり、最初のうちは、企業が個別にイタリアに赴いて労働者をリクルートしていた。例えば、ポンタムソン社はイタリアのキアッソに現地事務所を開設して、北部一帯で地底労働に従事する不熟練労働者の確保に努めた。その際不利な情報は伏せておき、高い賃銀、清潔な仕事、同胞の存在などを意識的に伝えた。働く意思のある者はこの出先事務所へ赴き、医師の検診を受けたが、もちろん性病や結核患者は除外された。身体頑健で地底労働に耐えられると判定された者だけが、片道切符を与えられ口

65) 1923 年に同社に雇用された中国人労働者の中に、後の中国共産党総書記 Deng Xiaoping (鄧小平) の名も見える。[UIMM, 2001, p45] 彼はリヨン大学に留学し、1922 年にはフランスにおける「中国青年社会主義者同盟」の結成に参加していた。「後日、エドガー・スノウに語ったところでは、鄧小平はフランスでは殆んど勉学せず、労働者として働いていた。」という。[Who's who, 1987]

66) 19 世紀を通じて最大の移民供給国はベルギーであったが、彼らはロレーヌの鉄鋼・鉱山にはあまり関心を向けなかった。ベルギー人移民は、農業の場合は「季節労働者」であり、工業労働者の場合は隣接の北部地方の種々の工業（炭鉱・製糖・製鉄・金属加工・繊維・煉瓦製造など）に雇用先を見出した。つまり本国に近いフランス領内に雇用機会を求めたようである。後に鉄道と遠距離バスが開通すると、彼らは自宅から通勤するようになった。ポーランド人がフランス東部や北部に入るようになるのは 1920 年代のことである。鉄鋼協会はほかにスペイン人やさらに遠くアフリカのカビル人（アルジェリア高原に住む部族）の導入まで考えたという。[Y. Lequin, 1988, p353; G. Mauco, 1932, p40; G. S. Cross, 1977, p22]

ローヌ行きの列車に乗った。北イタリアからバーゼル～ストラスブール～メッスを経由してブリエ鉄床に入るルートが一般的であったが、この間かなりの者が途中で消えたという。ある者はどこそこのカフェには上手い踊り子や楽士がいると聞き込んで、ある者はルール炭鉱やロレーヌ鉄鋼業の他の会社の募集人の甘言に誘われて行き先を変えてしまう。ある調査によると、現地で契約した労働者の半数が途中で蒸発してしまうという。[S. Bonnet, 1962, p23; 大森弘喜, 1996b, p144]

ロレーヌ鉄鋼業の応募に集まったのは、主としてピエモンテやトスカナなどの北部イタリアの住民とくに農民が多かったという。[P. Milza, 1986, p10] それは交通の便のよさだけでなく気質も関わりがあると云われている。それはともかく、個別的なイタリア人雇用は効率的でないのは明らかであった。また互いに良い労働者を奪いあう事態に歯止めをかけようとの機運も高まってきた。そこで再編された「ムルテ・モゼル鉄鋼・鉱山協会 Comité des Forges et des Mines de Meurthe-et-Moselle」が中心となって、組織的なイタリア人の導入が検討されることになった。

東部の製鉄家はフランスのなかでも特に个性的で個人主義的だったから、「協働」を忌避する傾向が強かった。それでも 1887 年のフランス鉄鋼協会の再編と、76 年のロンウィ・コントワールの結成が、ナンシィ近傍の鉄鋼経営者を刺戟して組織化を促した。中央の議会で論議されている前述のふたつの社会保障問題（老齢退職年金と労災補償基金）もまた糾合を促す要因であった。こうして先ず 91 年に「東部鉄鋼協会 Comité des Forges de l'Est」が結成され、ロレーヌ、アルデンヌ、シャンパーニュなどに工場・鉱山をもつ企業 33 社が加入した。東部鉄鋼協会は、これらの地方にある同業種の 70% を糾合する経営者団体となったが、初発から利害が複雑に絡み合い、容易に見解の一致を見ることはなかったようである。とくに悲願とも云うべき鉄道路線の延長・新設では、ロレーヌ南部と北部の利害は鋭く対立し、意見が一致した筈の企業同士でも今度は費用分担で対立し、結局は東部鉄道のブリエ鉄床への路線延長を実現できなかった。[J. M.-Moine, 1989, p178]⁶⁷⁾

67) 鉄道路線決定に際し、ロンウィとナンシィの地方利害は鋭く対立した。また鉱山を兼営する混合一貫企業と鉱山をもたない製鉄企業でも、あるいは同じ鉄鉱山でもナンシィ近傍の露天掘り鉱山とブリエ鉄床の堅坑掘の鉱山とでも、経営者の考えと利害は異なった。このた

事実上 97 年には破綻していた東部鉄鋼協会は 1903 年に正式に解散したが、折からの労働攻勢、とりわけロレーヌ一帯を席卷した 1905 年ストが、再び協働の必要性を認識させた。今回はこの地に巨姿を現した鉄鋼ビッグ・ビジネスが中心となり、ピノの肝いりもあって、06 年に標記の「マルチ・モゼル鉄鋼・鉱山協会」が結成され、20 社が加入した。

さて本節の趣旨に戻れば、イタリア人の集団的導入にはイタリア政府の認可が必要だったので、「マルチ・モゼル鉄鋼・鉱山協会」は「外国人労働者調達部局」を設けて交渉に当たった。だが実際にその任に当たったのはフランス鉄鋼協会のピノであり、それを補佐したのはクチュリエ大佐であった。ピノは 1912 年から「イタリア移民総局 *Commissariato General d'Emigratione, CGE*」と交渉に臨み、加盟企業がイタリアで労働者を募集する権利を獲得しようとした。当初は順調にすすむかに見えた交渉は直に暗礁に乗り上げた。移民総局が、ロレーヌに居る同胞の労働・居住条件などの改善方とその進捗状況の確認のため、現地視察を強く求めたのである。というのは、開鑿が本格化したロレーヌ鉱床では、前記の通り落盤など労災が頻発し外国人労働者が犠牲になる場合が多かったし、居住環境もかなり悪かったからである。イタリア移民が好んで住んだのは、同郷の士が営むパシオン（賄いつきの素人下宿）やキャフェもしくはキャンテイーヌ（食堂兼旅籠）だが、そこは鮪詰め状態で、採光も換気も殆ど考慮されていなかった。彼らがそうした場所を好んだのは、食べることと寝ることが曲がりなりにも保障され、さらに同胞との語らい、陽気な音楽、そして性欲も満たすことができたからである。[大森弘喜, 1996b, p146-48]

ちょうどこの頃、「ヨーロッパ・イタリア移民援護会 *L'Opera d'Assistenza agli operai*」の長であるボノメッリ大司教 *Mgr Bonomelli* が、スイスからロレーヌの鉱山・鉄鋼業地帯を視察しイタリア人同胞の生活状況を新聞に発表したもので、イタリア当局も座視することができなくなり、ピノに強く迫ったものと考えられる。[S.Bonnet, 1962, p10] 移民総局が示した条件は幾つかあるが、対立した点は、「イタリア領事による切羽視察」と「鉱山の規則をイタリア当局に示してその裁決を求める」、および「イタリア人労働者が関係したフランスにおける労働争議には、イタリアの裁判所が関与する」というものだった。

め例えば 1901 年公共事業省の労働条件に関するアンケート調査にも、東部鉄鋼協会の理事は関与せずに、中央の R. ピノが回答したという。[J. M.-Moine, 1989, p179]

ピノは先の二点は経営権に関する干渉であり、最後の点は主権への介入だとしてこれを拒絶した。だが切迫する労働力需要が鉄鋼協会に妥協を迫ったので、13年春には一応の合意が成立した。鉄鋼協会は引き続き労災の防止に努めること、またイタリア人労働者はフランス人労働者と労働条件の面でも、医療などの面でも同等の扱いを受けること、労働現場へのイタリア領事の訪問を当該企業は認めること、労働者と当該機関との紛争はイタリアの裁判所が権限を持つことなど、総じてイタリアの利害が優先する取り決めであった。[G.Mauco, 1932, p66; G. S. Cross, 1977, p31]

第一次大戦が勃発すると事態は変化した。イタリア移民総局は15年には鉄鋼企業に許可なくイタリア全土で労働者を募集することを禁じ、労働条件についての詳細な報告を求めると同時に、先の第三項に関連して、労働争議におけるイタリア領事の仲裁を押し付けてきた。ピノは大いに不満でフランス政府がイタリア政府に圧力をかけるように働きかけた。フランス政府の「外国人労働力部局」長官ノガロも、不利な条件で妥結すれば先例になるとして最初は交渉を拒否していたが、総動員体制下で労働力の逼迫が生じて、外国人労働者の導入が急がれたので、16年にイタリア移民総局と交渉し合意に達した。すなわちイタリア移民はフランス政府と移民総局との仲介で導入されること、フランス官吏の立会いがあればイタリアの官吏が労働現場を視察できること、労働争議のイタリアによる仲裁は公式のものではないこと、相応の軍需品と石炭をイタリアへ供給すること等であった。[G.S.Cross, 1977, p32]

このように鉄鋼協会はイタリア人労働力の集団的な導入に先鞭をつけたのだが、ピノの卓抜な交渉力を以ってしても、鉄鋼協会の言い分はそのままでは通らなかった。老齢年金基金や労災補償基金では国家の介入を巧みにかわすことができたが、外国人労働者問題では国家介入を求めざるを得なくなった。以前のように個別企業もしくは鉄鋼協会が独自の判断と基準で、外国人労働者を調達することが難しい時代に突入していた。その意味で「自由放任」政策は放棄を迫られていたのである。⁶⁸⁾

68) 仏伊政府の協定により第一次大戦前および戦中にどれくらいのイタリア人がロレーヌに導入されたかは、次の文献を参照せよ。[大森弘喜, 1991; 同 1996b, p143] この経験が1920年代のフランスの移民政策を方向づけた。移民を隣接諸国だけに頼ることの危うさが認識され、より遠隔地のポーランド・チェコスロヴァキア・ユーゴスラヴィアなど東欧諸国が供給先と

ところで、「ムルテ・モゼル鉄鋼・鉱山協会」はこの間大きな働きをしたようには見えない。外国人労働者導入問題では「ド・ヴァンデルはいつも仲間から離れて」独自の行動をとっていたし、ロンウィ製鋼社の A. ドリュモも集団的な労働力の導入には賛成ではなかった [J.M.-Moine, 1989, p192] から、結局は鉄鋼協会のピノに全面的に依存する他はなかった。経営者団体という観点から云えば、ワンマンで独自の世界観と経営理念をもつロレーヌ鉄鋼業経営者は、各種コントロールの結成を除くと、同業者との協働にはさほど乗り気ではなかったと云えるのである。

Ⅲ ミルランの改革構想とその挫折—早熟だったディリジスム—

19世紀末から20世紀にかけてのフランスは、経済ダイナミズムが孕む社会的緊張とドレフュス事件が惹起した政治的緊張の裡にあった。前者については、前節で見たように炭鉱業や鉄鋼・機械・造船業などで大争議が頻発し、劣悪な労働諸条件と硬直した労使関係のあり様が問題となりつつあった。ドレフュス事件では輿論の大勢は反ユダヤ主義と対独復讐のナショナリズムに傾きかけ、これを背景に右翼勢力が抬頭し民主主義と共和政が危殆に瀕した。しかしドレフュス有罪の決め手となった密書が、実は二度とも偽造されたものと判明するにおよび、社会主義諸派は J. ジョレスの下に結集し、反ユダヤ主義に対抗した。パリを舞台に繰り広げられた王党派と共和派の闘いは、大統領フェリックス・フォールの急死、再審賛成を表明していたエミール・ルベの大統領就任、王党派による大統領殴打事件とこれに憤激したパリ民衆の示威運動等により、急速に共和派に有利に展開した。

デュピュイ内閣は倒れ、代わって「共和国防衛」の使命を帯びたヴァルデック・ルソーが首相に任命された。彼は軍部掌握のためにガストン・ガリフェ將軍 Gaston A. Galliffet を陸軍大臣に起用し、他方、社会主義者らに配慮して商工

して対象に昇り、政府と経営者団体が一体となって移民国の機関と協議し、受け入れ体制が整備された。戦時中の「外国人労働力部局」は労働省に移され、国境や主要工業地帯で労働条件が遵守されているか等を監視した。また各省横断的な委員会が創られ、国際的な協定の締結を準備した。24年には「移民総局 Société Générale d'Immigration」が創設されて、移民受け入れについて外国政府との協定を協議する体制ができた。[大森弘喜, 1991, p77]

大臣に A. ミルランを登用したのであるが、これが大きな波紋をつくりだした。というのは、ガストン・ガリフェ將軍はパリ・コミューンにおける大弾圧の張本人であり、そのような内閣に社会主義者が入閣する是非が、国内外の社会主義者の間に大論争を惹き起こしたのであった。⁶⁹⁾ いわゆる「入閣問題 *ministéri-alisme*」は、社会主義運動や政党にとっては修正主義論争とも関連する問題であり、現代でも左翼政党にとっては重要な論点ではあるが、本稿はそれに深入りせず、労使関係に国家が介入しようとしたミルランの政策そのものを考察する。というのは、ミルランの提起した制度改革構想は挫折したとはいえ、後世のフランス社会保障制度や労使関係に無視できない影響を及ぼしているからである。労使関係を包含する現代フランスの社会保障体制が「ネオ＝コルポラティズム」と云われる所以は、実はミルランなどの制度設計にその淵源を有すると思われる。だが、彼の事業は彼自身の「転向＝上昇転化」故に、その歴史的な文脈のなかでは正しく評価されることは少なかったように思われる。(後述)

Ⅲ―1 労働争議仲裁法案

アレクサンドル・ミルラン Alexandre Millerand (1859-1943) が「共和国防衛内閣」の商工大臣を務めたのは、1899年6月から1902年6月までの3年間であったが、この間彼は文字通り不眠不休で職務に専念し、十指に上る労働・社会問題に関わる制度設計案を提示した。主だったものを内容別に分類すると次のようになる。⁷⁰⁾

69) この間の政治史および社会主義運動内部における「ミルラン問題」については、次の文献を参照せよ。[西海太郎, 1953, p215-222; 石原司, 1966, p43-51; 近藤嘉昭, 1975; M. Perrot, 1966; 横山信, 1968, p54-62] ドレフェス再審派の勝利がフランス政治史にしめる意義は、大略次ぎのように纏められる。第一に王党派・国粋主義者など右翼による政権奪取の最後の敗北, 第二にこれと関連していたカトリック教会勢力の後退, 最終的には「政教分離」原則の確立。第三には軍部の威信失墜と弱体化, 第四には急進主義の抬頭と社会主義への接近などである。[横山信, 1968, p54-58] 但し, 横山氏や西海氏が《*ministéri-alisme*》に, 「政府党主義」という訳語を当てているが, これでは読者には理解できないのではないか。いわゆる「入閣問題」とすべきであろう。

70) ミルランの社会・労働関係法規の提案は多数に上り, 全体像を把握するのはなかなか難しい。というのは法案で成立しなかったものが多いだけでなく, デクレや省令, あるいは通達として発布されたものが多いからである。フランス人歴史家ですら, 本稿で考察する「労働争議仲裁法案」を「ミルラン法」と呼んだり [N. Rousselier, 1992, p103], 1900年3月30日法(労働時間を段階的に短縮する法案)を「ミルラン法」と呼称する例もある。[A.-M.Mallet,

- ① 労働条件に関わるデクレ；1899年8月10日の「国・県・市町村などの事業に従事する労働者の労働条件に関わるデクレー週1日の休息日，事業の行われている都市や地域での標準的な賃銀支払いと標準的な労働日の実施－；1900年3月30日の「老若男女が混在する職場における労働条件に関わる法」－18歳以下の少年少女と婦人の労働日は11時間，成人男子も11時間とする，2年後にはこれを10時間半，更に2年後には10時間とする－；1900年5月3日の「危険かつ不衛生な仕事に従事する児童・少女・婦人の雇用に関するデクレ」
- ② 労働者の疾病・労災・老齢年金など広義の社会保障に関わる法規・アレテ・デクレ
- ③ 労使関係の枠組みに関わる法案；1899年9月1日の「高等労働評議会に労働者代表を加入させるデクレ」－これに関連して「労働審判制の改革」－；1900年9月17日の「地方労働評議会の創設デクレ」；1900年10月～11月にかけて「労働監督官補佐に労働者代表を選任する改正案」；1900年11月15日の「労働諸条件に関わる争議の和解に関する法案」（労働争議仲裁法案）
- ④ 労働者の就職斡旋や職業教育に関するデクレ；1900年11月29日の「職業斡旋に関する法」

これらの制度改革案の中で，②労働者の疾病・労災・老齢年金など社会保障の制度化については前節で考察したので，本節では③労使関係の枠組みに関わる法制度を中心に考察しよう。中でも，1900年11月15日の「労働諸条件に関わる争議の和解に関する法案 *projet de loi sur le règlement amiable des différends relatifs aux conditions du travail*」（通称「労働争議仲裁法案」）は，陽の目を見ることはなかったが，ミルランの改革構想の中核をなす革新的な法案であった。

法案の概要を述べれば，先ず第1条で，「雇用規模50人以上の商工業事業所では，採用されるすべての労働者・職員に，労働条件についての労使間の争

1992, p259] 石原司氏が「ミルランによる労働立法」として挙げている「罷業義務法」，「労働協約法」，「仕事場の監視に関する法律」，「大統領令による諸地域の労使混合委員会の争議強制仲裁制度」は，個別法案としては上程されていない。[石原司，1966, p46-47] 本文で述べるように，それらの内容は例えば「労働争議仲裁法案」に織り込まれてはいる。

議が本法案の定める仲裁に従うか、従わないかを記した印字された通告が手渡されること」が義務づけられる。第4条では、国と事業契約あるいは納入契約を交わした事業所では、「入札条件明細書 *cahier des charges*」の一項に、(争議の際には)入札人が本法の定める仲裁に訴えることを認めると明記すべきことを、定めている。

さらに画期的なのは、第5条で、労使双方が仲裁制度を援用することを認めた事業所では、労働者・職員は経営者と話し合うための常任の労働者代表を選出すべきことを定めている点である。

第6条、第7条、第8条では、その労働者代表の選挙に関する定めが記される。すなわち労働者・職員150名で一つの選挙区を作ること、それ以上の規模の事業所では、経営者が属地別に、あるいは職種別に選挙区を作ること、選挙人は事業所に勤務する満18歳以上の男女の労働者・職員となすこと、但し従業員を監視する立場にあるものは除かれること、被選挙権は、選挙人資格を有する者で最低2年間当事業所に勤務経験を有する、読み書きできるフランス人であることが定められる。第9条から第12条までは、選挙の実施方法が規定されている。要点は、両当事者がこの件に関する苦情や要求を労働審判所に付託できることと、選挙が厳正に行われる条件(秘密投票など)が事細かく規定されていることである。

第13条では、労働者代表の通常の任務として、従業員の要求を取り纏め、毎週一度は経営者に伝えること、少なくとも月に一度はそれについて経営者と話し合う機会を持つことを定めている。

第14条以下はスト権確立の要件を定めたもので、議論が沸騰した点である。すなわち、経営者が前条の労働者代表の口頭での要求を認めないときは、労働者代表は再び書状で伝えなければならない、経営者は48時間以内に書状で労働者代表に回答しなければならない、(労働者の要求を認めないという)決定が変わらないときには、経営者は仲裁人を指名しなければならない、この猶予時間が過ぎても、仲裁人が指名されないときには、労働者はストを決定できる、経営者が仲裁人を指名したときには、労働者は次の48時間以内に彼らの仲裁人を同数指名して通知しなければならない。

仲裁裁定が、双方の仲裁人が共同の仲裁人により、労働者の仲裁人指名から6日以内に下されないときには、労働者は労働を停止することができる、と定

められた。

第15条、第16条、第17条はスト権確立の手続きを規定したもので、先ずストは事業所全体についてもある部署についても、従業員の投票によって決定すべきこと、労働者代表は従業員と経営者に6時間前に選挙の日時と場所を知らせること、投票ができる選挙人は、スト宣言によって仕事が失われる職場の労働者で、第7条の資格を有する者に限られること、選挙管理委員会は投票権のある年配者2名と若手の労働者で構成され、開票に立ち会うこと、投票時間内には、投票権を持たないものは誰であれそこには立入禁止とされること、投票用紙には「スト賛成」か「スト反対」と記載すべきこと、第1回目の投票で、スト賛成が投票した者の半数を超えたとき、かつ選挙権を有する者の3分の1を超えたときに、スト権は確立する。意思表示された投票数が不十分のときは、翌日に第2回投票がなされるべきこと、等が定められる。

第19条は、こうした手続きで決まったスト（集团的労働の停止）は「強制力をもつ *obligatoire*」とされ、スト（続行）は少なくとも7日間ごとに実施される前条の投票で確認されねばならない、この間に職場を止めた者は投票権をもたない、再投票でストが可決されないときは労働を再開しなければならない、と定める。

ストが宣言されたときには労働評議会が職権で介入するが、それは第21条以下の規定による。すなわち第21条は、ストが宣言されたなら労働評議会の権限ある部会は職権で紛争解決に着手すべきであること、第22条は、労働評議会の当部会は民事訴訟法で認められた仲裁人の権利を行使できる、と定める。

仲裁裁定については、第23条が次のように定める。最初の仲裁人、賛否同数の際の仲裁人、あるいは労働評議会の部会が下した仲裁裁定は、すべての仲裁人が署名する議事録に記録され、6ヶ月間両当事者間の協約に匹敵する価値を有する、と。

第26条と第27条は、投票に影響を与えるさまざまな行為—暴力・脅迫・贈り物・約束—をなした者には、1ヶ月以上1年未満の禁固刑と100フラン以上2000フラン未満の罰金が課せられると定めている。

第29条は仲裁の協約が不履行の場合、これらの約束を遵守しなかった経営者・労働者・従業員は3年間、労働代表に関わるさまざまな選挙資格と被選挙

資格—組合役員・労働代表・坑夫代表・労働審判所判事・商工会議所所員・商事裁判所・労働評議会・高等労働評議会—が停止されると定めている。また、労働評議会がない場合、仲裁の職務はストの規模に応じて労働審判所か、労使同数の代表から構成される高等労働評議会の代表団に帰属される、と定めている。[A. Lavy, 1902, p163-170]

以上が1900年11月15日の「労働争議仲裁法案」の概要である。その核心をなすコンセプトは、①労働者代表制、②スト権確立の民主的手続き、③労働評議会・労働審判所の仲裁機能、④仲裁裁定の遵守と労働監督官制度の再編などである。以下これらを順次考察するが、その前にこの法案が提案される歴史的経緯をミルラン自身の弁護士経験と付き合せつつ概観しておきたい。

ミルランの弁護士経験と1892年法

アレクサンドル・ミルランは、パリ大学法学部を終えて若くして弁護士となるが、その弁護士活動のなかで労働・社会問題に接近し、急進主義に目覚め、更に急進主義から社会主義へと転向し、更に社会改良主義へと転向を重ねてゆく。彼の最初の弁護士活動が1882年モンソー・レ・ミーヌ Montceau-les-Mines 炭鉱争議で逮捕された労働者の弁護であった。この時は主任弁護士 G. ラファルグの助手であったが、この過程でクレマンソーと知己を得、共和主義的自由主義から急進主義へと第1回の転向を果たす。

2回目の転向は86年のドゥカズヴィル炭鉱争議での労働者弁護と軌を一にしている。この争議の暴力的性格については前述したが（I-1 炭鉱夫のサンディカリズム参照）、彼は坑夫の経済的状況を詳細に調査し、その窮状を訴えてワトラン殺害という重大な罪状だったにもかかわらず、温情的な懲役5年から8年の判決を引き出すのに成功した。彼は前年にパリ選出の下院議員にもなっていたから、下院でフレシネ内閣の労働者弾圧を糾弾した。この頃より社会主義への傾斜が始まる。88年には『La Justice（正義）』紙上で「社会主義共和派」として登場し健筆を振るようになる。

91年には社会主義者（フランスマルクス主義）の領袖ポール・ラファルグ Paul Lafargue の弁護を引き受ける。ラファルグが、かのフルミイでのメイドーの際、群集に発砲した軍隊に反撃を煽動したとの理由で逮捕されたからである。

だが決定的な転機は92年カルモー炭鉱における労働争議への関わりであった。カルモー炭鉱はソーラージュ侯爵のパテルナリスムの経営で知られるが、19世紀最後の四半世紀に断続的に労働争議が発生する。83年の第1次ストでは、県知事レオン・ブルジョワ Léon Bourgeois と内務大臣ヴァルデック・ルソーらの介入が奏功し、軍隊投入の事態を回避し、交渉による賃銀など労働条件の改善が図られた。92年の再度の労働争議については前述の通りだが（I-1 炭鉱夫のサンディカリズム参照）、ミルランはスト労働者の要請を受けてクレマンソーらと共に弁護人となった。92年10月26日の内務大臣ルーベの裁定は両者に不満や幻滅をもたらしたが、仲裁という方式が共に頑固で妥協を嫌う労使間の紛議に有効で現実的であることが次第に諒解された。ミルラン自身も暴力の連鎖と不毛の対立に代わる手段として「国家による仲裁」を評価し始める。つまり国家が両当事者から完全に「中立の仲裁者」として裁定を下し、その裁定には両者とも異議を唱えずに従う、という原則の評価である。その信念を更に強固にし、1900年の同法案へと連繋してゆくのが1899年のシュネーデル社ル・クルーズにおける未曾有の労働争議であった。

ル・クルーズ工場は19世紀フランスを代表する重機械工業の拠点で、シュネーデル一族のパテルナリスムの牙城であると同時に、典型的な企業城下町でもあった。手厚い従業員への福利厚生とその盾の裏側にある「絶対王政的専制」で知られたル・クルーズ工場のストは、その二日前にレンヌ裁判所でドレフェスの二審判決が出たことも手伝って、フランス社会に大きな衝撃を与えた。ストは1899年に二度、1900年に一度起きたが、1899年の二度のストが重要である。最初のストは同年5月31日から6月2日まで、2度目は同年9月20日から10月1日までと、ストの期間としては前述の坑夫ストに較べて短いが、世間を驚かせたのはその規模の大きさであった。最初のストには7,000名の労働者・職員が、2度目には実に9,000名が労働を停止した。加えて労働者の妻や子供たちがデモや集会に参加したので、小さな街は騒然とした雰囲気包まれたという。（図7参照）

ストの主役は電気工や機械組立工などの熟練工と若手労働者であり、彼らは賃銀率や昇進などにおける会社の「恣意性」と、組長や職工長などの部下に対する態度をとくに問題とした。スト参加者は1884年職業組合法に則り労働組合を結成する権利を主張し、また職工長が労働者に敬意をもって扱うように要



図7 1899年ル・クルーズのストで街をデモする労働者と婦人・少年たち、
彼らの掲げているものは赤旗ではなく、三色旗である。

求したが [M.Perrot, 1995, p311-313], 本稿のテーマに即して云えば、彼らがすぐに公権力の介入を求めたことが注目される。会社が彼らとの交渉を拒むと直ぐに、彼らはパリまでの集団行進を準備し、中央政府に労働者の窮状を訴え介入を仰ごうとした。

中央政府も争議が全国の兵器廠に広がるのを懸念して直ちにこれに応え、スト収拾に乗り出した。ヴァルデック・ルソー首相はミルランとヴィヴィアニ R. Viviani を伴ってル・クルーズに赴き、同年10月7日ボーヴォ広場にあるホテルで両者との会合に臨んだ。ヴァルデック・ルソーは開口一番「私はあなた方が望むような公平無私の仲裁をするので安心されたい」と述べたという。[Waldeck-Rousseau, 1900, p341] ヴァルデック・ルソーは直ちに6つの点で裁定を下した。これはフランス労働史上の一大画期であり、1936年「マティニョン協定」、1968年「グルネル協定」に先立つ「ヴァルデック・ルソー裁定」であった。その要点は、1884年法が認めた職業組合結成は労働者の権利であり、第

三者がそれを否認したり、容認したりすることはできないこと、ストに参加した廉で解雇されることはないこと、職場と職種ごとに労働者の代表が選出され、2ヶ月ごとに会社経営陣と協議すること等であった。⁷¹⁾ この最後の項目は「労働争議仲裁法案」にそっくり採用されることになる。

このようなミルランの労働争議への関与、とくにカルモートル・クルーズの経験が1900年11月15日法案に連繋するのだが、もう一つの源流は1892年12月27日の「労働争議任意仲裁法 loi sur la conciliation et l'arbitrage facultatif en matière de différends collectifs entre patrons et ouvriers ou employés」（以下簡潔に「任意仲裁法」と記す）であった。

任意仲裁法は、前章で叙述した北部炭鉱夫の組合がノール＝パドカレ炭鉱経営者と締結した「アラスの協約」に範を採って制定された。その骨子は、労働

71) 他には賃銀の改訂（年齢に応じた若干の引き上げ）、班長や職工長が労働者に中立的な態度をとるように会社は促すこと、ストによる機械設備の損傷による休業は従業員に公平に分配されることなどである。[Waldeck-Rousseau, 1900, p342-347; M.Perrot, 1995, p314, P. Laroque, 1938, p153] ヴァルデック・ルソーは、労使双方ともこの裁定には満足だったと自著で述べている。労働者らは、この裁定が公平かつ平和の裁定であり、プロレタリアの歴史にかつてないほどの勝利だと絶賛し、経営者側も「これ以上満足させるような裁定は望むべくもないだろう」というコメントを出したという。[Waldeck-Rousseau, 1900, p341]

だが、それは表面的な態度だったようである。社長ウジェーヌ・シュネーデル（2代目）は、工場の良き運行と両立し難い非協力的な労働者を受け容れない権利は、経営者に認められるべきであり、「仲裁裁定では私の尊厳だけでなく権威も絶対に尊重され、認められなければならない」と主張したという。だがそれはヴァルデック・ルソーには聞き入れられなかった。[M.Perrot, 1995, p315] ヴァルデック・ルソーはこの一件で人気が高まったと云われているが、彼自身は経営者の悪意ある態度、「先祖伝来の権威を危うくする介入や指図を拒絶する態度」にひどく失望したという。このため彼はその後の下院で、工業家らはごく些細なストにも怯える臆病者だと愚弄し、実に多くの企業で実践されているパテルナリズム的施策こそが元凶だとして、次のように述べている。「社会平和を遅らせているのは経営者である。労働者はより合理的になりつつあるので、彼らを援助する必要がある」と。[P.Sorlin, 1966, p476-477]

実際その後の進行はヴァルデック・ルソーの懸念を裏付けるものだった。シュネーデル社長は確かに労働者代表制を認めたが、CGT傘下のサンディカリズムは決して受け容れず、これに対置するかたちで「黄色組合」syndicat jaune（経営者寄りの謂わば御用組合）を容認し、それがやがてCGT系の労働組合に取って代わるように目論んだ。1900年7月には仲裁裁定が十分に実施されていないとして「叛乱」が起きたが、彼はドイツ流に初めて工場をロックアウトし、再雇用の際にはかなりの労働者を首にした。また電気部門の作業所をシャンパーニュ・シュル・セヌに移して、「最も知的で活動的な労働者」を工場から遠ざけることに成功した。更にル・クルーズ工場周辺にはリヴォルヴァーを携帯した警備隊員を置いたという。[M. Perrot, 1995, p315-316]

争議を調停委員会に付託するか、もしそれがなければ仲裁委員会に付託して解決を図る、争議当事者の一方が治安判事に調停作業を通告する、両当事者が合意すれば双方最大5名までの代表を選出して調停委員会を構成し、そこで治安判事の同席の下で議論する、もし両者が合意に達しないときには、治安判事が両者に仲裁人あるいは共同仲裁人を指名するように求める、仲裁人が解決策を提示できないときには、裁決人 *arbitre départiteur* を一人指名することができる、これも合意に達しないときには民事裁判所の長が指名される、というものだった。[E.Levasseur, 1907, p493]

この制度の特徴は、治安判事が工業問題や政治闘争の局外者だが、それらに最も近いところにいる者として、調停と仲裁のお膳立てをする役回りを演じ、当事者が直接代表を立てて協議するという点にある。愚考するに、両当事者間で解決策を探らせるこの方式が、革命的サンディカリズムの横溢していた1890年代に効果を発揮することを期待するのは無理ではなかったか。実際この解決手段に訴えた争議件数は、93年～99年の期間で平均23%、作られた調停委員会438、和解もしくは仲裁によりスト終結を見た争議件数222件、全争議件数に占めるその比率は6.58%でしかなかった。⁷²⁾

それでも幾つかの職種—例えば、印刷・製本、製紙、ガラス工、炭鉱夫、機械織布工—では成果が報告されている。[J.Le Goff, 2004, p270] それらはいずれも小規模の企業か、印刷・製本工のように職人的労働者で、改良主義的なものに限られる。20世紀初頭でも任意仲裁に頼る労働争議は少なく、1913年、14年に打たれたストのうちこの調停・仲裁制度に訴えたものは僅か15%でしかない。[P.Laroque, 1938, p151]

こうした不充足さを克服し、労働争議の平和的解決を意図し、併せてストに頼るのではなく日常的な労使の協議により問題解決を図るのが、ミルランの構想であった。その基礎条件として、労使双方の団体結成も彼の隠された狙いであった。以下ではこの法案の特質を、二つの視点から整序してみたい。

72) 同期間の労働争議件数3,370件、うち同法に訴えたもの778件、うち当事者のどちらかが何らかの理由で取り下げたもの、仲裁委員会がつくられる前にストが終結したものが合計100件近くあるという。これは1900年労働争議仲裁法案の趣旨説明にあるデータである。

[J.Huret, 1902, p235]

Ⅲ—2 社会関係のなかに介入する国家—産業民主主義の構築—

労働争議仲裁法案の目論見の一つは、今日的表現をするなら「産業民主主義の構築」であったと思われる。本来民事的な労使関係のなかに国家が介入し、労働争議に容喙し仲裁するというのが、1892年の任意仲裁法の趣旨であったが、1900年法はさらに踏み込んで、労使間の紛議をストに至る前にできる限り解決しようとした。その仕組みが同法案第5条以下の「労働者代表」制の構想であった。

労働者代表制

これは、工場・事務所など労働現場で日常的に生ずる労使間の摩擦や紛議を、属地別か職種別に作られた常設の労働者代表組織が労働者の不満や要求を集約し、経営陣と定期的に話し合うことで解決しようとするもので、当時としては斬新な発想であった。

尤もその先例がなかったわけではなく、既に1890年7月に立法化された炭鉱夫らの「坑夫代表制 *délégué mineur*」があるし、前節で見たようにル・クルーズ争議の仲裁裁定に盛り込まれた労働者代表制がある。坑夫代表制は、坑内の保安委員会に坑夫代表を加える制度であり、炭塵爆発・ガス湧出・落盤など労災をできる限り防止する役割と、労災の原因追及の機能を果たした。[大森弘喜, 1982, p215]

ミルランの配慮は細部まで行き届いており、労働者代表は選挙人150人程度の選挙区ごとに選出するように規定されている。この程度の規模なら顔も人柄も思想信条も互いに分かるからである。また選挙人資格や被選挙資格も民主的であり、男女差、職階の差も除去されているし、いわゆる中間管理職の職工長・班長は経営側の人間としてこの制度からは除外されている。これも当時の労働者観に照らせば至極当然の措置であった。また労働者代表選挙に経営側の介入が起らないように、投票の秘密が厳守されるように、事細かく決められているのも同法案の特徴であろう。

ミルランは、労働者代表制はことに大企業でこそ必要であると考えていた。そこでは労使の距離は遠く、経営者は中間管理職に管理機能を任せており、労働者の実態もその考えも知らない。労働組合の側でも権威ある代弁者 *porte-parole* をもっていないときや、彼らの意思や要求が正しく職工長 *chef d'établisse-*

ment などの伝わらないときにのみ、ストが起こるのだ、という。それゆえ無秩序を回避するには労働者・職員の声や要求を会社に伝える回路が必要となるという。[J.Huret, 1902, p241] 曰く「大手と中規模工場の労働者の無組織の群れに代えて、きちんとした代表権のある労働組織をつくること、これにより日常的で定期的な会社経営陣との関係が構築できる」と。[A.Millerand, 1903, p12]

彼の事実認識は正確であり、炭鉱業や鉄鋼業におけるビッグ・ビジネスでは経営者のパテルナリズム事業にもかかわらず、労使関係は益々アノニマス（匿名的）になっていた。『フィガロ』紙の新聞記者 J. ユレ J. Huret がインタビューしたルベの繊維工業家は、労働者代表制はルベでは不要である、というのはこの地では経営者は常に工場では労働者の中にいるし、事務室のドアも開けられている、要求があればいつでも聞く用意があるからだ、と云う。[J.Huret, 1902, p108]

ミルラン提案は労使間に定期的な協議機関を設けることで、ストを抑制しようとした。なぜなら縷々述べ来たように、当時のフランス社会で「失われた労働日」は相当な量に達しているからであり、革命的ストはときに暴力を伴って、ブルジョワ階級と労働者階級との間の「深淵」をさらに深いものにしてきたからである。⁷³⁾ 彼は云う、

「ストは戦争である。我々は交戦している両者の権利も利益も犠牲にしないし、逆に尊重する。同時に我々は社会全体のより高次の利益も守っている。そのために我々が両当事者に強く求めるのは、怒りが熟慮に、暴力が理性に取って代わることであり、両当事者だけの和解では解決できない争議を、公平さが完全に保障された仲裁により解決することである。」と。[A. Millerand, 1903, p 121]

仲裁とストのルール化

同法案第 14 条以下は仲裁とストに至る手順を論理的に規定している。口頭で、次いで書状で労使交渉のやりとりがあった後、経営者が労働者の要求を認

73) 「失われた労働日」は 95 年には 60 万日、96 年 80 万日、98 年 120 万日、99 年 355 万日、1900 年 376 万日に達した。つまりこの 6 年間で 6 倍以上に急増したのである。もう一つのデータはスト件数だが、98 年 1 月～99 年 7 月に 397 件だったものが、99 年 1 月～1900 年 8 月には 953 件に 3 倍弱の増加を見たのである。[L.Derfler, 1977, p173] 19 世紀末にストの嵐がフランス全土を襲っていたことが分かる。

めないときに仲裁に入る。労働者の要求を認めず仲裁人も指名しないときに、労働者は初めてストを決定できる。ここでの論点は、第一に仲裁の強制、第二にスト権確立の条件確定、第三にストの強制力である。

第一の論点は、経営者が仲裁を求めたとき（仲裁人を指名したとき）には、労働側もこれに従わねばならないという強制である。あるいは、経営者が仲裁を求めず、労働者がストに入ってから、労働評議会が職権で、民事訴訟法で定められた仲裁に入るのであり（第21条・第22条）、いずれにしても労働争議は仲裁によって解決されることになる。こうして下された仲裁裁定は（団体）協約と同じ効力を持ち、両当事者は6ヶ月間これを遵守しなければならない、とされた。（第23条）

第二のスト権確立の条件は限定的であり、同時に民主的な手続きを求めている。ストを決定できるのは、①経営者が労働者の要求を拒否し、48時間以内に仲裁人を指名しないとき、②仲裁裁定が一定の期間内に下されないとき、に限定された。実際のスト権は、従業員の秘密投票選挙で投票総数の過半数を超え、かつ有権者の三分の一以上の賛成を獲得したときのみ確立すると規定された。（第15, 16, 17条）

第三のストの強制力も論議の集中したところだが、それは上記の民主的な手続きにより決定されたストは、従業員全体を拘束する、という議会制民主主義の多数決原則が援用されたことである。

当然予想されたようにこれらには批判が殺到した。批判が集中したのは同法案の「強制的性格 *obligatoire*」である。多くの論者は、仲裁制度は認めるとしても、それは任意的であるべきで、強制的なのは、自由と私的所有権への侵害であると反発した。

北部のある炭鉱経営者は、一部の工業家団体の非妥協的態度には批判的だが、この仲裁法案の地方労働評議会による仲裁方式では、争議の解決にはならないだろうとして云う。

「結局、労働者とつまらぬことで争い、負けるのは経営者の方である。＜中略＞『あなたの死だけが我々に都合の良いことだ』と云って憚らない者たちと、経営者はどう和解し合えるのだろうか。＜中略＞ 仲裁制度を利用するのは専ら労働者たちであろう。彼らは失うものがない。この制度のお蔭で僅かでも獲得

できるからである。だから仲裁は強制的である必要はない。」と。[J.Huret, 1902, p135]

前記のルベの繊維工業家も慨嘆する。

「常日頃から経営者を 《いやな奴 chameau》と呼ぶ労働者が、投票で過半数を得てストに入ったら、雇主は、機械が止まり人気のない工場でおろおろし、失われた労働と財産を気遣うだけだ。〈中略〉 強制仲裁制度、それはこんな不利な立場にある雇主にとっては決定的に不利であり、負担が重く、譲歩せざるを得ない」と。[J.Huret, 1902, p109]

下院で批判の急先鋒だったのは、元首相でノール＝パドカレ選出議員アレクサンドル・リボだった。彼の批判は大略次のように要約できる。

今のフランスでは労働者は雇主を攻撃するに急であり、他方雇主は国家が相次いで打ち出す一連のデクレに、個人の所有への侵害しか見ないだろう。こうした労使関係や労働争議は、立法措置では解決しない。経営者や労働者の意識は一朝一夕には変えられない、ミルラン法案は国や地方自治体に裁定する権能を与え、工業家に一定の賃銀率を強制する、これは民法上の規定に抵触するし、工業家を合法的に破滅させることになる。[J.Huret, 1902, p141-145]

この時代の第一級の労働・社会問題研究者である E. ルヴァッスールも、同法案には次の如く懐疑的な意見を述べている。

仲裁や調停の制度はいかに有益でも、強制は自由と所有に抵触しかねない。現実には（理論的ではないが）、労働条件について労働者の要求に譲歩せざるを得なくなり、引いては経費の負担増と、経営者の権威を土台から掘り崩すことに繋がりがかねない、と。[E.Levasseur, 1907, p494]

ストの強制力がストに賛成しない個人の「労働の自由」に優越するのは明らかであり、大革命以来の「個人主義」的自由を制限するのだが、ミルランはスト決定に民主主義的手続きを課したことで、これをクリアできると考えた。⁷⁴⁾

74) N. ルスリエは、ミルランが細かな気配りをして、「その労働が機械設備と工業のそのものの保全にとって必要不可欠であるときには、ストの際にも労働を続けることができる」という特別条項を設けた、と述べているが、同法案第何条の付則条項かは明記していない。[N. Roussellier, 1992, p112] この条項は A. ラヴィの法案紹介には見当たらない。

経営者の反応は両義的であった。山猫ストに悩まされていた経営者らは、ストが「ルール化」されたことに寧ろ歓迎の意を表明している。ただ、ストに賛成しない者がその間どう食い繋ぐのか、彼らの生活をどう保障するのか、といった現実的な心配を表明している。前記の北部炭鉱経営者は云う、

職業上のスト、同情スト・連帯スト、政治ストがこの地には多い。「真夜中に伝令が来て隣の^{ヤマ}鉱山がストに入ったから、明日は地底に下りるな、と坑夫に告げる。坑夫らは確かな情報もないのに、理由もよく分からないのにストに入る」。こうした事態を打破できるのならこの法案には賛成だ、⁷⁵⁾ と。[J.Huret, 1902, p131]

ところが、社会主義者や労働の側からはストの「ルール化」に反対する声が上がった。ミルランの議会内支持母体である「商工委員会」は難色を示し、スト権は投票者の過半数ではなく、全有権者の過半数を獲得したときのみ決定されるように、修正を求めている。[N.Roussellier, 1992, p112] より根底的な批判を展開したのは、CGTの若き書記アリスティド・ブリアン Aristide Briand (1862-1932) であった。彼の主張を要約すれば次の如くなる。

プロレタリアが現時点で資本主義に立ち向かう唯一の武器がストであり、たとえどのような形態のストであれ、その突発性と持続性が雇主を驚かし勝利を決する。ところがこの法案はストを決定するのに6日の猶予と投票と過半数獲得を必要とする。〈中略〉労働者の階級としての自覚を促すのはストであり、少数の指導者が現実の運動のなかで労働者を鍛え上げる、この意識の転換こそが革命に不可欠であり、この法案でストが抑圧されれば労働者を教育する格好の場が失われる。〈中略〉

イギリスのストがよく考え抜かれ平静で、些細なところまで指示が行き届いているのに対し、フランスのストは騒々しい。労働者たちは資本家の特権意識、自尊心、傲慢をやっつけることも、物質的利害の獲得とならんで重視している。雇主もまたイギリスの雇主とは異なり、その工業的利害ではなく、その権威と

75) ルーアン商工会議所はじめ各地の商工会議所は、概ねこの法案の強制的な性格に反発した。従業員の3分の1の賛成でスト権が確立し、3分の2の不賛成者を失業に追いやることの非を訴えたという。反対者はそれ故同法案を「強制スト法」と呼んだ。[L.Derfler, 1977, p186] 前記註70)の石原司氏の「罷業義務法」も、恐らくは経営者のこうした呼称に由来するものと思われる。

いう先入主に導かれている，と。[J.Huret, 1902, p157-167]

数々の労働争議を指導してきた者の現場認識と経営者観が滲み出ており興味深い見解だが、ブリアンは当時は革命的サンディカリズムに忠実であり、ゼネストを称揚していたから、同法案がストを抑圧する手段であって経営者を利するものと判断したのである。⁷⁶⁾ 彼の見解は多くの社会主義者や CGT 幹部の見解を代表していた。⁷⁷⁾

ミルラン支持派は少数派だったが、よく知られているように、ミルラン法案の最大の理解者は J. ジョレスであった。彼の云わんとするところを要約すると次のようになろう。

この法案は労働者を一つのまとまり、《共通の利害関係者 associés》として扱うが、それは正しい。そこから労働者代表が選出され、スト権確立のための投票がなされる、当然労働の中止も再開も、全員の意思が優先する、強制仲裁は「経営者の絶対主義から労働者の主権への過渡的形態である」。<中略>

雇主は明らかに支配権の喪失と弱化を恐れている。それはルイ・フィリップの時代に労働者に普通選挙権を与えるときも、また結社・団結権を与えるときも同様であった。だが、資本主義はその法案の反対者たちが考えるよりもずっと柔軟である。現に上述の労働者への権利賦与の結果、生産は低下するどころか増加したのであって、ストの組織化や強制仲裁の実施でも事は同じであろう。<中略>

労働運動の指導者がこの法案に反対するのは、彼ら活動的少数派が過半数の支持を得る自信がないからであろう。労働運動は今後ますます労働組合が主導

76) ブリアンはこの後「華麗な転向」を経て、1910年には首相となり、「鉄道の軍事組織化」のデクレを発し、鉄道従業員 15,000 名を兵役に動員し、反対する鉄道従業員のストを徹底的に破壊すると共に、3,300 人の労働者を解雇した。[G.Lefranc, 1967, p160] 別の歴史家は云う、「(クレマンソーより) もっと狡猾なブリアンは、アナーキズムに傾斜していた青年時代からの友人達を利用し、指導者たちの管理の無能につけ込んで、内部から (労働総同盟) 組織を根底的に覆した」と。[H, デュビエフ, 1969, p43]

G. ルフランはサンディカリズムと「権力の問題」から、20 世紀初頭の CGT を眺め、「権力の誘惑」とそれを拒否したときの「弾圧」を、クレマンソー、カイヨー、ブリアンのなかに見ている。[G. ルフラン, 1974, p56]

77) 1901 年 5 月 3 日社会党中央委員会 comité général は 29 対 9 の票決をもって、この法案に反対することを正式に表明した。[E.Levasseur, 1907, p496]

するサンディカリズムになるに違いない、でなければ運動は広がりや深さをもたず、結局は突発的な山猫ストで失敗するだろう。〈中略〉

（強制仲裁がストを抑圧しないだろうか）、否、それは争議が仲裁人たちに従わせられることだ、裁定ができれば労使双方がそれに従わねばならないが、裁定は仲裁委員会で多数の支持を得なければならぬ、労働者らの運動はそこで力量が評価され、尊敬される筈である、と。[J.Huret, 1902, p149-154]

これをよく読むと、ジョレスが資本主義のダイナミズムを見抜いていた慧眼には、メレイムとはまた違った意味で驚かされる。その上で J. ジョレスが労働・社会問題の解決を個人主義によってではなく、団体主義 collectivisme（コレクティヴィズム）もしくは結社 association（アソシアション）を介して図ろうと考えていたこと、だが「活動的少数派」つまり革命的サンディカリズムには批判的であることが窺えて興味深い。ジョレスの考えはまさしくミルラン構想と重なり合っていた。

ミルランの構想する社会主義はマルクスの云うコミュニズムとは異なり、自由と個人的所有の「双子の善」を各人に保障する体制であった。[A.Millerand, 1903, p31]⁷⁸⁾ その意味ではまさしくフランス大革命の継承者としての社会改良主義であったと云える。彼は云う。

「共和国が社会主義の政治的表現であるなら、社会民主主義者がそれに適合して改革を実現するのは緊急な義務である。責任逃れを云うために革命的な言葉遊びに逃げ込むのは、自らの義務を裏切ることになる。〈中略〉改良を一步一步するための努力を自ら放棄するのは、プロレタリアの最も大事な利益を犠牲にすることになる。〈中略〉

我々は暴力が非難さるべきであり、かつ無益であると判断し、また合法的改革が遠い目標に至る唯一の実践的な手段であると同時に当面の目標でもあると考えるのであって、勇気を持って改良主義者と名乗ろう。〈中略〉

人民を、突然の奇跡により世界の様相が一変する、いつか分からない時まで待たせておくのか、それとも日々改良を重ねて、根気のいる努力で一步一步発

78) これは 1896 年 5 月 30 日、パリ第 12 区での選挙当選祝賀会でのミルラン演説の核心テーマである。これがいわゆる「サン・マンデ綱領」と呼ばれるもので、ミルランが社会改良主義を公式に宣言した文書である。

達を成し遂げるのか、選択しなければならない」と。[A.Millerand, 1903, p13, 16, 17]

ここにミルランの社会改良主義思想が実に鮮明に表現されている。だが彼は階級闘争を否定したのではなく、少なくともこの法案提出時点では、まさしく漸進的社会改良の提案者であった。⁷⁹⁾

Ⅲ—3 運営機構に社会関係を組入れようとする国家—労働評議会・労働審判所・労働監督官の改革—

ディリジスムの盾の一面が「社会関係のなかに国家が介入すること」であるなら、盾の裏面は、「国家運営機構のなかに社会関係を組入れる」ということになろう。1900年労働争議仲裁法案との関連で云うなら、労働評議会・労働審判所・労働監督官制度などに労使代表をできるだけ公平に組み込むことである。同法案第21, 22条は前述したように、ストが宣言された後に労働評議会が職権で仲裁に入ることを求めている。その地域に労働評議会がないときには、「労働審判所」か「高等労働評議会」の代表団が仲裁に入ることも、付記されていた。実はこの労働評議会設置こそが経営者の猛反発を招いた制度であった。

79) J.ル・ゴフは、「共和派はさまざまな云い方で階級闘争が常軌を逸した行動だと非難している」ことの例証に、ミルランの次の文章を引いている。「現在の社会制度に結びついている階級闘争の意識は、そこから社会連帯と云う補完物を切り離してしまうなら、誤りであるだけでなく危険である」と。[J.Le Goff, 2004, p266] ここには幾つかの問題が潜む。先ずミルランを共和派と見なすことの誤りである。この時点で彼はジョレスと並ぶ「独立派社会主義者」であり、いわゆる共和派ではない。次に、J.ル・ゴフの引用は、出典がミルランの著作 [A.Millerand, 1903, p57 et 45] となっている。私が上に翻訳引用した箇所は p57 に叙述があるのだが、それはミルラン本人の文章ではなく、彼の友人であり彼の補佐役でもあった、ジョゼフ・サラント *Joséph Sarrante* の著作『反対派の社会主義、政府の社会主義 *Socialisme d'opposition, Socialisme de Gouvernement*』の文章を、ミルランが引用しているだけである。J.ル・ゴフの引用は不正確だけでなく、いかにもミルランが階級闘争を否定した共和派で、社会連帯主義に同調しているかのような印象を読者に与える。歴史家としてはやってはいけない。私が本文中で述べたように、彼は「社会平和」の観点から、暴力的手段によるストや暴力革命を否定してはいるが、階級闘争を否定してはいないし、少なくとも閣僚だったこの時点で労働者のスト権も否定してはいないのである。ついでに云えば、ル・ゴフの出典注記の仕方も不正確な箇所が目につく。例えば p307 の註 80 と 82 は、どちらもミルラン自身の代表著作『フランスの改良主義的社会主義 *Le socialisme réformiste français*』だと思われるのだが、どちらの表記もタイトル、出版社ともに不正確であり読者を混乱させる。[J.Le-Goff, 2004, p307]

労働評議会

高等労働評議会 Conseil supérieure du Travail は 1891 年に商工大臣 J, ロッシュのデクレにより, 大臣の諮問機関として創設され, 労働に関する情報蒐集と研究, 議会や内閣への助言などの業務をなす, 同年創設された労働局と対をなす機関であった。⁸⁰⁾ その構成員は当初は 60 名で労使代表が含まれていたが⁸¹⁾, その任命権は首相にあった。初期の頃の活動は, 現行法では守られていない商業関係の労働者・職員, 食品関係に多い小企業の労働条件の調査, 婦女子の労働日, 夜間労働の実態, 週休制の要望などの調査などであった。

1899 年 6 月に商工大臣に就任したミルランが最初に手がけた仕事がこの組織の改革であった。彼は増大する労働者・職員階層の職業別代表を, 選挙により選出して高等労働評議会のメンバーにすることを考えた。この機関の助言や諮問が労働立法に反映されるのであれば, 正式な委任を受けた労働者・職員代表がこの機関に加わり, 意見を表明するのが妥当だと考えたからである。ミルランはすぐさま同年 9 月にデクレを発し, 改組を実施した。注目されるのは, メンバーが 66 名に拡大され, 「労使同数の原則 *paritaire*」が採用されて各 22 名の代表が選任されること, 経営側代表には商工会議所の代表以外に, フランス特有の産業構造を考慮して中小経営者の代表をも含むこと, 残りの 3 分の 1 は, コルポラティズムに捉われないようにさまざまなジャンルの人間—上下両院議員・官僚・生産協同組合の代表・パリ市議会議長・パリ労働取引所議長・エコノミスト・法曹専門家などが首相により任命される, という点である。⁸²⁾ 任期は 2 年から 3 年に延長され, 定期的な会合のために出張費が支給された。内部に常任委員会が 22 名で構成され, 主にヒアリング調査などをして労働界の多種多様な問題の把握に努めた。

労働争議仲裁法案との関連では, 翌 1900 年 9 月と 12 月及び 01 年 1 月に公

80) 似たような組織として 1864 年創設の「下院労働委員会 *Commission du Travail de la Chambre*」と, 68 年創設の「高等労働委員会 *Commission Supérieure du Travail*」がある。後者は「1841 年児童・婦女子の労働条件に関する法」(後にこれを修正した 74 年法や 92 年法)を監視する任務を帯びていた。

81) 60 名の内訳は, 政府閣僚と法曹界から 10 名, 経営代表 15 名, 労働代表 12 名, 議会代表 13 名, 学識経験者 10 名であった。[A.Lavy, 1902, p65]

82) 被選挙資格は, フランス国籍を有する, 25 歳以上の男女で, 公民権を有する者とされた。労働者の代表には日当も支給された。[E.Levasseur, 1907, p497]

布されたデクレが重要であった。それは地方労働評議会 *Conseil local du Travail* を、先ずはその必要が急かされる工業地域に設けることを命じたものだった。地方労働評議会の使命は、当地方のそれぞれの職業における標準的な労働日や賃銀などを調査・確認し、労働争議の仲裁の際に資料として役立てることであった。このため労働評議会は常設の機関とされ、当初は「時宜に応じて労使が抱えている諸問題について意見を交換し、解決の糸口を見出す」[J.Le Goff, 2004, p299] ことが求められたが、後には労働立法草案の検討まで権限が強化された。[L.Derfler, 1977, p187] ミルランが地方労働評議会に込めた期待は大きく、労使が日常的な協議を通じて相互理解を深め、情報を共有し、労働関係法規について公権力に助言を与え、労働争議に際しては仲裁機能を果たし、社会平和に貢献することが期待された。労働評議会は労使同数の代表から構成されるが、労働側の選出母体は労働組合であった。

労働評議会の創設を命ずるデクレは活発な批判と経営側の鋭い対応を呼び起こした。主な批判点は、立法権限への侵食の恐れがあるということ、および各種団体を母体に労使同数の代表を選出する仕方であった。これらの批判は実は同じ発想に由来する。つまり普通選挙で選出されたのではない者が、労働争議の仲裁機能や立法草案の検討を行うのは適切か、その権限は議会にあるのではないか、というものだった。さらに労働側の選出母体が労働組合であることには、「これでは余りにも窮屈で偏っている」、お手本としたベルギーのように、経営者・労働者ともに個人の普通選挙にすべきではないか、との批判が表明された。[E.Levasseur, 1907, p497; A.Lavy, 1902, p87] これに対しミルランは、普通選挙によると棄権が増えすぎて「委任」性が弱まり、助言を与えるときの「権威」を弱める、と反論した。[A.Lavy, 1902, p88]

経営側はより現実的に、選挙が労働組合員のみで行われれば、組織率の低い現状では CGT のミリタン（活動家）が選出されることは必至である、と考えた。彼らの心配は杞憂とばかり云えなかった。1896年の職業調査によれば、労働者・職員総数 562 万人、うち労働組合加入者 42 万人、組織率は 7.47% に過ぎなかった。このデクレに対し鉄鋼協会は不安を覚えたが行動力を欠いていたので、前述のように 99 年に創設されていた「鉄道・電車資材組立・製造業組合会議」の議長デュヴァルと事務総長ピノが主導権を握って対抗した。1900 年 11 月 26 日ピノはデュヴァルの同意を得て、鉄鋼協会や炭鉱協会など主要な

経営団体代表をパリのデュヴァル宅に集め、ミルランの相次ぐデクレや提案されたばかりの労働争議仲裁法案が、「経営者への宣戦布告である」と見なし、全力を挙げて戦うことを求めた。[UIMM, 2001, p23] ピノはミルランに抗議の書簡を送り、また実際に会見して撤回を強く求めたが、効果がないことを痛感したので、これに対抗すべく経営者団体の大同団結に乗り出した。こうして1901年1月に結成されたのが「冶金・鉱山業連盟 Union des Industries Métallurgiques et Minières, UIMM」であり、デュヴァルが議長に、ピノが事務総長を務めた。UIMM に集った経営者らが強く難色を示したのが、労働代表選出の仕方であった。彼らはミルラン法案を強く批判していた J. メリーヌのグループに働きかけ、この法案の廃案とデクレの撤回を要請した。同時に労働評議会に関わる二つのデクレをコンセイユ・デタに提訴した。

ミルランはさほど意に介さずにデクレの施行を地方自治体の長に求め、パリを含む5都市（パリ・リール・マルセイユ・リヨン・ランス）で9つの労働評議会がつくられた。パリには5つの労働評議会がつくられ、セーヌ県知事は1901年7月に労使双方の代表選挙を行うように指示した。労働者は概ねこれを好意的に迎え、29のセクションのうち28で代表選挙を実施したが、経営者は猛反発して選挙をボイコットし、代表選挙を実施したのは6つのセクションだけだったという。[UIMM, 2001, p25; A.Lavy, 1902, p89]

1900年労働争議仲裁法案に盛り込まれた「労働評議会」の拡充改組は、労働者代表を職業別に選出させるという、フランス人には馴染みやすい方法だったが、選出母体を労働組合に限定したことが、保守派や経営者団体の強い抵抗を惹き起こして、稔らなかった。労働者とその団体を国家の運営に一定程度参画させることが、フランス社会では如何に難儀なことか、この事例は示している。だが、ミルランの構想は1920年代の「国民経済審議会 Conseil National Économique, CNE」に継承されてゆく筈である。

労働審判所

労働審判所 conseil des prud'hommes の改編もミルラン法案に盛り込まれた一課題であった。労働審判所の起源は旧体制にまで遡るといわれるが、近代的装いをもって制度化されたのは、皇帝ナポレオンの命を受けて制定された1806年3月18日法であった。絹工業の中心都市リヨンで最初に設置され⁸³⁾、以後

第一帝政下の10年間で26都市に、七月王政下でも徐々に普及し二月革命前夜には約70都市にこの機関が設置された。その役割は基本的には労使間の個人的な紛議を調停することであり、19世紀前半にはそれなりに機能していたようであるが、第二帝政以降にフランスが本格的工業化を遂げる頃から、制度自体が抱える矛盾が表面化した。すなわち労働審判所の判事は専ら商工業の雇主と職工長などが占有し、その職業的熟練と見識、「父親らしい威厳」をもって労使間の紛争を調停してきたのだが、48年二月革命はこれに異議を唱え、労働者の判事選挙権を認め、労働審判所議長の職を労使が交代で務めるなどの改訂を行った。ナポレオン3世は1853年6月1日法を定め、ボナパルティスムの観点から労働者の判事選挙権を容認し、焦点の労働審判所議長・副議長については皇帝が任命するとした。[川村信郎, 1992, p78; E.Levasseur, 1907, p489]

第二帝政期以降、持ち込まれる労使紛争は年間40~50千件と着実に増加したのに、その調停率は傾向的に低下してゆく。第三共和政に入ると、70年代に一旦減少した紛争が80年代には増勢に転じ、これと対照的に第二帝政期に80%を超えていた調停率は90年代には70%前後に落ち込んでゆく。[川村信郎, 1992, p76 図1]⁸⁴⁾ それまでの「家庭的な裁判所」だった労働審判所が、工業化の進展と労働者階級の増大という時代に上手く適合できないことを示唆していた。これには愚考するに二つの要因が絡んでいたように思う。一つは労働者がかつてのように「慈父の如き道徳的判決」をそのまま受け容れようとしなくなった。仲裁は「調停部 bureau」と「判定部 bureau général」の二段階で行われるが、調停部で和解が成立する割合が年を追うごとに減少し、逆に判事が全員出席して判定を下す「判定部」まで持ち越される案件が急増している。七月王政下では僅か5%程度だった判定部扱いの比率が、第二帝政期前半には

83) リヨンで最初に労働審判所が設立されたのは、この都市が絹織物工業の中心地で、商人的ファブリカン（工場経営者）が最新鋭のジャカル織機と低賃金労働力を利用した生産を行っていたため、日常的に起こる労使紛争の解決が望まれていたためである。[平實, 1976, p 167-173] なおこの著作では、「労働審判所」が旧来の呼び名である「労使協調会」と呼称されている。

84) 労働審判所が扱った紛争件数は、70年代前半には30,000件程度だったが、同後半には、36,000件へ、85年には約40,000件、93年には52,000件へと増加した。[E.Levasseur, 1907, p492]

8.4% へ、更に第三共和政初期には 20% へ、19 世紀末には 28~30% へと飛躍的に上昇した。[E.Levasseur, 1907, p492] 労働者の権利意識の高まりは、雇主の「慈父の如き権威」では抑えきれないし、労使の話し合いでも容易に決着がつかなくなっていたのである。

第二の要因は労働審判所の構成と性格変化にあると思われる。53 年以来労働者判事が選出されるようになり、労使対等の原則が打ち出されたのに、雇主が旧来の慣習を維持しようとしたために、両者の対立が激しさを増したのである。70 年の法改正で議長職は、内部からでも、外部からでも選任して良いとされたが、80 年法では、議長・副議長ともに労働審判所内部から総会で選任すること、議長が雇主から選ばれたなら副議長は労働者から、その逆も可という具合に労使対等の原則が採られるようになった。また労働者判事が、日常業務の一部を判事としての仕事に当てねばならない、という理由から何がしかの報酬を求めたのに対し、雇主は概して「名誉職ゆえに独立と名望が保証される」という理由から反対していたのだが、80 年法改正では会議出席手当は労使共に支払われることになった。

労働側に問題がなかった訳ではない。間接選挙における「強制された委任 mandat impératif」がそれである。労働者判事はその選出母体に縛られて中立公正な判断を捨てて、労働者に有利な判断をするようになったのである。このためパリヤリヨン、リールなどの階級対立が鋭く現れる大都市では、労働審判所が機能しなくなっている。⁸⁵⁾

こうした事態を受けて 80 年代から 90 年代にかけて担当閣僚が相次いで改革案を提示したが稔らなかった。1900 年のミルラン法案は、92 年法案を下敷きに選挙権・被選挙権をともに拡大するだけでなく、地方に労働評議会がないときにはそれに代わって集団的な労働争議を仲裁する権限まで与えようとした。選挙権の対象を、全ての商工業に従事する男女の労働者・職員・徒弟にまで広げ、さらに「楽士・合唱団員・劇場の従業員など」もこれに追加した。選挙資格も緩和され、年齢が 25 歳以上から 21 歳以上へ引下げられ、職歴 5 年以上が 3 年以上（徒弟期間を含む）に、選出される地域の同一住所に「3 年以上在住」が「1 年以上」に緩和された。[A.Lavy, 1902, p143] ミルランの意図は、硬直化し

85) コンセイユ・デタは、92 年にパリの労働者判事 4 人の選出を取り消す決定をなし、同じ頃リールでは労働審判所が 3 年間も機能停止した、という。[E.Levasseur, 1907, p489]

た労使対立を幾分でも緩和しつつ、労働審判所で出される和解案や仲裁裁定が中立公平さを確保することにあつた。⁸⁶⁾ 選挙権の拡大は概ね労働側には好評であつたが、経営者は相変わらず抵抗を示した。⁸⁷⁾ このためミルランの労働審判所改革法案は、下院では可決されたが (1901年2月14日)、上院では否決され (03年10月30日)、後日部分的な改正法案が議決されるに止まつた。⁸⁸⁾

労働監督官制度

労働争議仲裁法案とは直接に関連はないが、ミルランの「国家運営機構に労働者代表を参画させる」構想の一翼を担うものが、この労働監督官制度の改革であつた。

労働監督官制度は1874年3月19日法「児童と女性の労働保護に関する法」により発足した制度で、その第16条に「法の執行を監視する15名の地方監督官を設けること」が定められた。彼らは政府により任命され国家から俸給を受け取り、全国15地区を監督した。彼らの下に、県議会が任命し俸給を支給する「県監督官」が設置された。だが県監督官を設けた県は15県に止まり、また県監督官が地方の事情や慣行を重視したので地方監督官と衝突することも間々あつた。労働監督官は工業事業所を訪ね、会社の書類に目を通し、労働者から労働実態を聞き出し、違反があれば調書を作成した。しかしパリ地区を除いて労働監督官の数は余りにも少なく、予算も雀の涙程度であり、超人的な活動をもってしても労働立法の遵守を監視するのは難しかったようである。⁸⁹⁾ だ

86) おそらく同じ文脈で捉えられるのは、ヴェテラン熟練労働者で既に特定の雇主に雇用されていない者を、労働審判所判事に選出する条項であつた。ミルランは、そうした条件をもつ老練な労働者の裁定なら、雇主の仕返しを招かないだろうと考えたという。[A.Lavy, 1902, p146]

87) 高等労働評議会がこの頃実施したアンケート結果では、選挙権の拡大と緩和に賛成の労働組合は348、反対は92であるが、経営者団体では賛成は僅かに57、反対は161に昇つた。[A.Lavy, 1902, p145] 労働者代表が経営者と対等に国家の運営機構に参画することに、経営者団体が如何に抵抗感をもっていたか、またそうした意向を持つ共和国政府に根強い警戒感と不信を抱いていたかが窺える。

88) 1905年7月15日改正法は、判事選挙権や被選挙権に関わる改正はなく、調停部が労使双方2名の判事で構成されること、賛否同数ならば治安判事が議長となつて裁定に加わること、最終審で処理できるのは300フランまでとすること、控訴は商事裁判所から民事裁判所へ移管すること (商事裁判所は雇主だけが構成員となっているから) などであつた。

[E.Levasseur, 1907, p491]

が、今日では殆ど「ザル法」だったと評価される 1841 年「児童労働保護法」に比べれば、幾つかの面で改善が見られたのは事実であった。⁹⁰⁾ 13 歳以下の児童労働が目立って減少し、代わって北部精糖業やリモージュの製陶業など幾つかの職種では、機械化が進展したという。また、児童は工場で働く代わりに初等学校へ通い、読み書き能力を身につけたのである。[V.Viet, 1994, p143-162]

さらに 1892 年の「児童と女性の労働保護に関する法」は、労働監督官の権限を拡大し、体制を強化した。その最大の改善は、それまで国と県とに分かれていた労働監督官任命権を一元化し、商工大臣がこれらを任命し、国家が給与を支払うとしたこと、つまり労働監督官は国家公務員になったことである。またその採用に当たっては選考試験が厳しくなり、従ってその水準が上がった。労働監督官は翌 93 年に制定された「労働衛生・労働安全に関する法」の監視も担当業務に加えられた。また管轄区域はそれまでの 21 地区が整理統合されて 11 地区に再編された。

さてミルランの改革案は、「労働監督官を補佐する労働者の監督官 *délégué adjoint ouvrier*（労働監督補佐官）」を設けることだった。その先例は前述した 1890 年の「坑夫代表制」の法制化にあったのだが（労働者代表制の項参照）、ミルランは、純然たる国家の労働行政運営機関に、「勤続 10 年以上の職務に通じている労働者代表」を登用しようと試みた。この件に関する権限をもっている高等労働委員会はミルランの提案を受けて検討したが、労働者のためだけの選考試験の必要を認めず、ただ労働者にも門戸を開くことや、グランゼコール卒業者に与えられていた 30 ポイントの特権を廃止すること、選考試験の審査員に高等労働評議会かパリ労働審判所が選出した者を 1 名加えることなどを認めた。

89) 1880 年代の県監督官の数は 69~74 人程度であり、地方監督官を含めても 100 人には達しなかった。それ故パリ 30 人、ヴェルサイユ地区 17 人などを例外として、工業都市でも数人しか擁せず、1 人の労働監督官が年間数百に上る工場・作業所を訪問したようである。またその予算は発足当時僅か 125,000 フランしかなく、92 年に 176,000 フラン、1900 年に増額されても 740,000 ランでしかなかった。[V.Viet, 1994, p95; 清水克洋, 2001]

90) フランス最初の労働保護立法である 1841 年児童労働保護法は、入職年齢を 8 歳以上とし、12 歳までの労働日を 8 時間、16 歳までを昼間の 12 時間、13 歳未満の夜間労働の禁止などを規定したが、殆ど施行されなかったという。その原因は、政府と産業家が経済的自由主義を信奉しており、経済活動への国家介入を忌避していたこと、法の執行を監視する機構が不備であったこと—知事が任命する地方名士がその任に当たったが、無償であったこともあり監視業務に熱意がなかった—、さらに労働者家庭でも稼ぎ手としての児童労働を禁止されることを恐れていたこと、等が挙げられる。[V.Viet, 1994, p5]

[A.Lavy, 1902, p92-93]⁹¹⁾

ミルランが「労働監督補佐官」を考えたのは、100人程度の労働監督官では全ての工場・事業所を視察し法の遵守を勧告できないという事情に加えて、労働法規の違反確認が競合する経営者からの告発に頼っている現状を改善し、実際の労働現場からの情報に依拠すべきで、そのためには労働者代表が「橋渡し役」として機能することを期待したからである。⁹²⁾

この他にも、ミルランは労働監督官の仕事を労働界と産業界に理解して貰うために、各地で集会を開催させ、また彼らから実情を聞くために定期的にパリに招集させるなどしている。更にミルランは、労働監督官が所轄の事業所を訪問する交通費を節約するために、公共事業大臣に汽車の無料パスを申請して諒承を得ているし、1900年には臨時的予算10万フランを下院に求め、獲得している。ミルランの狙いは、労働監督官制度に労働者組織の協力を仰ぎ、労働行政の運営に積極的かつ自覚的に関わらせることだったが、それは緩慢だが着実に実を結んだようである。⁹³⁾

結びにかえて

1900年11月15日労働争議仲裁法案は結局閣内でも大方の支持を得られず本会議に上程されず流産し、それに関連するデクレも部分的にしか実施され

91) 1901年5月の労働監督官選考試験には13名の応募があり、うち4名は労働者だったという(うち1名は女性労働者)。^[A.Lavy, 1902, p93]

92) 1900年4月のジロンド県ボルドー管区の労働監督官報告によれば、受理した情報の98%が、競争相手の労働法規違反を告発する企業経営者からのものだったという。ミルランが1900年1月に全国の所轄労働監督官に送付した通達でも、労働監督官の業務が労働者の協力を殆ど全く得られていないこと、労働者は監督官が工場に来て近寄らず、質問されても曖昧に答えるだけだ、労働法規の遵守が確保されるには、労働者の協力が不可欠なのだから、労働組合の幹部や事務局と接触して情報を得るように、と指示している。同じ頃の別の通達で、今度は労働組合や労働取引所の責任者に、労働法の完全な実施のためには労働組合や労働取引所という仲介団体の協力が不可欠であるとして、彼らの労働監督官への協力方を要請している。^[A.Lavy, 1902, p95-98]

93) 労働監督官が一度は訪問した工場・事業所の比率は、1900年の39%から徐々に増加し、1913年には90%にまで達した。^[A.Lavy, 1902, p102; V.Viet, 1994, p266]これに伴い労働監督官が確認した違反件数も、98年に6,033件、99年11,607件だったが、1900年には25,418件に増加した。^[A.Lavy, 1902, p103]

なかったようである。この法案に象徴されるミルランの改革構想をディリジスム *dirigisme*（国家の誘導的介入）という観点から捉えれば、二つの側面があった。一つが「社会関係のなかに介入する国家」であり、これは、本来は民事的な雇用関係に国家が容喙し、労働時間や就業形態を規制するものであり、それを空間的な視点から眺めれば、私的所有への介入であった。なぜならそのような労働立法の遵守のためには、工場・事業所という雇主の「専制的支配」の及ぶ所へ、国の出先機関が何らかのかたちで視察に入らざるを得ないからである。これは1841年児童労働保護法や、1850年不衛生住宅の衛生化法に見られるディリジスムであり、経営者にとっても左程目新しいものではなかった。尤もだからといってその介入が効果を上げたと言えないことは、本稿で見た通りである。「経済的自由主義」と「私的所有」はブルジョワ社会の要諦であり、これに制限を加える試みはたとえ立法化されても無視されたからである。

ディリジスムのもう一つの側面が、「国家運営機構に社会関係を組入れる」ことであった。これは19世紀第4四半期以降、労働者階級の伸張により社会秩序が揺らぎ始めたことへの対応であった。1884年職業組合法により社会的認知を受けた労働者階級は、ブルジョワ支配体制に「異議申し立て」を行い、各地で暴動的な労働争議を起こした。19世紀末から20世紀初頭の革命的サンディカリズムの高揚はその象徴であるが、その高邁な理想とは別に、現実的な労働条件の改善を求める動きが炭鉱業や鉄鋼業労働者のなかに生まれた。本稿で云う「大衆的サンディカリズム」である。

他方、伝統的枠組みを保持しながら、雇主のイニシアティヴに拠つつ新たな事態に対応しようとする「改良主義」思潮も澎湃として登場してきた。その中軸はル・プレの継承者「社会経済学派」*l'Economie Sociale*の面々であり、シグフリード、ピコ、シェイソン、ピノ等を挙げることができる。⁹⁴⁾ 鉄鋼協会(UIMM)の社会保障への関わりで述べたように、ピノらはパテルナリズムの延長線上で高齢退職年金制度や労災補償制度を構築することにこだわり、可能な限り国家の関与を排除しようとした。

ミルランの構想は、労働・社会保障関係の運営機構に労使代表を対等に引き入れ、忌憚のない話し合いを通じて相互理解を深め、建設的努力を通じて組織運

94) 「改良主義思想の十字路」については次の文献を参照せよ。[C.Topalov, 1999; J.Le Goff, 2004, p285]

営に責任をもたせることだった。その際、経営者は商工会議所などの回路を持っていたので、労働者には組織化を促し、民主的な選出方法を探らせようとしたのは、自然の理であった。

だが、ミルランの構想は、パテルナリズムを経営理念として信奉し、経済的自由主義と私的所有を不動の原理とする経営者からは理解され得なかった。他方、労働界や社会主義者の中には、上記のディリジスムの第二の側面を理解し、労働評議会・労働審判所・労働監督官補佐など、運営機構への労働者代表の参加を支持する傾向が出てきたことは見逃せない。⁹⁵⁾ 結局、彼の改革構想は第一次大戦前には実現することはなかったが、大戦間期とくに第二次大戦後には幾分デフォルメされて採りいられるのである。(後述)

世紀転換期ごろには改良主義が星雲の如く誕生し、その各々が労働・社会問題に多様な解決案を提示したが、ミルラン構想は中でも最も左翼的で革新的であったがゆえに、当時の改良主義者らにも受容されずに挫折したのである。それはディリジスムの第二の特質に関わる。つまりミルランは「誰が経済社会を指導(ディリジェ)するか」という命題に、国家権力とそれを補完する労使代表にその役割を担わせようとした、と考えることができる。⁹⁶⁾ だが労働代表をディリジスムの一員に加えることに、経営者団体は執拗に反対した。それは労働評議会の改革に端的に現れている。

ミルラン構想は、政・労・使がそれぞれ頂点をなす三角形の、ネオ・コラボラティスム型社会構築を目指す最初の試みと云われるが [J.Le Goff, 2004, p303], 縷々述べたように労使がともに強情なくせに、組織としては脆弱であったので、国家がイニシアティブを採らざるを得なかった。そのときに、これまで原理としてきた「自由主義」に代わって「団体主義(組織化)」を、「任意性」に代わって「強制」を、「ヒエラルキー」に代わって「労使対等」を、導入せざるを得ないのだが、これらの要素も彼の挫折の要因であった。

だが私は、ミルラン改革は早熟的で革新的であったが故に挫折した、と考えているので、次のように断ずる若き日の M. ペローの意見には同調できない。

95) 周知のようにミルラン入閣問題でフランス社会主義の陣営は、これを支持するジョレス派と反対するゲード派に分裂した。[石原司, 1966, p43-50]

96) 遠藤輝明氏は、「第三共和政は多元的な政治抗争のなかで、ディリジェすべき方向を産み落としてきた。そして、時代の変化と共に、誰がディリジェすべきかという問題を残した」と示純に富む発言をしている。[遠藤輝明, 1982, p60]

「ミルラン主義はイデオロギーなき戦術であり、ジョレス主義と混同してはならない。〈中略〉ミルランは巧みな戦術家であり、権力の調剤室でゆったりと寛いでいる。彼にとって社会主義は一つの通過点であり、執政官の経歴のなかのワンステップでしかない。〈中略〉彼は1899年には権力と結婚し、1920年には首相となり、左翼にゆすぶられた秩序の防衛者となり、大統領となった」
[M.Perrot, 1966, p57]

ミルランが転向を繰り返し「上昇転化」したのは事実だが、歴史家は、彼が社会主義閣僚の時代に何を考え、何をなしたかを真正面から見るべきで、転向後の評価をもって転向前の時代の業績を評価してはならないだろうと思う。⁹⁷⁾

(2006. 3. 31 脱稿)

(おおもり・ひろよし 成城大学経済学部教授)

97) 実はこうした政治家はフランスでは珍しいことではない。古くはガンベッタ、クレマンソー、A.ブリアン、ヴィヴィアーニ、ミルランなどを挙げることができる。ところで、次のような資料的裏づけなしのミルラン問題に関する歴史記述には到底賛成できない。西海太郎氏は、ミルラン入閣が惹き起こした社会主義陣営内部の分裂は、「フランス民衆の政治的進出を困難にするものだったので、金融勢力と結びついていた政府は、ミルランの入閣がこうした結果をもたらすであろうことを、最初から期待していたのであった。」[西海太郎, 1953, p222]

ミルラン入閣が社会主義陣営の潜在的な意見の違いを顕在化させ、分裂を生じさせたことは間違いないが、大局的に見ればミルランの入閣は、ドレフェス事件で反ドイツ主義と反ユダヤ主義に大きく傾きかけた第三共和政を「防衛」するためであった。彼は商工大臣として、国内に吹き荒れた出口のない労働争議に、力だけが解決手段であるかのような労働争議に、労使協議と仲裁方式を採用し、平和的に解決しようとしたのであって、「フランス民衆の政治的進出を困難に」するどころか、その積極的参加を輿論に働きかけ、制度的な参加の道を探求したのである。ヴァルデック・ルソーはミルランの政治と人生の師であって、典型的なオポルチュニストではあったが、ミルランを登用するに当たって、それが社会主義陣営の内部分裂を惹き起こし、民衆の政治的進出を抑えることを期待していた訳では決してなく、事実はその反対である。予断と偏見に満ちた歴史叙述は人を誤らせることになろう。

§ 本稿で利用した文献・資料（本文引用順）

- 大森弘喜「19世紀フランスにおける労使の団体形成と労使関係」関東学院大学『経済系』第227集, 2006
- François CARON, chp. V: Dynamismes et freinages de la croissance économique industrielle, chp. VI: La croissance industrielle, sécteurs et branches, F. BRAUDEL & E. LABROUSSE, *Histoire économique et sociale de la France*, 4, vol1, Paris, 1979, p 241-314
- 大森弘喜「第三共和政確立期の坑夫の生活と労働」遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジスムの研究』東京大学出版会, 1982a
- Michel BRANCIARD, *Société française et luttes de classes*, Lyon, 1967, t. 1
- Rolande TREMPÉ, *Le réformisme des mineurs français à la fin du XIXe siècle*, *Le Mouvement Social*, no65, 1968
- do-, *Les Mineurs de Carmaux, 1848-1914*, Paris, 1971, 2t.
- Ed. LOZÉ, *La Grève de 1891 dans le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais*, 1891, -do-, *Conciliation et arbitrage dans le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais*, 1889-1898, Paris, 1899
- Georges DUMOULIN, *Au Pays des gueules noires*, no. 1, *La Vie Ouvrière* (VO と略記する), no. 59-60, 1912
- Comité Central des Houillères de France (CHF と略記する), *Les Conventions d'Arras 1893-1902*, Paris, 1906
- Marcel GILLET, *Les charbonnages du Nord de la France aux XIXe siècle*, Paris, 1973
- Georges LEFRANC, *Le Mouvement syndical sous la Troisième République*, Paris, 1967
- 佐藤清「フランス労働運動史年表 (1789 - 1870, 1871 - 1914, 1915 - 1940)」中央大学『経済学論纂』1975 - 1976
- J. Hampden JACKSON, *Clemenceau and the Third Republic*, London, 1946,
- Georges MICHON, *Clemenceau*, Paris, 1931
- Jacques JUILLARD, *Clemenceau briseur de grèves, L'affaire de Draveil-Villeneuve - Saint-Georges*, Paris, 1965
- Nicholas PAPAYANIS, *Alphonse Merrheim: The Emergence of Reformism in Revolutionary Syndicalism 1871-1925*, Dordrecht/ Boston/ Lancaster, 1985
- Alphonse MERRHEIM, *L'Ouvrier Métallurgiste*, (OM と略記する), no. 168, 1905
- do-, *L'Organisation patronale en France*, *Le Mouvement Socialiste*, (MS と略記する) no. 200, 1908; no. 201, 1908; no. 202, 1908; no. 203, 1908; no. 204, 1908; no. 205, 1908; no. 209, 1909; no. 211, 1909; no. 215-216, 1909
- do-, *La Métallurgie, son origine et son développement : les forces motrices*, Paris, 1913
- 福井憲彦『ヨーロッパ近代の社会史—工業化と国民形成—』岩波書店, 2005
- Michell PERROT & Annie KRIEGEL, *Le Socialisme français et le Pouvoir*, Paris, 1966
- 大森弘喜「資料紹介『労働者の生活』」関東学院大学『経済研究所年報』第5集,

1982b

CRATÈS, Comment connaitre la situation d'industriel ?, *La Vie Ouvrière*, no. 25, 1910;
no. 55, 1912; no. 57, 1912; no. 62, 1912; no. 65, 1912; no. 68, 1912

Alphonse MERRHEIM, L'accaparement de la houille blanche, *VO*, no. 1

-do-, A propos de l'accaparement de la houille blanche, *VO*, no. 4

-do-, Compagnies minières et sociétés métallurgiques, *VO*, no. 37

-do-, Les mineurs se leveront-ils?, *VO*, no. 59

Georges DUMOULIN, Au Pays des Gueulles noires, *VO*, no. 59-60, no. 61

-do-, Les Conventions d'Arras, *VO*, no. 17, no. 18

Alphonse MERRHEIM, Les Serfs de Meurthe-et-Moselle, *VO*, no. 22, no. 23,

A.CHALBOS, Ce que j'ai vu en Meurthe-et-Moselle, *VO*, no. 25, no. 26

Victor ROUDINE, Pourquoi la vie est chère ? *VO*, no. 61, no. 64, no. 69

Jean BOUVIER, Mouvement ouvrier et conjonctures économiques, *Le Mouvement Social*,
1964 (この論文は、ジャン・ブーヴィエ著／権上康男・中原嘉子訳『フランス
帝国主義研究』御茶ノ水書房, 1974, 第6章「労働運動と経済変動」に訳出さ
れている)

Christian GRAS, Merrheim et le capitalisme, *Le Mouvement Social*, no. 63, 1968

Alphonse MERRHEIM, La Méthode Taylor, *VO*, no. 82, no. 83, no. 108, no. 108-109

権上康男「フレシネ・プラン (1878-82年) と財政投資政策—大不況期フランス
における国家と経済—」遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジズムの
研究』東京大学出版会, 1982

Albert AFTALION, *Le Cartel des mines de charbon du Nord et du Pas-de-Calais*, Brux-
elles, 1911

Francis LAUR, *L'Accaparement, Les Comptoirs des mines et de la métallurgie en France*,
Paris, 1907

原輝史『フランス資本主義—成立と展開—』日本経済評論社 1986

Comité des Forges de France (CFF と略記する), *La Sidérurgie française: 1864-1914*,
Paris, 1914 (これは鉄鋼協会 50 年史だが, 執筆・編集は事務総長 R.ピノだと
云われている)

Jean-Marie MOINE, *Les barons du fer: les maîtres de forges en Lorraine*, Nancy, 1989

UIMM 2000 (Jacques MARSEILLE, dir.), *L'UIMM, cent ans de vie sociale*, Paris, 2001

Michael Jared RUST, *Business and Politics in the Third Republic: The Comité des
Forges and the French steel industry, 1896-1914*, Princeton University Ph.D, 1973

Andre François-PONCET, *La vie et l'oeuvre de Robert Pinot*, Paris, 1927

田端博邦「社会保障の歴史」社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出
版会 1989

René WALDECQ-ROUSSEAU, *Questions sociales*, Paris, 1900

François NETTER, Les retraites en France avant le XXe siècle, *Droit Social*, no 6, 1963,
大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」権上康男・廣田明・

- 大森弘喜編『20世紀資本主義の生成－自由と組織化－』東京大学出版会 1996a
Ministère du Commerce, de l'Industrie, des Postes et des Télégraphes: Office du Travail
(OT と略記する) *Les Caisses patronales des Retaraites des Etablissements Industriels*, Paris, 1898
- Robert PINOT, *Les oeuvres sociales des industries métallurgiques*, Paris, 1924
- Hubert BRICE, *Les institutions patronales; leur état actuel, leur avenir*, Paris, 1895
- 大森弘喜『フランス鉄鋼業史』ミネルヴァ書房 1996b
- E. LEVASSEUR, *Questions ouvrières et industries en France sous la Troisième République*, Paris, 1907
- Alphonse MERRHEIM, L'escroquerie des retraites ouvrières, *VO*, no. 68
- Henri HATZFELD, *Du paupérisme à la sécurité sociale*, Paris, 1971
- A. ANDRÉ, *Hygiène de l'industrie du fer : Mines, Hauts-Fourneaux, Aciéries, Fonderies etc.* Paris, 1909
- Gerard NOIRIEL, *Longwy, immigrés et prolétaires, 1880-1980*, Paris, 1984
- Yves LEQUIN, *La mosaïque France: Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Paris, 1988
- Georges MAUCO, *Les Étrangers en France*, Paris, 1932
- G.S.CROSS, *The Structure of labor immigration into France between the Wars*, Univ. of Wisconsin, 1977
- P. MILZA, L'Immigration italienne en France d'une guerre à l'autre, P. MILZA (ed.), *Les Italiens en France de 1914 à 1940*, Paris, 1986
- Serges BONNET, Charles SANTITNI, Hubert BARTHELEMY, Les Italiens dans l'arrondissement de Briey avant 1914, *Annales de l'Est*, 1962, no. 1
- 大森弘喜「フランスにおける外国人労働者－十九世紀後半から今世紀初頭まで－」
西川純子・高浦忠彦編著『近代化の国際比較』(小林正彬教授還暦記念論文集)
世界書院 1991
- 横山 信『フランス政治史 1870-1958』福村書店, 1968
- 石原 司「急進派とその政治行動－反教権主義と非宗教化＝世俗化政策を中心として－」
山本桂一『フランス第三共和政の研究』有信堂, 1966
- Nicolas ROUSSELLIER, Aléxandre Millerand et la question de l'arbitrage des conflits du travail, Jacques LUCIANI (dir.), *Histoire de l'Office du Travail (1890-1914)*, Paris, 1992
- Anne-Marie MALLET, 2 novembre 1892-30mars 1900: genèse de loi Millerand, Jacques LUCIANI (dir.), *Histoire de l'Office du Travail (1890-1914)*, Paris, 1992
- Michelle PERROT, Vivre au Creusot, le coté des ouvriers, *Les Schneider, Le Creusot: une famille, une entreprise, une ville (1836-1960)*, Paris, 1995
- Pierre SORLIN, *Waldeck-Rousseau*, Paris, A.Collin, 1966
- Pierre LAROQUE, *Les Rapports entre Patrons et Ouvriers*, Paris, 1938
- A. LAVY, *L'oeuvre de Millerand; un ministre socialiste: faits et documents*, Paris, 1902

- Jules HURET, *Les Grèves, Enquête au Creusot, à Lille, Roubaix, Anzin...*, Paris, 1902
アンリ・デュビエフ編著／上村祥二・田中正人ほか訳『サンディカリズムの思想像』鹿砦社 1969 [1978]
ジョルジュ・ルフラン著／谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社, 1973 [1974]
Leslie DERFLER, *Alexandre Millerand; the socialist years*, Mouton, 1977
Alexandre MILLERAND, *Le Socialisme réformiste français*, Paris, 1903
Jacques LE GOFF, *Du Silence à la parole: Une histoire du droit du travail des années 1830 à nos jours*, Rennes, 2004
川村信郎「フランス第二帝政末期における雇主の労働審判所像－「賢人たちの評議会」の改革をめぐる－」『史学雑誌』102-4, 1992
平 實『フランス労働者政策史論』晃洋書房 1976
Vincent VIET, *Les voltigeurs de la République, L'inspection du travail en France jusqu'en 1914*, Paris, 1994
清水克洋「19世紀末フランスにおける労働監督官制度－V. ヴィエの議論を中心に－」『商学論纂』40-5-6, 2001
遠藤輝明「フランス・ディリジズムの源流－第三共和政の確立期におけるディリジズム－」遠藤輝明編『国家と経済－フランス・ディリジズムの研究－』東京大学出版会 1982
西海太郎『フランス現代政治社会史』三一書房, 1953
Wolfgang BARTHE, *Who's who in the People's Republic of China*, 2nd Ed. München, N. Y, Paris, 1987.

§ 本稿に引用はしなかったが参照した文献

- 労働省労政局労働法規課編著『フランスの労使関係制』日本労働研究機構, 1992
ジャン・ドフラヌ著／野沢協訳『フランスの左翼』白水社, 文庫クセジュ, 1972
ミシェル・デスパックス著／神尾真知子・野間賢訳『労働法』白水社, 文庫クセジュ, 1993
J. プリュア, M. ピオロ著／小出峻訳『フランス労働運動史』合同出版社, 1958
中木康夫『フランス政治史』上・中・下 未来社, 1975
モーリス・レヴィ＝ルボワイエ著／中山裕史訳『市場の創出－現代フランス経済史－』日本経済評論社, 1951 [2003]
〔本書はフランスにおける経済史研究の泰斗の手になる概説書であると同時に、個性的な専門書であるが、翻訳には固有名詞などに不正確な部分が見られる。例えば、ミルラ（頻繁に登場する）→ミルラン、労働基準検査制度（p276）→労働監督官制度、労働争議調整制度（p277）→労働争議仲裁制度、アルペール・ド・ミュン（p283）→アルペール・ド・マン、製鉄協会（p283）→鉄鋼協会、1901年団体結成法（p522）→結社（の自由）法、1884年職業団体法（p522）→職業組合法、労使紛争調停委員会（p523）→労働審判所など。他にも文意が理解できない箇所が見られる。〕

- 中上光夫「揺籃期のフランス社会保険立法」『三田學會雑誌』70 - 5, 1977
- 加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴」北海道大学『法学論集』35 - 3・4 合併号 1984
- 窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償論』法律文化社, 1985
- 荒木誠之『労災補償法の研究』総合労働研究所, 1981
- 近藤嘉昭「A. ミランの入閣問題—フランス社会主義政党史研究—」『長崎県立国際経済大学論集』8 - 3・1975
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系フランス史 3』山川出版社, 1996
- 平井和秀「労使関係と労働争議」『一橋論叢』85 - 3, 1981
- 岩井養吉「フランス法における労働協約の研究」『八幡大学論集』27 - 2, 1977
- 恒藤武二「フランスにおける労働協約法の発展に関する一考察」『同志社法学』11号, 1951
- 石崎政一郎「フランスにおける労働協約」平野義太郎・戒能通孝・川島武宣編『団結権の研究』(末弘巖太郎博士還暦記念論文集) 日本評論社, 1951
- 椎名重明編『団体主義—その組織と原理—』東京大学出版会, 1985
- Paul NOURRISSON, *Histoire de la Liberté d'Association en France depuis 1789*, 2 tomes, Paris, 1920
- Emile WORMS, *De la Liberté d'Association au point de vue droit public à travers les âges*, Paris, 1887
- Jean MONTREUIL (pseudonymé de G. Lefranc), *Histoire du mouvement ouvrier en France des origines à nos jours*, Paris, 1947
- Pétrus FAURE, *Histoire du Mouvement ouvrier dans le département de la Loire*,
- François SIMIAND, *Le salaire des ouvriers des mines de charbon en France*, Paris, 1907
- Michelle PERROT, The three stages of Industrial discipline in 19th-century France, in MERRIMAN, J.M., (ed), *Consciousness and class experience in 19th-century Europe*, New York, 1980
- 田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」東京大学社会科学研究所編『福祉国家の展開』東京大学出版会, 1965
- 斉藤佳史「第三共和政期フランスにおける労働局と社会改革」『歴史と経済』190号, 2006
- 綾部恒雄監修・福井憲彦編『結社の世界史 3 アソシアシオンで読み解くフランス史』山川出版社, 2006
- Christian TOPALOV(dir.), *Laboratoire du nouveau siècle: la nébuleuse réformiste et ses réseaux en France, 1880-1914*, Paris, 1999

§ 図版出典一覧

- 図 1 Bruno MATTEI, *Rebelle, Rebelle! Révoltes et mythes du mineur 1830-1946. Mâcon*, 1987. p160

- 図2 Serges BONNET et Roger HEMBERT, *La ligue rouge des hauts-fourneaux: Grèves dans le fer lorrain en 1905*. Paris, 1981, p39
- 図3 同上 p180
- 図4 同上 p180
- 図5 UIMM 2000 (Jacques MARSEILLE, dir.), *L'UIMM, Cent ans de vie sociale*, Paris, 2001, p18-19
- 図6 同上 p32
- 図7 (Musée d'Orsay et Ecomusée), *Les Schneider, Le Creusot: une famille, une entreprise, une ville (1836-1960)*, Paris, 1995, p314

近代フランスにおける労使関係とディリジスム

近代フランスにおける
労使関係とディリジスム

(研究報告 No. 43)

平成 18 年 3 月 20 日 印 刷

平成 18 年 3 月 25 日 発 行

非売品

著 者 大 森 弘 喜

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電 話 03 (3482) 1181 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
